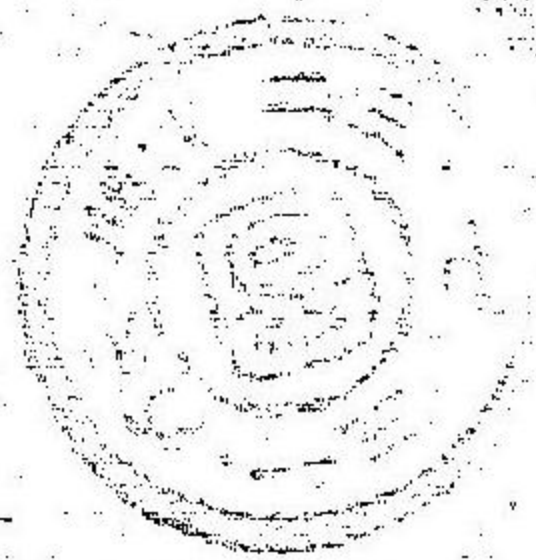


No 4834/23

大阪控訴院評定官  
從六位勲六等  
三澤元衡君校閱  
耕雲 福井 淳纂述

泉商法問答講義

大阪 甲中榮堂發行



自序

四方八面渺茫澎湃タル大洋中ニ兀然トシテ立  
チ星然トシテ礫ノ如キ蕞爾タル一小島國ヲ狹  
ミ東ニ米ノ大邦アリ西ニ歐ノ強國アリ常ニ虎  
視眈々東洋ニ垂涎シ動モスレハ虎狼ノ欲ヲ逞  
フセント欲ス嗚呼豈危カラスヤ熟ラ我國現今  
ノ狀勢ヲ觀察スルニ文運日ニ隆盛ニ赴クト雖  
モ比年金融否塞米價不當上ハ困ミ下ハ泣クガ  
如キノ傾キアリ是レ強兵ヲ本トシ富國ヲ末ナ  
リトスル所以ナリ然ラバ則チ富國ノ策如何曰

ク我國ニ於テハ土地狹ク人民多ク海之ヲ包ミ  
 港之ヲ迎フ而シテ陸運亦便ナラストセス工業  
 殖産亦敢テ各國ニ讓ラス殖産盛ナリ工業盛ナ  
 リ而シテ之ヲ媒介シテ彼此流通セシムヘキ所  
 ノ商業ノ振興セサルニ於テハ殖産工業亦奈何  
 トモ爲ス能ハズ此時ニ乘シ一旦獅鷲ノ瓜牙ヲ  
 逞フセバ糶糧器械之ヲ奈何トモ爲ス能ハサル  
 ベシ商業ハ實ニ國運ヲトスヘキモノナリ吾人  
 ノ安身立命ノ母ナリ我國富國ノ根元ナリ今日  
 商業振興セサルハ國愈貧シカラシ國貧ケレハ

兵愈弱カラシ兵弱ケレハ鷲獅愈其隙ニ乘セン  
 於是乎我三千年ノ社稷ノ亡ビシ吾人ノ貴重ナ  
 ル自由失ハレン是レ商法發布ノ必要ナル所以  
 ナリ嗚呼今日漸ク商法ノ發布ヲ見ル何ソヤ曰  
 ク我國商業單純不振未ダ商法ヲ發布スルノ域  
 ニ至ラザルナリ今ヤ發布セラシ商業家勉メス  
 シテ可ナランヤ我國ノ運命ハ商業ノ盛不盛ニ  
 關ス商業家愈自ラ高フシ愈自ラ奮フヘシ此商  
 法ノ緻密ナル正肅ナル軌道ニ依リテ駛進スヘ  
 シ商法ヲ讀ム者宜シク細翫服膺シテ以テ徒ラ

三棘ヲ吞ンテ渾侖タルノ觀ヲ學ブ勿レ今ヤ刻成ルヲ告ク一言ヲ附シテ序ニ代フ

明治廿三年七月上浣 耕 雲 識

凡 例

- 一 本書ハ本年法律第三十二號ヲ以テ公布セラレタル商法ノ條項ニ就キ之カ意義理由トナシ詳カニシタルモノナリ而シテ高尚ニ涉リ學理的ヨリ論シタルモノハ世其人ニ乏シカラス其書ノ發兌モ從テ多シ此ノ如キ書ハ普通讀者ノ了解シ難ク且ツ實際ノ用ニ乏シト信ス本書其目的トスル所ハ未ダ法律ヲ知ラザル者ニ讀マシメシガ爲メ勉メテ了解シ易キヲ主トシ問答体ニ註解講義ヲ爲シ詳ニ其意義理由ノ在ル所ヲ知ラシム殊ニ最モ解シ難キ所ハ間々俗語ニ涉ルヲ厭ハス只ダ了解シ易カラシテ欲ス讀者著者ノ意ヲ用ユル所ヲ知リテ卑俗ヲ嫌フ勿レ
- 一 本書ノ講義中箇ニ過グル所アリテ讀者チシテ隔靴搔痒ノ歎ヲ免カレシムル所ナキニアラスト雖モ紙頁ノ限リアルニ制セラレ著者ニ於テモ本意ヲ充ツル能ハズ其之ヲ諒セヨ然リト雖モ必要ノ所ハ紙頁ニ制肘セラレズ可成詳ニ講義シ置キタルヲ以テ敢テ粗漏ナシト信ズ
- 一 本法ハ民法ニ密着ノ關係ヲ有スル所多キヲ以テ其關係スル所ヲ鰲頭ニ

掲ケ參觀ニ供ス是レ本法第一條ニ記載スル所ニ從フモノナリ而シテ民  
法ノ條項ハ一章中單ニ或ル部分ヲ摘抄シ或ハ一節ノミヲ掲載シタルア  
リト雖モ只其關係ノ主要タル所ヲ參看ト爲スノ意ナルヲ以テナリ讀者  
其之ヲ怪ム勿シ

明治廿三年七月

纂述者識

朕商法ヲ裁可シ之ヲ公布セシム此法律ハ明治廿四年一月一日ヨリ施行  
スヘキコトヲ命ス

### 御名御璽

明治廿三年三月廿七日

農	外	遞	文	陸	大	司	海	內閣總理大臣兼內務大臣
商	務	信	部	軍	藏	法	軍	大臣
務	大	大	大	大	大	大	大	伯爵
大	臣	臣	臣	臣	臣	臣	臣	山縣有朋
臣	子	伯	子	伯	伯	伯	伯	西鄉從道
岩	青	後	榎	大	松	山	山	田顯義
村	木	藤	本	山	方	田	田	正義
通	周	象	武	正	正	正	正	義
俊	藏	二	揚	義	義	義	義	義
		郎		巖	巖	巖	巖	巖

民法  
參照 日本商法問答講義目錄

總則	自第一條至第二條	一
第一編 商ノ通則		
第一章 商事及商人	自第三條至第十七條	三
第二章 商業登記簿	自第十八條至第二十二條	十八
第三章 商號	自第二十三條至第三十條	二十二
第四章 商業帳簿	自第三十一條至第四十一條	二十七
第五章 代務人及商業使用人	自第四十二條至第六十五條	三十六
第六章 商事會社及共算商業組合		
商事會社總則	自第六十六條至第七十三條	五十三
第一節 合名會社		
第一款 會社ノ設立	自第七十四條至第八十二條	五十八
第二款 會社契約ノ變更	自第八十三條至第八十四條	六十四
第三款 社員間ノ權利義務	自第八十五條至第一百零七條	六十五

第四款	第三者ニ對スル社員ノ權利義務	自第百八條 至第百十九條	七十七
第五款	社員ノ退社	自第百廿五條 至第百廿六條	八十五
第六款	會社ノ解散	自第百廿五條 至第百廿六條	八十八
第七款	合資會社	自第百廿六條 至第百廿七條	九十六
第八款	株式會社	自第百廿七條 至第百廿八條	九十六
第九款	總則	自第百五十四條 至第百五十六條	百〇六
第十款	會社ノ發起及設立	自第百五十七條 至第百七十二條	百〇八
第十一款	會社ノ商號及株主名簿	自第百七十三條 至第百七十四條	百十七
第十二款	株式	自第百七十五條 至第百八十四條	百十八
	取締役及監查役	自第百八十五條 至第百九十七條	百二十二
	株主總會	自第百九十八條 至第百九十九條	百二十九
	定款ノ變更	自第百九十九條 至第百一〇〇條	百三十三
	株金ノ拂込	自第百一〇〇條 至第百一〇一〇條	百三十七
	會社ノ義務	自第百一〇一〇條 至第百一〇一〇條	百四十四
	會社ノ檢査	自第百一〇一〇條 至第百一〇一〇條	百四十四
	取締役及監查役ニ對スル訴訟	自第百一〇一〇條 至第百一〇一〇條	百四十六
	會社ノ解散	自第百一〇一〇條 至第百一〇一〇條	百四十七

第十三款

第四節	會社ノ清算	自第百四十四條 至第百五十五條	百五十一
第五節	罰則	自第百五十六條 至第百六十四條	百六十三
	共算商業組合	自第百六十五條 至第百七十三條	百六十八

第七章 商事契約

第一節	契約ノ種類	自第百七十四條 至第百九十一條	百七十三
第二節	契約ノ取結	自第百九十二條 至第百九十二條	百八十五
第三節	契約ノ履行	自第百九十二條 至第百九十二條	百九十三
第四節	價額賠償損害賠償及引割	自第百九十三條 至第百九十三條	百〇三
第五節	違約金	自第百九十四條 至第百九十四條	百十二
第六節	代理	自第百九十五條 至第百九十五條	百十四
第七節	時効	自第百九十六條 至第百九十六條	百二十
第八節	交互計算	自第百九十七條 至第百九十七條	百二十三
第九節	質權	自第百九十八條 至第百九十八條	百二十九
第十節	留置權	自第百九十九條 至第百九十九條	百四十二
第十一節	指圖證券及無記名證券	自第百九十九條 至第百九十九條	百四十七

第八章

代辦人、仲立人、仲買人、運送取扱人及

七 運送人

第一節	總則	第四百五條	二百五十四
第二節	代辦人	第四百六條	二百五十五
第三節	仲立人	第四百九條	二百六十四
第四節	取引所仲立人	第四百三十一條	二百六十四
第五節	仲買人	第四百五十六條	二百八十三
第六節	運送取扱人	第四百八十一條	二百八十九
第七節	運送人	第四百九十二條	三百〇八
第八節	旅客運送	第四百九十六條	三百十八
第九節	旅送運送	第五百零七條	三百三十七
第十章	賣買		
第一節	賣買契約	第五百廿五條	三百四十四
第二節	供給契約	第五百五十二條	三百七十
第三節	競賣	第五百五十八條	三百七十四
第四節	取戻權	第五百七十一條	三百八十一
第五節	消費貸借	第五百八十六條	三百八十七

第十一章

第一節	信用約束	第五百九十七條	三百九十七
第二節	寄託	第六百廿四條	四百〇三
第三節	總則	第六百廿五條	四百十八
第四節	火災及地震ノ保險	第六百六十六條	四百五十
第五節	土地ノ產物ノ保險	第六百六十七條	四百五十六
第六節	運送保險	第六百七十一條	四百五十九
第七節	生命保險、病傷保險及年金保險	第六百七十七條	四百六十三
第八節	保險營業ノ公行	第六百八十八條	四百七十五

第十二章 手形及ヒ小切手

第一節	總則	第六百九十九條	四百八十一
第二節	爲替手形	第七百十五條	
第一節	振出	第七百廿六條	四百九十六
第二節	裏書	第七百廿七條	五百〇二
第三節	引受	第七百卅三條	五百〇九
第四節	榮譽引受	第七百四十二條	五百十七



第五款	保	證	自第七百五十一條	五百二十一
第六款	支拂	自第七百五十三條	五百二十三	
第七款	榮譽支拂	自第七百六十七條	五百三十六	
第八款	償還請求	自第七百七十四條	五百三十九	
第九款	拒證書作成	自第七百九十九條	五百四十九	
第十款	戾爲替手形	自第七百九十九條	五百五十六	
第十一款	資	自第八百三條	五百五十九	
第二節	約束手形	自第八百十一條	五百六十四	
第三節	小切手	自第八百十五條	五百六十八	
第一編	海商			
第一章	船舶	自第八百廿四條	五百七十三	
第二章	船舶所有者	自第八百廿三條	五百八十三	
第三節	船舶所有者ノ權利及ヒ義務	自第八百四十一條	五百八十九	
第三章	船舶債權者	自第八百四十九條	五百九十五	
第四章	船長及ヒ海員	自第八百五十九條		

第一節	船長	自第八百六十條	六百〇八
第二節	海員	自第八百七十四條	六百二十
第五章	運送契約		
第一節	船舶賃貸借契約	自第八百八十七條	六百二十九
第二節	船荷證書	自第八百九十九條	六百三十七
第三節	運送賃	自第九百三條	六百四十三
第四節	旅客運送	自第九百十七條	六百五十四
第六章	海損	自第九百廿九條	六百六十四
第七章	冒險貸借	自第九百四十五條	六百七十八
第八章	保險		
第一節	保險契約ノ取結	自第九百五十三條	六百八十五
第二節	保險者及ヒ被保險者ノ權利義務	自第九百五十七條	六百八十九
第三節	委棄	自第九百六十四條	六百九十五
第九章	時効	自第九百七十六條	七百〇四
第三編	破産		

第一章	破産宣告	自第九百七十八條 至第九百八十四條	七百〇六
第二章	破産ノ効力	自第九百八十五條 至第九百九十六條	七百十二
第三章	別除權	自第九百九十七條 至第一千一七條	七百二十
第四章	保全處分	自第一千二條 至第一千七條	七百二十三
第五章	財團ノ管理及ヒ換價	自第一千八條 至第一千廿二條	七百二十八
第六章	債權者		
第一節	債權ノ届出及ヒ確定	自第一千廿三條 至第一千廿九條	七百三十七
第二節	特種ノ債權者	自第一千卅四條 至第一千卅五條	七百四十三
第三節	債權者集會	自第一千卅七條 至第一千卅八條	七百四十七
第七章	協諾契約	自第一千四十四條 至第一千四十五條	七百四十九
第八章	配當	自第一千四十九條 至第一千五十三條	七百五十五
第九章	有罪破産	自第一千五十四條 至第一千五十八條	七百五十八
第十章	破産ヨリ生スル身上ノ結果	自第一千五十九條 至第一千六十四條	七百六十一
第十一章	支拂猶豫	自第一千六十五條 至第一千六十九條	七百六十五
目次終			



總論

抑商業ある者て人生自然の業務でありまして國の東西を論せず洋の南北を問はず苟も人民の棲息する土地に於て未だ曾て此業務の無き處とありはせぬあり併しながら其時代表依りて其方々名義は相異りまするを要するに商業の分業と申して到底一人あて出来ぬは益を得せしむるの大原則より生る自然の結果あして一口に言へる商業の元は分業に在りて一生涯を以て一生を支へるものと到底爲すことはできぬことでありまする西人等は自身力のみを以て一生涯を以て一生を支へるものと到底爲すことはできぬことでありまする西人は十世紀を以てするを作り出すものはその身のみの需要さへ充分にするまで死なせぬ是は於てや各自分業して以て其労働の結果を交換せねばなりませぬ亮に然り上古生活の單純なる時代は於ても毛や皮を以て穀物や果物に代へ獸の肉を以て魚肉に代ふる如き交換の事業は行はれてありました是れ即ち人々其労働の結果を交換する者ありと雖も此事たる決して容易の業でとありませぬ蓋し甲の有する獸皮を果して乙の所望する所なるやば知ることできませぬ是は於て甲は其有する所の獸皮を携へて終日其交換者を求めねむなりませぬ不幸にして獸皮の所望者を得たるも其者果して甲の所望する米穀

を有するやと知ることでもさせぬ實に困難あることでありませぬ是れ畢竟需用を供給するの持合せぬこと價格の標準を欲く事分割などの出來ざる事等に原因ものでありませぬ斯の如く自身交換の業と其困難甚だしきに依り茲に一計を案出し双方需要者間に立ち其媒介を爲すべし人を設けたり此人を名けて商人と云ふ是を商業發達の原因であります即ち交換の表皮の剝去りたるものは商業であります此説と或人の説を茲に譯して上古より商業の起因る一端を知るに供するものなり

夫然り人は商業界の動物であります一日に商事に關係のならぬとはありませぬ商業なければ一日を生活することは死ぬるのであります何を以て斯く言ふ曰く人は分業であければ需用を充分することはできぬことは前にも述べたる如く苟も分業に従ねば百股の事業の進歩も期すべからざる已に分業に従ふて致々むれを何ぞ他家を顧みるの違ありませぬ已に他家を顧るの違なし是を以て彼に餘贏を此に要する物と此に餘りて彼に要する物と相交換する方法を工夫したい之を古代に於ての交易乃ち商業の起因と爲す爾來月を經年を閱るに従ひて人智愈發達し遂に之等の不便を感ず一種の需用者と供給者との中間に立ちて彼此の交易を斡旋する者を創置たり之を以て大々交易上に便益を與へたり乃ち是より己の需要を所持する者をして己れの有する物が其相手方の入用とならぬやうな不都合を感ずませ

ぬ商業人は實に斯の如くにして起りたる者なり商業人と實に需要者供給者間の媒介にならざるあり豈至重至要の者ではありませぬの

然而して人文の開達するに従ひ商業も亦發達すると自然の理であります或は其土地人情風俗慣習より商業の昌盛なるを否らぬとあり従て商業の發達したる國を否らぬ國とあり却説我邦に於ける商業は如何なる進歩を顯し居るの今之を歐米諸國に對比するに或と其比較の標準の取れぬ者あり誠と遺憾と云ふべなりませぬ其起原は我國以前に在ては商業は一町村又は一地方との間のみ行つたりと雖も今日の如くにあらざり士族の商業を賤むの甚だしし商人も亦た自ら卑下して商業を行ふ者の權利と藥にする程もなきものでありました誠未開の淺間しと歎息するより外はありませぬ實に我國商業の進歩を妨げられ今日歐米に一步を譲りたるも皆此等の風習が行れたるの致す所より外ありませぬ若夫今日の商業家諸君を斯ることを思惟熟慮せらるゝあらむ自ら悔悟らるゝ所あらん

今日は封建時代の關門は業に己に撤去られ日本國中何れの地に行きて商業を營むも業よりの其勝手自由たるをかりでなく尙ほ進んで外國と貿易を爲し銖兩を争ふやうになりませぬ夫を外國貿易は殆んど交換の如きものと雖も商業の充分なる發達を爲したるは外國貿易の時代に在りて謂ふべきなりませぬ我國維新以前より外國貿易の事業開けたりと雖も開港場と

て或る港を限りて貿易を爲すことができぬのみ即ち外國との貿易は關門の設けありて此關門に依るでなければ貿易を爲すことができぬ其窮屈千萬なること夫の封建時代よりも或る甚だしきものあらん故に今日我國に於ける外國貿易の有様は假令ば恰ど夜中店前に立ち格子の孔穴より買物を爲すが如く誠に不自由誠不都合なりと謂ふべし斯る不都合は到底久しきことばなきもので遠からず内地雜居の天地を見るに至るべし是を以て今や既に商法も發布せられ夙に其準備も整むたり

然而して商法は發布せられ實施し明治廿四年一月に在り已に斯の如く切迫の時期に至れり商業に従事する者一日も忽諾にすることはできませぬ商業の權利は完全々鞏固となり商業の規定は緻密とあり殊に範圍を擴張し商業家をして發達の域に誘導し益々商業を振起盛昌ならしむるの基礎を立てられたり而して商事之頻繁なり慣習は從て變遷し此頻繁なる商業と慣習の變遷とを網羅し百般の商業を悉く此商法に規定せられたるあり商業の隆盛を致さんと思へば世人の商業に熟練するも又之を保護の法律を設立するとを務めねばなりませぬ而し法律は既に完備たり商業を熟練するにかりになりませぬ商業を熟練するに何を以て致しませぬや能く商法を熟讀し法律の規定の範圍内に於て業を營むの他ありませぬ然らば商業を營む者は先づ第一着に此商法を講讀して其權利義務の在る所を知り以て商

法の性質の何物たるを知り商事と非商事と商人と非商人との分界を區別して混同する勿かれ我商法を講ずるに當り法理を齟齬しするに從前工業と農業といひしもの内に商事に看做さるゝあり甚だ其分界を立てるに苦みませぬ故に各人も此商法を讀むに當り此等の區別を立てねば大に方針を誤ることありませぬ

我已に商法の講せねばならぬとは前記述べたる如く實に商業家たる者は一日も忽諾にすることできませぬと萬々でありませぬ然らば商法は民法に密着の關係を有する者でありませぬ素より商法は一個獨立の法律でありませぬ之を民法の一派に列するも敢て差支なきものとしませぬ即ち我商法を講ずるに當りて民法を參考に供する所以でムリませぬ

夫れ商法の性質を概略茲に陳述すれば凡そ商業工業に至ては其取引頻繁なるを以て常々迅速簡單を要する者としませぬ故に民法に定めざる所の法則を履行せしむることできませぬ是れ商法の必要なる所以でムリませぬ商法の目的たる迅速なる取引をなし且其權利を確實ならしむる爲め簡單なる法則を定めざるに在りませぬ然れども商業の事たる日に月お進歩するを以て取引上の習慣も亦自ら變遷を免れませぬ是を以て商法は隨時改良して以て實際の需用に適應するの時機甚だ早き者としませぬ故に立法者が商業に特別ある法則を設定す

る所以の者は主として迅速を尙ふに在ります然れども只迅速に流るゝと云は未だ以て商業の隆盛を爲すに足らざる信用も亦缺くべからざるを以て此二点を商法に於て保護せらるゝの規定ある所以でムリです

我已の商業を盛にせねばならぬと商法の講せねとあらぬ譯をを繰々述べましたこの讀者果して感ぜらるゝや否やは信じ難しと雖も亦商法を讀者の裨補の一端ともならんと茲に總論を斯く掲げぬ

民法参照

民法 日本商法問答講義

民法  
財産編  
第二部  
大權及七義  
第二百九十  
三條  
大權即チ債  
權一常一義  
義務一常一  
義  
又ハ他  
マリタル  
人又ハ數人  
ニ對シテ或  
ル物ヲ與ヘ  
又ハ或ル事

大阪控訴院評定官 三澤元衡 校閱  
從六位勳六等 耕 雲 福井 淳 纂述



第一條 商事ニ於テ本則ニ規定ナキモノニ付テハ商慣習及ヒ民法ノ成規ヲ適用ス

問 商法と民法とは其關係密着したるもの、様存じますが詳細に承り度し

答 御意の如く本來の性質を言へる商法は民法中に包含せらるゝ等のものでありませぬけれども商賣取引の事は亦一種特別の事情あるものも他の民事と同一の定規を以て之を取定め難きものがあります故に此法を特に設定したるものであります然し亦ながら本來の性質が民法と同一のものも第一條に於て「民法の成規を適用す」と言われたるものであります

問 商法の民法に關係を有する所のものは何等のものを最と致しますか

チ爲シ若クハ爲サ、ル  
一ニ服従セ  
シムル人定  
法又ハ自然  
法ノ羈絆ナ  
リシ義務ヲ  
負フ者ハ之  
ヲ債務者ト  
名ツケ義務  
ニ因リテ利  
益ヲ得ル者  
ハ之ヲ債權  
者ト名ツク  
第二百九十  
四條  
人定法ノ義  
務ハ其履行  
ニ付キ法律  
ノ許セル諸

般ノ方法ニ  
依リテ債務  
者ヲ強要ス  
ルヲ得ル  
モノナリ自  
然ノ義務ニ  
對シテハ訴  
權ヲ生ゼス  
第一章義務  
ノ原因  
總則  
第二百九十  
五條  
義務ハ左ノ  
諸件ヨリ生  
ス第一合意  
第二不當ノ  
利得第三不  
正ノ損害第  
四法律規定

答 商法の民法に密着の關係を有する所多しと雖も先づ民法に於て義務に關する總則は商業中諸般の契約に適用するを得べし夫れ會社の契約は民法中其法則ありとは申せども商法でなければ其完備の法則を見るよし出來せん又代理、保証、連帶其他權利者其義務者の權を代用するの權、權利者を害する爲め爲したる義務者の所爲は權利者に於て之を認めるよしのでさぬ權利者は皆商法中其適用と見る所のものでムリます就中特權書入質、有夫の婦に屬する權利の如きと商法中家資分散を深く研究致さねば其邊奥を知ることできません

第二條 特種ノ商事又ハ商人ノ爲メニ發布シタル法律、命令及ヒ規則ノ効力ハ本法ニ因リ妨ケラルルコト無シ

問 特種の商事又は商人の爲めに發布したる法律命令とは如何なるものでムリますか

答 特種の商事とは種類變りの商業でムリます例へば米商株式の規則又と質屋規則等の様なものでもムリます是等の種類の商業の爲めに別段に法律規則命令を發して本法には懸掛なく施行せらるゝものでムリますゆへ「本法に因

り妨げらるゝよし無しと言へり

第一編 商ノ通則

第一章 商事及び商人

第三條 商事トハ商人又ハ其他ノ人ノ爲シタルニ拘ハラヌ總テノ商取引及ヒ其他本法ニ規定シタル事項ヲ謂フ

問 商事とは如何なる事項を申しますか

答 商人の爲したる商取引は勿論其他の人の爲したる商取引と本法に規定してあります事項の總て之を商事と稱へます而して商事の性質を申せば商品の買入にして其目的之に手数を加へて賣却するか又は買入の儘賣却するか或は之を貸貸するに在る時を申します語を換へて言へる再び賣却し又は貸貸するの意思を以て商品を買入るゝを商事とします故に買入の目的と主として再び之を賣却するにありまするを要します因て商品を買入るゝと申せども其目的の主として之を費消する又と保存するに在るとさきと若し後日好ま機會を得て賣却しまでも其買入を以て商事とは申さませぬ

第四條 商取引トハ賣買、貸貸又ハ其他ノ取捌ノ方法ニ因リ產物、商品又ハ有價

第一節 合意  
 第二百九十六條  
 合意トハ物  
 權トハ權ト  
 ナ問ハス或  
 ル權理ヲ創  
 設シ若クハ  
 移轉シ又ハ  
 之ヲ變更シ  
 若クハ消滅  
 セシムルヲ  
 目的トスル  
 二人又ハ數  
 人ノ意思ノ  
 合致ヲ謂フ  
 合意ガ人權  
 ノ創設ヲ主  
 タル目的ト  
 スル片ハ之

證券ノ轉換ヲ以テ利益ヲ得又ハ生計ノ爲メニスル旨趣ニテ直接又ハ間接ニ行  
 フ所ノ總テノ權利行爲ヲ謂フ殊ニ左ニ掲クルモノハ商取引ニ屬ス

第一 產物ノ交換、販賣ヲ目的トスル取引  
 第二 製造、工業及ヒ手職業ニ係ル作業及ヒ取引  
 第三 人及ヒ物ノ運送ニ係ル作業及ヒ取引  
 第四 航漕ニ係ル作業及ヒ取引  
 第五 建築ニ係ル作業及ヒ取引  
 第六 銀行營業ニ係ル作業及ヒ取引  
 第七 流通シ得ヘキ信用證券ノ發行及ヒ流通ニ係ル作業及ヒ取引  
 第八 商ノ爲メニ爲シ又ハ受クル倉庫寄託及ヒ其他ノ寄託ニ係ル作業及ヒ  
 取引  
 第九 船舶ノ賣買、質入、抵當、構造、修繕、機裝及ヒ乗組ニ係ル作業及ヒ取引  
 第十 取引所ノ取引  
 第十一 保險ニ係ル作業及ヒ取引

問 商事ト商取引とは異なるものであります

チ契約ト名  
 ツツ  
 第一款 合意  
 ノ種類  
 第二百九十  
 七條  
 合意ハ双務  
 ノモノアリ  
 當事者相互  
 ニ義務ヲ負  
 擔スル片ハ  
 其合意ハ雙  
 務ノモノナ  
 リ一當事者  
 ノ一方ノミ  
 ガ他ノ一方  
 ニ對シテ義  
 務ヲ負擔ス  
 ル片ハ其合  
 意ハ片務ノ

答 商事と商取引とは其區域に廣狹があります計りで商事と申せば其中に商  
 取引と包含であります商取引とは物を賣買し賃貸し又は取捌の方法を因り産  
 物商品又は有價証券即ち公債証券株券と仲買して利益を得又は一身一家の生  
 計の爲めにする旨趣にて直接又は他人の手を経て行ひます所の商業上の權利  
 の行爲を申します而して當然商取引と稱へますものと本條に掲げてありま  
 す第一より第十一迄の事項を申します今之を一々陳べませう

第一 物品の交換販賣第二 製造工業手職業に係る作業取引第三 人及び物の運漕  
 に係る作業第四 航海運漕に係る作業第五 建築業に係る作業第六 銀行營業に係  
 る作業第七 融通の爲め信用証券を發行し又ハ融通ニ係る作業即ち株式賣買第  
 八 倉貸し第九 船舶の賣買等第十 取引所の取引第十一 保險ニ係る作業等であ  
 ります

第五條 其他左ニ掲クルモノハ之ヲ商取引ト看做ス

第一 公ニ開キタル店舗、帳場若クハ其他ノ營業所ニ於テ又ハ公告ヲ爲シ  
 テ營業ニ兩替及ヒ利息若クハ其他ノ報酬ヲ受クル金錢貸付

第二 新聞紙及ヒ其他ノ定期印刷物ノ發行

モノナリ  
 第二百九十  
 八條  
 合意ニハ有  
 償ノモノア  
 リ無償ノ者  
 アリ各當  
 事者カ出捐  
 ナシテ相  
 互ニ利益ヲ  
 得又ハ第三  
 者ヲシテ之  
 ヲ得セシム  
 ルハ其合  
 意ハ有償ノ  
 モノナリ當  
 事者ノ一方  
 ノミガ何等  
 ノ利益ヲモ  
 給セセシム

第三 商事ニ於ケル各般ノ代理及ヒ委任

第四 公ナル周旋所及ヒ代辦ノ營業

第五 公ナル共歡場及ヒ遊娛場ノ營業

第六 受負作業ノ引受

問 公に開きたる店舗帳場と如何なるものを申しますか

答 公に開きたる店舗とは一己の店舗にあらざる數人共同して開きたる店舗を云ひ帳場とは人力車營業人が數人組合をして營業場を設け其利益を共にする様なるものを申します

問

第五條第二より第五に於ける事項と如何なる證據でムりますか

答 第二新紙は御承知の通りよて別に申すよ及ばば定期印刷物とは時日を定めて其日時と必ず發行すべきもの第三各般の代理及び委任とは商取引の取結の爲めに委任者の代理を爲す者を代理者と申して代理者は委任者の代表者となりて約諾を爲すよとを得ます第四周旋所とは自ら或取引を爲すよと能はざるか又は爲すよとを嫌ふ者は他人をして之と爲さしむるを商業上の習慣とします而して其取引を爲す依頼を受たる者を周旋人と申します代辦とは商

テ他ノ一方  
 ヨリ利益ヲ  
 受クルハ  
 其合意ハ無  
 償ノ者ナリ  
 第二百九十  
 九條  
 合意ニハ諾  
 成ノモノ有  
 リ要物ノ者  
 アリ合意  
 カ當事者ノ  
 承諾ノミテ  
 以テ成立ス  
 ルハ其合  
 意ハ諾成ノ  
 者ナリ合  
 意カ當事者  
 ノ承諾ノ外  
 尚ホ目的物

事に於て他人の代理を爲すを營業とする商人であります第五公ある共歡場とは俱樂部の如き平常公衆が集り歡樂を爲す所遊娛場とは揚弓店球突場の如況を申します

第六條 商人其營業上ニ於テ取結ヒ又ハ他ノ商人若クハ作業人ト取結ヒタル取引ハ反對ノ證ナキトキハ之ヲ商取引ト看做ス

問 第六條の趣意は如何解しまして宜しき裁量明示下され度し

答 凡て商人の營業と商取引と係るものと認めまするに依り商人が營業上於て取結ビ又ハ他の商人若クハ作業人と取結する取引と反對の証なきときは之を商取引を見做すと云ふ意義でムります

第七條 左ニ掲クルモノハ之ヲ商取引ト看做サス

第一 所有地又ハ借地ヨリ收穫シタル產物ヲ賣ルコト但營業ノ目的ヲ以テセサルモノニ限ル

第二 戸口ニ就キ又ハ道路ニ於テ物品ヲ賣リ又ハ勞役ヲ供スルコト但常設ノ營業所ヨリ出ツルモノハ此限ニ在ラス

第三 専ラ勞力賃ノミヲ得ル目的ニテ物品ヲ製作シ又ハ勞役ヲ爲スコト



ノ引渡ヲ要スル件ハ其合意ハ要物ノモノナリ  
 第三百條 合意ニハ要式ノモノ有リ不要式ノモノ有リ公正証書ヲ以テ承諾ヲ與フヘキ合意ハ要式ノモノナリ此他ノ場合ニ於ケル合式ハ不要式ノモノナリ  
 第三百一條 合意ニハ實

第四 他人ノ爲メニ動作又ハ勞役ヲ賃約スルコト但本法中此等ノ契約ニ關スル規定ヲ掲ケサルトキニ限ル  
 問 自己の所有地又は借地の田畑等の收穫物を賣る如きと商取引と見做しませぬか其御答并に理由を承り度し

答 御尋の如きは商取引とは見做しませぬ其理由は賣却に先づに買入なきとさは之を商事と爲すを得ませぬ買入を爲すとも商人自己の使用の爲め商品を買入れ農夫其收穫物を賣却するは商事ではありませぬ故に生産者は其生産の物品を賣却する爲め市場に店を開き雖も法律上の商業を營むにあらず又其生産物を以て他の物品を製造するも商事を爲すではありませぬ例へば農夫其作出したる麥又は葡萄を以て酒を醸造すも之を商事とはされませぬされども土地を耕し礦坑石坑を採掘の業を皆亦商業ではありませぬが其収入品を製造するを以て目的とするときは其業變じて商事とあることがあります例へば土地所有王自作の甘藷を以て砂糖を製造せんと一製造所を建設し又養蚕家に於て一の製糸所を設立し數多の職工を使用せるときは皆之を商業と申さねばなりません

定ノモノ有リ射倅ノモノ有リ合意ノ成立及ヒ効力カ合意ノ當初ヨリ確實ナルトキハ其合意ハ實定ノモノナリ合意ノ成立又ハ其効力ノ全部若シハ一分カ偶然ノ事ニ繫ルハ其合意ハ射倅ノモノナリ  
 第三百二條 合意ニハ主

問 第二の場合戸々に就き又は道路ノ物品を賣るものと如何でムりますか  
 答 背に負ひ肩お荷ひなどして家々に入り又は路傍にて物品を賣ります者と商業ではありませぬ併し定まりたる營業所より出づる者は格別であります  
 問 第三の専ら勞力賃のみを得る目的にて物品を製作する者と何故商業とは見做しませぬか  
 答 勞力賃のみを以て目的とする者と製造するも賣却するの目的なきときは單に勞力の賃のみを得る者として商事とせず何となれば彼は他人の物件を製作するに止ればなり製作事業の商事たる所以と再び賣却するの目的を以て商品を買入るゝが爲めに非ずして常々數多の職工を備ひ其勞力を他人の需用に供するが爲め職工と需用者との間お立ち勞力賃の媒介となりて以て利益を得るが故でムります

問 他人の爲めお動作又ハ勞役を賃約するとは如何なる事由でムりますか  
 答 他人の爲めお動作又ハ勞役を以て賃金を得んことを約するが如きは例へば職工の企業者お備はる賃金を得るの所爲にして自身固有の勞力を賃貸するまでの者おして毫も他人の媒介たることかなき故商事とは見做しませぬ

タルモノアリ  
リ從タルモ  
ノアリ合意  
ノ成立カ他  
ノ合意ノ成  
立ニ關係ナ  
キ片ハ其合  
意ハ主タル  
モノナリ反  
對ノ場合ニ  
於テハ其合  
意ハ從タル  
モノナリ主  
タル合意ノ  
無効ハ從タ  
ル合意ノ無  
効ヲ惹起ス  
但從タル合  
意カ主タル  
合意ノ無効

第八條 不動産ニ關スル權利ヲ目的トスル契約ハ商取引トセス但射利ヲ旨趣トスル買得及ヒ轉賣ハ此限ニ在ラス

問 不動産ニ關する權利を目的とする契約として如何なる事を申しますか

答 御尋の如きは不動産ニ係る權利の賣買貸借の契約を云ひます此等の契約は射利を目的として買得及び轉賣の外に商取引とは見做しませぬ

第九條 商人トハ總テ商業ヲ營ム者ヲ謂ヒ商業ヲ營ムトハ常業トシテ商取引ヲ爲スコトヲ謂フ

農作、牧畜、養蠶、狩獵、捕漁及ヒ採掘ノ業ヲ營ムハ商業ヲ營ムト看做サス

問 商人とは如何なる者を申しますか

答 商人と爲すに二箇の要件があります第一商事を行ふこと第二商事を行ふを以て常職とすること此二箇の要件の一を欠く時は商人たることを得ませぬ商事を行ふと前記述べましたる通りで再び茲に申しませぬ而して其第二の商事を行ふを以て常職とすることとは常々商事を慣行するを申します故に偶

商事を行ふと雖も其一二の所爲を以て商人たるの資格を有する者にあらざるより一の所爲と雖も商事たるに於ては商事裁判所の管轄に屬せざるべし

ノ規則ニ從  
フ又有名ノ  
合意ニ特別  
ナル規則ハ  
其合意ト最  
モ類似スル  
無名ノ合意  
ニ之ヲ適用  
スルイテ得  
第二款合意  
ノ成立及  
ヒ有効ノ  
條件  
第三百四條  
凡ソ合意ノ  
成立スル爲  
メニハ左ノ  
三箇ノ條件  
ヲ具備スル  
ヲ必要トス

中す

公然或商事を慣行せざるの意思を示したるときは未だ全く之を慣行せざるも

矢張之を商人とするや否やと申せば例へば甲ある者ありて或物を賣買する爲

め店を開き廣告をなし物品を店頭陳列べたるも未だ多くの買人なきより

只一二の賣買を爲したるに過ぎませんとせば之を商人と認めますや否やと付

てハ商事を決定したる上に已に之を慣行したるものと致します假令買人は之

なしとするも日ならずして慣行とあるものなればあり

第十條 契約ニ因リ獨立シテ義務ヲ負フコトヲ得ル各人ハ一時ノ商取引ナルト

常時ノ商業ナルトナ問ハス總テ商ヲ爲スコトヲ得

獨立シテ義務ヲ負フコトヲ得サル者ト雖モ其後見人ニ依リ亦商ヲ爲スコトヲ

得但後見人ハ商業登記簿ニ其登記ヲ受ク可シ

問 契約に因り獨立して義務を負ふとを得る各人とは如何なる者であり升の

答 獨立して義務を負ふとを得ると未成年者に對して云ひますこと未

成年者と第十一條の規定の如く當然に獨立することは出来ません只今の獨立

と申すと當然獨立して契約上義務を負ふことの出来る者であります

第一當事者  
又ハ代人ノ  
承諾確定ニ  
シテ各人ガ  
處分權ヲ有  
スル目的第  
三眞實且合  
法ノ原因右  
ノ外尙ホ要  
式ノ合意ハ  
必要ノ方式  
ヲ遵守シ要  
物ノ合意ハ  
返還セラル  
ヘキ物ノ引  
渡ヲナシタ  
ルニ非レハ  
成立セス  
第三百五條  
合意ノ成立

商業と獨立して他人の厄介にあらざして義務を負ふことを得る者は之を爲す  
まどが出来たものとします亦獨立して義務を負ふことが出来ぬ者と雖も商業  
登記簿に登記を受けたる後見人あるときと商を爲すことを得ます  
第十一條 男女之間ハス未成年者ニシテ年齢十八歳ニ滿チ且父母又ハ後見人ノ  
承諾ヲ得テ獨立ノ生計ヲ立ツル者ハ商ヲ爲スコトヲ得  
右ノ未成年者自己ノ爲メ商ヲ爲サント欲スルトキハ前項ノ要件ヲ明記シ且自  
己及ヒ父母又ハ後見人ノ署名捺印シタル陳述書ヲ管轄裁判所ニ差出シ登記ヲ  
受ク可シ然ルトキハ其登記ノ日ヨリ商事ニ於テ總テノ權利及ヒ義務ニ關シ成  
年者ト全ク同一ナルモノトス  
問 未成年者とは幾年迄を申しますか  
答 未成年者未だ丁年未至らぬ者を云ひます丁年と申しますは二十年に達  
したるものを申します人は丁年に至らざれば思慮熟せざるを以て世に立ちて  
丁年と同じく權利義務を行ふことを得ませぬ故に後見人があつて人と契約を  
とするに必ず後見人があつては契約を結び取引を爲すことは出来ませぬさ  
るども父母又は後見人の承諾を得たるときは獨立して生計を立つる者に限り

ノ場合ニ於  
テ之ニ代ハ  
ルヲ目的ト  
スル者ナル  
片ハ此限ニ  
在ラズ一從  
タル合意ノ  
無効ハ主マ  
ル合意ノ無  
効ヲ惹起セ  
ス但當時者  
カ其二箇ノ  
合意ヲ分離  
ス可カラサ  
ルモノト看  
做シタル片  
ハ此限ニ在  
ラズ  
第三百三條  
合意ニハ有

商を成とよとを得と本法に規定してムります  
問 未成年者が自己の爲め商を爲さんと思ひますと死と如何の手續に致し升  
か  
答 御尋の場合にて未成年者が年齢満十八歳となり且父母後見人の承諾を得  
て獨立の生計を立つる者なるまどを明記し父母又ハ後見人と連署したる申立  
書を裁判所に差出し登記を受けたるを其登記の日より成年者と同様に權利義  
務を行ふことが出来ぬとする  
第十二條 婦ハ其夫ノ明示又ハ默示ノ承諾ヲ得テ商ヲ爲スコトヲ得此承諾ハ其  
婦カ夫ニ遺棄セラレ又ハ夫ヨリ必要ノ給養ヲ受ケサルトキハ之ヲ待ルコトヲ  
要セス  
婦カ其夫ノ商業ヲ助クルノミニテハ之ヲ商人ト看做サス  
問 婦と爲りたる者が商業を爲すことを得ますの又之を爲すときは如何なる  
手續に致しますか  
答 夫ある婦ハ商業を爲すまどを得ざるハ古今萬國一般の法則であります其  
理由は有夫の婦は丁年以上と雖も猶ほ能力を有せず常夫の威權に従順ふを

名ノモノアリ無名ノモノアリ有名ノ合意ハ固有ノ名稱アリテ本法又ハ商法ニ於ケル特別ノ規則ノ目的タルモノナリ特別ノ規則ヲ設ケサル總テノ場合ニ於テハ其合意ハ本部ノ規則ニ從フ一無名ノ合意ハ本部ニ掲ケタル合意ノ一

以て最も重要な理由と申さねばなりません然れども其能力たるや民法上の作用に係り彼の幼者の如く年齢未だ熟せず世事未だ経験なきに依り無能力なるでござりませぬか故に有夫の婦商業を作し商人たらんと思ふに之の承諾を得ずる一條件が有ります而して其承諾と明示とて許可証を可言し黙示とて事實と場合とに依り其夫之を許可したりと推測すべきにても可なりと致し升問 夫を遺棄せられ又は夫より必要の給養を受けざるには如何  
答 遺棄と見捨てるられ夫が婦の事に懸掛をせぬ様より日々必要の給養をも受けと言はれ獨立の状となりたる場合を云ひます

第十三條 商ヲ爲スコトヲ得ル婦ハ商事ニ於テハ獨立人ノ總テノ權利ヲ得義務ヲ負フ

婦ハ商ノ債務ニ付テハ婦ノ財産ニ對シテ夫ニ屬スル管理權又ハ其他ノ權利アルニ拘ハラズ自己ノ全財産ヲ以テ其責任ヲ負フ但夫ノ承諾ヲ得テ商ヲ爲ス場合ニ於テ夫婦間ニ財産共通ノ存スルトキハ共通財産モ亦其責任ヲ負フ  
問 商を爲すを得たる婦の商事に於ての權利義務は如何なるものですか  
答 已に商人と爲りたる有夫の婦は其商業に關する所爲は隨意之を爲すこ

般ニ必要ナル條件ノ外尙其有効ナル爲ニハ左ニ掲クル二箇ノ條件ヲ具備スルヲ必要トス一第一承諾ノ瑕疵ヲ成ス可キ錯誤又ハ強暴ノ無キコト一當事者ノ能力アルコト又ハ有効ニ代理セラレタルコト

とをが出来一々夫の承諾を受くるに及びませぬ故に商人たる婦と其商業上完全なる能力を有して毫も制限することありませぬ  
問 婦は商の債務に付ては如何なる責任を負いますか  
答 婦が商業上の借金が出来ましたときと婦の財産と云ふ者が別にありませぬ此此財産に對して夫が管理する權利があるに拘りて婦の全財産を以て其借金を弁償するものとします  
問 夫婦間の財産共通とは如何なる事を申しますか  
答 財産共通とは夫婦の財産と夫の財産と分離せず双方の者として費消するを申します夫の承諾を得て商業を爲すときは其商業上に關して爲す所の約諾は其夫に對しても亦責任ありと云ふは此財産共通の場合に限るものとします  
第十四條 夫婦ノ一方カ商ヲ爲シ夫婦間ニ財産共通ヲ爲ササルトキ又ハ之ヲ解キタルトキハ商業登記簿ニ登記ヲ受ケル爲メ其事實ヲ管轄裁判所ニ届出ツルコトヲ要ス  
夫婦ハ共ニ同一商事會社ノ無限責任社員タルコトヲ得ス  
問 夫婦の一方が商を爲し夫婦間に財産共通を爲さざる時は如何でムり升か

害關係人トシテ合意ニ加ハル總當事者ノ意思ノ合致ヲ謂フ「當事者中ノ一人カ承諾セサル時ハ他ノ營業者カ承諾シタルモ合意ハ成立セズ但之ニ異アル意思ノ存セシ證據アルキハ此限ニ在ラス第三百七條承諾ハ書面口頭又ハ容

**答** 御尋の義は最も視易さの道理であります夫婦の一方が商を爲し夫婦の間に財産分離法を爲し又は共通を解きたるときは商業登記簿に登記を受けねばなりません登記を受くる爲めには管轄裁判所へ届出づるものとしてあります

**問** 夫婦が共に同一商事會社の無限責任社員たるよとを得ませぬ理由は何

**答** 無限責任と申すと會社が破産したるときと會社の資本を以て債務を弁償し猶ほ不足するときは社員の財産及びぼすものなをば此場合に夫婦が共同一商事會社の無限責任社員たるよとと其責任上困難の場合を生ずる故であります

**第十五條** 法律上禁セラレタル總テノ商取引又ハ法律上特ニ規定セラレタル別段ノ資格ヲ有セサル者ノ爲シタル總テノ商取引ハ無効タリ

公務ヲ帶フル者商業ヲ營ムコトヲ禁セラレタル場合ト雖モ其者ノ爲シタル取引ハ此理由ノ爲メ無効ト爲ルコト無シ

**問** 法律上禁せられたる總ての商取引又は法律上特に規定せられたるの資格を有せざる者の爲したる總ての商取引とは如何あるをのを申しますか

**答** 法律上禁せられたる商取引とは例へん空米相場の取引の如きを云ひます

態ヲ以テ之ヲ與フルコトヲ得但此末ノ場合ニ於テハ他ニ同意ヲ表スルノ手段ナキ一旦承諾スル意思ノ確証アルコトヲ要ス「又承諾ハ事情ニヨリテ黙示ヨリ成ルコトヲ得

第三百八條 遠隔ノ地ニ於テ取結フ合意ノ言込ハ其受諾ノ

法律上特に規定せられたる資格を有せざる者とい伴買人の手を経ずして賣買したる定期米株式の取引の如く亦或は仲買人の自ら法規を破りて自身に株式定期米等を賣買したる如きを此中に包含するなり

**問** 公務を帶ぶる者商業を禁せられたる場合とは如何でムりますか

**答** 公務を帶ぶる者とは官吏を云ひます官吏は商業を營むを禁せられたる者で商業を營むことは出来ません併し右の理由を以て其官吏の爲したる取引を無効とい致しません

**第十六條** 一方ノ者ノミニ對シテ商取引タル取引ニ付テハ本法ノ規定ヲ雙方ニ適用ス但本法中商人ノ身分ニ關スル規定及ヒ反對ノ意ヲ表シタル規定ハ此限ニ在ラス

**問** 一方の者のみに對して商取引たる取引と如何あるよとを申しますの

**答** 御尋の如く商人より非商人に非商人より商人に取引を爲す場合を云ひますと右の取引に付ては本法の規定を双方に適用するものと一ます

**問** 商人の身分に關する規定とは如何あるものでムりますか

**答** 身分に關する規定とは商人たるの資格を有する者に關する規定と云ふは

爲メ明示又ハ黙示ノ期間ナキトキハ其受諾ノ報ナキノ間ハ之ヲ言消ス1チ得但言消ノ報ノ達スルニ先ダチ受諾ノ報ヲ發シタルルルハ其受諾ハ有効ニシテ其言消ハ無効ナリトス

とにて商人に限り支配する規定にして商人に非ざる者には之を適用しませぬ  
第十七條 會社及ヒ其他ノ法人カ商業ヲ營ムトキハ亦商業ニ付キ設ケタル規定ヲ遵守スルコトヲ要ス  
問 法人とは如何なるものを申しますか  
答 法人とは法律上人と見做すことを云ひます所謂無形人にして一人と同様權利を行ひ義務を負担せるより名けられるものでありますソコデ會社商社又は其他の商業組合等を法律に従ひ設立したる時は之を法人として一個人同様の權利義務を有するものとします  
第二章 商業登記簿  
第十八條 商號、後見人、未成年者、婚姻契約、代務及ヒ會社ニ關スル商業登記簿ハ當事者ノ營業所又ハ住所ノ裁判所ニ之ヲ備へ登記及ヒ之ニ關スル事務ハ其裁判所之ヲ行フ  
前項ノ營業所又ハ住所ヲ他ノ地ニ移シタルトキハ既ニ登記シタル事實カ尙ホ存スル場合ニ限り移轉地ニ於テモ亦更ニ其登記ヲ受ク可シ  
問 商業登記簿とは如何なるものであります又其効力は如何でありますか

又ハ原因ノ著眼ニ相違アリシトハ其錯誤ハ承諾ヲ阻却ス合意ノ緣由ノ錯誤ノミニテハ無効ノ原因ナサス但當事者ノ一方ノ詐欺ニ關シテ定ムル者ハ此限ニ非ス

答 商業登記簿とは各地の裁判所には商業登記簿なるものを備へ置き其管轄地内に於て營業一又ハ住居する商人の商號後見人未成年者婚姻契約代務人及び會社に關する事等を其登記簿に控へ置くものであります而して登記したる効力とは登記したるものと其事柄を新聞に廣告し公にして一般世人に知らすとのことなれば其反証のなき限りは之を知らぬとは言はさぬなり知りたる以上此權利を犯す者あるときと裁判所に訴へ出で其權利を主張することを得ます  
問 商號とは如何なるものを申しますか亦如何なる効力がありますか  
答 商號とは屋號の事であります此屋號に之を苗字を取ることがあります即ち大倉組藤田組等の如く此を亦商號でありませと此商號は登記を経るに於ては同一の營業を付於一地域内ニ専有の權利を有して他人の使用を許さぬことを得ます  
登記之營業所又は住所を他の地に移したるときと其前に登記したる營業を引續爲して居る場合に限り移轉したる地に於て亦更に登記を受く可きものとします

承諾ノ瑕疵  
ヲナス但其  
品質ニ付テ  
ノ著眼カ當  
事者ノ決意  
ヲ助成セサ  
ルハ此限  
ニ非ス

第三百十一  
條

法律ノ錯誤  
カ或ハ場所  
ノ錯誤ニ付  
テハ前條ノ  
規定ニ從フ  
第三百十二  
條  
詐偽ハ承諾  
ヲ阻却セス  
又其瑕疵ヲ

第十九條 登記ハ其度毎ニ裁判所ヨリ其地ニ於テ發行スル新聞紙ヲ以テ速ニ之  
ヲ公告ス可シ其新聞紙ハ豫メ一曆年ノ間之ヲ定メ置クコトヲ要ス若シ其地ニ  
發行ノ新聞紙ナキトキハ其公告ノ方法ハ司法大臣ノ定ムル所ニ依ル又各人ニ  
商業登記簿ノ縦覽ヲ許シ且手数料ヲ納ムル者ニハ認證シタル謄本ヲ請フコト  
ヲ許ス

登記及ヒ公告ヲ受クル毎ニ手数料ヲ納メシム其額ハ勅令ヲ以テ一定平等ニ之  
ヲ定ム

問 一曆年とは一ヶ年の事を申しますか

答 然り一年の事を申します登記の公告を爲したる新聞紙は一年間保存して  
置くこととします何故あれを登記の事件に付き故障の起りたる時の證據とし  
ますものであります

問 登記料の納め方は如何なる規定でムりますか

答 登記料と登記と公告を受くる都度ハ手数料を納めするの定めでムりま  
す而して手数料の額は勅令を以て不公平のなき様に一定平等之を定めらる  
よとの事でムります

爲サズ但詐  
欺カ錯誤ヲ  
惹起シ其錯  
誤ノミヲ以  
テ前三條ニ  
記載セル如  
ク承諾ヲ阻  
却シ又ハ其  
瑕疵ヲ成ス  
ルハ此限ニ  
非ス

第三百十三  
條

此他  
ノ場合ニ於  
テハ詐欺ハ  
之ヲ行ヒタ  
ル者ニ對ス  
ル損害賠償  
ノ訴權ノミ  
ヲ生ス

第二十條 登記ヲ受ケントスルトキハ當事者ノ署名捺印シタル陳述書ヲ以テ自  
己又ハ委任狀ヲ受ケタル代理人ヨリ届出ツルコトヲ要ス其登記ハ即日又ハ翌  
日中ニ之ヲ爲ス

問 登記を受けまする手續は如何なる方法でムりますか

答 登記を受けんとするときは其者の名前を書き印を捺したる申立書を以て  
自分又は委任を受けたる代理人より届出づることとします

第二十一條 若シ裁判所ニ於テ登記ヲ拒ミタルトキハ當事者ヨリ其命令ニ對シ  
テ即時抗告ヲ爲スコトヲ得

登記ノ變更又ハ取消ニ付テモ亦前項ニ同シ

問 相當の手續を以て登記を届出づるも裁判所に於て登記を拒みたるるとき  
如何致しますか

答 若シ裁判所に於て登記を拒みたるときは其雇人よりの命令に對して遅延を  
く即時抗告を爲すことを得ます其故に登記官吏が見込違又と公正からぬ處置  
をすることがありますからでござりましょう

第二十二條 登記シタル事項ハ公ニシテ且裁判所ノ認知シタルモノトス何人ト

強暴ハ當事者ノ一方ガ抵抗スルヲ得サル暴行脅迫ヲ受ケタルコト因リ枉ケテ合意ヲ爲シタル片ハ承諾ヲ阻却リ當事者ノ一方ガ不可抗力ニ出テタル急迫ノ災害ヲ避クル爲メ熟慮スルノ暇ナクシテ過度ナル義務ヲ約シ又ハ無思慮

雖モ毫モ己レノ過失ニ非サルコトヲ證シ得ルニ非サレハ之ヲ知ラサルヲ以テ己レヲ保護スルコトヲ得ス然レトモ其事項ハ他ノ方法ニ因リ之ヲ知得タル者ニ對シテハ登記ノ前後ヲ問ハス其効用ヲ致サシム但權利關係カ登記ニ因リ始メテ生ス可キ例外ノ場合ハ其場所ニ於テ之ヲ定ム

問 本條ノ如何なる事ヲ規定したるものでムリますか

答 登記したる事項ト公衆一般ノ知リ且裁判所ノ認めたるものとして何人にも自分が知らぬと云ふても濟むべき證據がなければ之を知らずと云ふて自分を保護することはできません然れども當然にあらざる他の方法に因り之を知り得たる者に對しては登記の前後に拘はらず其効用あるものとします

問 權利關係が登記に因り始めて生ぜば例外的場合とは如何ん

答 御尋の義は登記を受けずとも濟む之を登記を受けて始めて權利の關係が生ずるその即ち商號の如きものと登記を受けて始めて權利が生じます

第三章 商號

第二十三條 各商人ハ商號ヲ有シ總テ商業上ニ於テ自己ヲ表示スル爲メ之ヲ用ユ

ナル讓渡ヲナシタルモ亦同シ暴行脅迫又ハ災害カ抵抗ス可カラサルニ非サルモ當事者又ハ第三者ノ身軀財産ノ爲メ切迫シテ一層重大ノ害ヲ避クル爲當事者ヲシテ合意ヲナスコトニ決意セシメタル片ハ強暴ハ承諾ノ瑕疵ヲナス

若シ一人ニシテ資本ヲ分チ數箇ノ營業ヲ爲ストキハ其各營業ニ付キ各別ノ商號ヲ有スルコトヲ要ス

問 商人ハ必ず商號を用ひねをなせぬか

答 維新前の商業家は家毎に商號を有して居りましたが廢止せられてより用ひぬまじりたりたれども今度亦之を用ひることとなりましたに付き商人と皆な之を用ひねばなりませぬ商號と自分を表示す爲めに用ひるものなれをなり

問 商號一人にして數箇の營業を爲すときは其各營業に付き一々別の商號を用ひることと定めてあります

第二十四條 商號ハ從來屋號ト稱スルモノヲ以テスルヲ通例トスト雖モ營業者ノ氏又ハ氏名ヲ以テスルモ妨ナシ

本條ノ前より承りました事項と同様の事故次の條に就て御尋申ませう

第二十五條 商號ノ登記ヲ請ハントスル者ハ商業登記簿ニ登記ヲ受クルコトヲ得支店アルトキハ其支店ニ付テモ亦同シ

登記ヲ受ケタル商號ノ變更又ハ廢止ハ速ニ其登記ヲ受ク可シ

問 商號は必ず登記を請ねばなりませんか



第三百十四條

強暴ニ由リテ身軀財産ニ危難ノ恐れヲ受ケタル第三者カ當事者ノ配偶者又ハ直系ノ親若クハ姻屬ナル片ハ強暴ハ常ニ之ヲ當事者ニ加ヘタリトナス此他ノ人ニ付テハ親屬ナルト姻屬ナルト又ハ外人ナルト

答 否登記を受くることを得と明文がありませんを見れば登記を受くることのできると申す事にて受くると受けざるごとく自分の勝手に申す併し登記を受けたる商號は其變更したるとき又は廢止したるときと失念なく速に之を届出其登記を受けねばなりません

第二十六條 商號ハ登記ニ因リ同一營業ニ付キ一地域内ニ於テ其専有ノ權利ヲ取得シ他人之ヲ用ユルコトヲ得ス但本法施行以前ヨリ有スル商號ハ従前ノ營業ヲ變セサルモノニ限り一地域内ニ於テ同一ナルモ妨ナシ

問 商號同一營業に付一地域内於て其専有の權利を取得し他人之を用ゆるまとは得せとは如何なる事を申しますか

答 同一營業とは吳服屋なら吳服屋同じ商業を爲すと云ひます一地域内とて高麗橋通りなら高麗橋通の三丁目或は二丁目間の域内と云ひます其丁内にて先に播磨屋の商號を用ゐたれば其後同地域内にては播磨屋の商號を用ゐることできませぬされども本法施行以前より用ゐたる商號は其同營業を繼續爲す者に限りて妨なしと規定てあります尤も同商業の者に限ります

第二百二十七條

相續ニ因リテ商業ヲ引受クル者又ハ契約ニ因リテ商業ト共ニ商號ヲ引受クル者ハ第七十五條ニ規定シタル場合ヲ除ク外従前ノ商號ヲ續用スルコトヲ得

問 商號を代々相續することを得る者でんいますか

答 商號は代々相續することができると勿論又契約に因りて商業と共に引受くるまをと得ます而して相續や契約に因りて商號を引受くる者は會社の社員又は其一人若くは數人の氏を用ゐるに會社なる文字を附し又會社若し現在せる他人の營業を引受くる場合の外は従前の商號を引續て用ゆることができませぬ

第二十八條 商號ハ其營業ト共ニスルニ非ヤレハ他人ニ讓渡スコトヲ得ス

營業ト商號トヲ併セテ讓渡ストキハ其商號ヲ續用スルト之ヲ變更スルトヲ問ハス取引ノ什殘、債務、得意先及ヒ商業帳簿モ共ニ讓渡スモノト看做ス但特約アルトキハ此限ニ在ラス 商號引受ノ通知又ハ公告ノ中ニ特約ヲ明掲セサルトキハ其特約ハ第三者ニ對シテ無効ナリ

第二百二十五條

強暴ハ當事者ノ一方ノ所爲ニ出タルト第三者ノ所爲ニ出テタルト又第三者カ其一方ニ通謀セルト否ト

問ハス裁判官ハ此等ノ者ニ對シテ加ヘタル強暴カ當事者ニ及ホセシ影響ヲ其事情ニ從ヒテ査定ス

ヲ問ハス上  
ノ區別ニ從  
ヒテ承諾ヲ  
阻却シ又其  
瑕疵ヲ成ス  
第三百十六  
條  
強暴ヲウケ  
タル一方  
ハ合意ヲ  
銷除スル  
ヲ得ル場合  
ニ於テモ強  
暴ヲ行ヒ強  
暴カ合意ノ  
決意ヲナサ  
シメタルニ  
非スシテ單  
ニ不利ナル  
條件ヲ承諾

**問** 商號を他人に讓渡すに如何なる手續を致しますか  
**答** 商號を他人に讓渡す場合に於ては其營業を併せて讓渡するものに限りま  
す營業と商號とを併せ讓渡すべきは讓受人に於て其商號を襲用くと否とを拘  
はらば特別の約束なきに於ては取引の仕殘債務得意先并に商業帳簿までも讓  
渡されたるものと見做します但し特別の約束あるにもせよ商號引受の通知又  
は公告中に特別の約束を明記せざるに於ては他人に對して其約束も無効で  
あります

**第二十九條** 營業ト商號トヲ併セテ讓渡ス者更ニ其營業ヲ爲ササル債務ヲ負擔  
シタルトキハ其義務ノ履行ハ爾後十個年間其一地域内ニ限ル

**問** 營業と商號とを併せて讓渡す者更に其營業を爲さざる義務を負擔したる  
ときは如何なる事を申しませか  
**答** 御尋の義は營業と商號とを併せ讓渡す者は其營業を爲さねむをあらぬ訣で  
ムります然るに之を爲さざる時は其義務を負擔するよどがおります其義務を  
負擔して履行するに讓渡してより十個年間其讓渡したると一地域内を限る  
ものとしてあります

セシメタル  
ルハ銷除ス  
ルヲ得ス  
但贖償ノ要  
求ヲ妨ケス  
第三百十七  
條強暴ノ場  
合ニ於テ裁  
判所ハ當事  
者ノ男女年  
齡強弱智愚  
及ヒ相互ノ  
身分ヲ斟酌  
スベシ  
然レモ卑屬  
親ノ尊屬親  
ニ對スル尊  
敬ノミニ出  
テタル畏懼  
ハ合意ヲ取

**第三十條** 既ニ登記シタル他人ノ商號ヲ濫用シタル者又ハ第二十八條第二項及  
ヒ第二十九條ニ記載シタル義務ニ背ク者アルトキハ被害者ハ其加害所爲ノ停  
止及ヒ損害賠償ヲ要求スルコトヲ得

**問** 他人の商號を濫用したる者とは如何なる事ありや  
**答** 濫用とは勝手次第に用ゆるよどで其所有權者へ約諾を爲さずして用ゆる  
ことであります商號は前にも述べました如く登記したる者と勿論登記をせ  
ぬものにて他人の商號は濫用することは相成りませぬ先年東京池の端に於  
て有名の薬舖寶丹の本家守田治兵衛の近傍に同じく守田治兵衛の名を以て薬  
舖を開きし者ありしに當時は未だ商法の設けなきを以て頗る紛議の起りたる  
まじあり商法の規定なき時にすら斯の如し況して本法の規定ありてれや而し  
て若し左様の者がある時は加害者の所爲を差止め又は損害賠償を要求ること  
が出来ます

**第四章 商業帳簿**

**第三十一條** 各商人ハ其營業部類ノ慣例ニ從ヒ完全ナル商業帳簿ヲ備フル責ア  
リ殊ニ帳簿ニ日日其取扱ヒタル取引他人トノ間ニ成立ナル自己ノ權利義務

消スノ理由  
トナラス  
第三百十八  
條錯誤強暴  
詐欺及ヒ無  
能力ハ之ヲ  
推定セス其  
申立人ヨリ  
之ヲ証スル  
トナラス「當  
事者ノ双方  
ニ屬スル銷  
除訴權ノ方  
法ハ相互ノ  
非理ニ基ク  
テト雖互  
ニ毀滅セス  
但損害アル  
片ハ其賠償  
ノ相殺ヲ妨

受取り又ハ引渡シタル商品、支拂ヒ又ハ受取りタル金額ヲ整齊且明瞭ニ記入シ又月月其家事費用及ヒ商業費用ノ總額ヲ記入ス  
小賣ノ取引ハ現金賣ト掛賣トヲ問ハス逐一之ヲ記入スルコトヲ要セス日日ノ賣上總額ノミヲ記入ス

問 商業の帳簿は從來備へ置きたる事なるに今又此規定を設けられたる者は如何なる譯でムいすか

答 成程從來にも帳簿は備へ置きたれども甚だ疎略に致して居ましたる事故一層完全なる商業帳簿を備へることに定められたるものでありまして此帳簿にて日々取引より他人との貸借受取、又は引渡したる商品、支拂又は受取たる金額等を明細に記載し又月々の家事費用と商業費用との總額をも明記せねばなりません但し小賣の取引は現金掛賣とも逐一記入するに及むる唯日々の賣上のメ高を記入すれば宜し  
斯く商業の帳簿を調製せしむる所以は主として其取引の証明は容易ならしめ以て商事に必要なる急速を妨げぬ様にするに在り又一方於ては商人家資分散をす時に分散者平素の取引を明にし其分散關係者の權利を明確にして

ケス

第三百十九  
條  
前數條ノ場  
合ニ於ケル  
銷除訴權ハ  
無能力者又  
ハ瑕疵アル  
承諾ヲ與ヘ  
タル者ノミ  
ニ屬ス然  
レモ處刑ノ  
言渡ヨリ生  
スル無能力  
ハ其言渡ヲ  
受ケタル者  
ト合意ヲナ  
シタル者ヨ  
リ之ヲ申立  
ルコトヲ得

其處分を公平ならしむに在ります

第三十二條 各商人ハ開業ノ時及ヒ爾後毎年初ノ三ヶ月内ニ又合資會社及ヒ株式會社ハ開業ノ時及ヒ毎事業年度ノ終ニ於テ動産、不動産ノ總目錄及ヒ貸方借方ノ對照表ヲ作り特ニ設ケタル帳簿ニ記入シテ署名スル責アリ  
財産目錄及ヒ貸借對照表ヲ作ルニハ總テノ商品債權及ヒ其他總テノ財産ニ當時ノ相場又ハ市場價直ヲ附ス辨償ヲ得ルコトノ確ナラサル債權ニ付テハ其推知シ得ヘキ損失額ヲ扣除シテ之ヲ記載シ又到底損失ニ歸ス可キ債權ハ全ク之ヲ記載セス

問 三十二條の意義理由は如何ある規定でありますか

答 商人と開業の時又は毎年初めの三ヶ月内に又合資會社及び株式會社は開業の時及び毎年事業年度の終りに其所有の動産不動産債權主權并に義務の目錄を製し其一年中取引の結果并に其身代如何を判定せしむるの備へを爲さねばありませぬ而して此目錄は別段に設けらるる目錄帳簿に謄寫して置く者とし升此財産目錄及び貸借の對照表を作りまするは總ての取引を爲す商品貸方及び其他總ての財産に其時の相場又は市場の價直を附け辨償を得るか否や未だ

第三百二十條

取消ス一ヲ得ヘキ合意ヲ第三章第七節ニ定メタル期間ニ攻撃セサル片ハ黙示ニテ之ヲ認諾シタルモノト看做ス一此他黙示認諾ノ場合及ヒ明示認諾ノ方式ハ右同節ノ規定ニ從フ

確ならぬ貸方に付て大抵是れ損失があらざれば見込額を引去りて之を記載し又到底損失となりまする貸方は全く之を記載するに及びませぬ  
第三十三條 毎半年又ハ毎半年内ニ利息又ハ配當金ヲ社員ニ分配スル會社ハ毎半年前條記載ノ責ヲ盡ス可  
本條は會社に於て前條の責を盡すべき事を規定したるものにて別段意義理由の問ふべき條はありませぬ故次の條に就て御尋ね申す  
第三十四條 各商人ハ十年間商業帳簿ヲ貯藏シ火災又ハ其他ノ意外ノ事變ニ因リテ喪失又ハ毀損セサルコトニ注意スル責アリ  
問 十年とある其十年の起算点は何をより計算致しますか  
答 十年の起算点と其帳簿記入の初日にあらずして記入已に終りたる日ありとしませぬ然るては其最後に記入したる事項は僅々數年あして其証跡を失ふ様になりませぬ  
斯様ハ商人の帳簿保存の年限を設るたる所以の者と商家の混雜のなき様又後日の証據の爲めにするものであります  
第三十五條 商人ノ商業帳簿ハ其一身ノ所有物ニシテ破産又ハ會社清算ノ場合

錢ニ見積ル

一ヲ得ヘキ正當ノ利益ヲ有セサル片ハ其合意ハ原因ナキ爲メ無効ナリ

ヲ除ク外官權ヲ以テ之ヲ交付セシムルコトヲ得ス  
問 商人の商業帳簿は如何なる權利を有せしめたるものでありますか  
答 商業帳簿たる者は商人の所有物にして一家破産するか又ハ會社清算の場合を除く外之官の權を以て之を他に渡さすことのできませぬ  
第三十六條 然レトモ相續ニ關スル事件、共通ニ關スル事件、分割ニ關スル事件及ヒ業務取扱ニ關スル争訟ニ付キ當事者ノ申立ニ因リ裁判所ノ命令アルトキハ總テノ商業帳簿ヲ差出ササルコトヲ得ス  
問 若し前條の規定の如くなるときは相續に關する事件財產共通に關する事件財產分割に關する事件の争訟ニ付裁判所の命令ありたる時は如何ん  
答 御尋の場合には總ての商業帳簿を差出さねばありませぬ商業上の帳簿之証

明の爲め最も必要なるものとして十年間も保存せしむる譯台でムります故に商業の帳簿は其記載方ハ注意し整頓し着實なるときは商事に於ては常に裁判官は此帳簿を以て他の事情と相参照し其推測を以て之を眞正ありとするをのなり  
第三十七條 争訟中原告又ハ被告ノ申立アルトキハ受訴裁判所ハ相手方ノ商業

ノ負擔トシ  
テ之ヲ爲ス  
コトヲ得  
第三百二十  
三條追補  
第三者ノ利  
益ノ爲メニ  
要約ヲナシ  
且之ニ過怠  
約款ヲ加ヘ  
サルモハ其  
要約ハ之ヲ  
要約者ニ於  
テ金錢ニ見  
積ルコトヲ得  
ヘキ利益ヲ  
有スルモノ  
トシ然レモ  
第三者ノ利  
益ニ於ケル

帳簿ノ開示ヲ命シ其所有者ノ面前ニ於テ右争訟事件ニ關スル記入ノ檢閲又ハ  
時宜ニ因リテ其謄寫ヲ爲サシム若シ其帳簿カ他ノ地ニ在ルトキハ右裁判所ハ  
其地ニ就キ又ハ其地ノ裁判所ニ囑託シテ檢閲又ハ謄寫ヲ爲サシム

問 商業の帳簿を裁判所に差出しませすは何れの場合ニ在リませすか

答 争訟事件に付き原告又ハ被告の申立あるときに其訴へを受けたる裁判所  
に差出さしむ之を裁判所に差出したる時は相手方の帳簿を開し其所有者の面  
前ニ於テ右争訟事件に關係したる記入の檢閲又ハ其を謄寫さしませ若シ其  
帳簿が當時他所に在るとき之を取寄せずして右裁判所は其地ニ就キ又ハ其  
帳簿の在る地の裁判所に囑託して檢閲を謄寫を爲さしむることトす

第三十八條 何人ニテモ商業帳簿又ハ其中ノ一ヲ開示ス可キ裁判所ノ命令ニ從  
ハサル者ハ之ヲ以テ證ス可キ争訟事件ニ付き自己ノ不利ト爲ル推定ヲ受ク但  
其開示セカリシハ自己ノ過失ニ非サルコトヲ證シ又ハ疏明シ得ルトキハ此限  
ニ在ラス

問 商業帳簿中の一を開示すべき裁判所の命令に從はぬ者ト如何なりませすや  
答 屢述べたる如く商業帳簿は商業上の證據になるべきものあるに之を開示

要約ハ要約  
者カ自己ノ  
爲メ爲シタ  
ル要約ノ從  
タリ又ハ諾  
約者ニ爲シ  
タル贈與ノ  
從タル條件  
ナルモハ有  
効ナリ  
第三百二十  
五條  
前三百二十  
五條  
前二條ノ場  
合ニ於テ第  
三者又ハ相  
續人ノ利益  
ノ爲メニ爲  
シタル要約

す可き裁判所の命令に從はぬ者は之を開示する時は自分に不利益の事がある  
故に之を開示せぬ者との推定を受けませすされども其開示しませぬ事は自分の  
過失でなきまことを証明し又ハ疏明することができるときは各別であります

第三十九條 商業帳簿ノ記入ノ證據力ハ裁判所事情ヲ斟酌シテ之ヲ判決ス然レ  
トモ其記入ノミヲ以テ記入者ノ利益ト爲ル可キ十分ノ證ト爲スコトヲ得ス但  
相手方ニ於テモ亦其記入ヲ援用シタルトキ又ハ相手方カ商人ニシテ自己ノ帳  
簿ニ於ケル反對ノ記入ヲ以テ之ニ對抗シ能ハサルトキ又ハ相手方ニ於テ其不  
正ナルコトヲ少シニテモ信認セシメ得サルトキハ此限ニ在ラス

相手方其記入ヲ援用シタル場合ニ於テ之ト連絡セル記入アルトキモ亦同シ  
問 商業帳簿の裁判の判定は如何ある證據力を有しませすか

答 商業帳簿の記入の證據力ハ裁判所其事情を斟酌て之を判決するものと規  
定してありませす然れども其記入してある事ばありを以て記入者の利益とあり  
ませ十分の証と爲すことにはでませせん而して此記入に付き商人に利益の證據  
と不利益の證據との二ありませす利益の證據にも相手方の商人なるるとき又ハ商  
人非るときとあり而して利益の證據と裁判官に於て其帳簿に記載する

ハ享益者ノ  
之ヲ承諾セ  
サル間ハ要  
約者ハ自己  
ノ利益ノ爲  
メニ之ヲ廢  
罷シ又ハ之  
ヲ他人ニ移  
轉スルヲ得

財産取得編  
第十二章雇  
傭及ヒ仕  
事請負ノ  
契約  
第二百六十

事實直に近しと推定するときは其帳簿を提供したる商人に對し記載の事實眞  
正ありとの宣誓をあたしむることが出来るものであります夫れ商人其帳簿を  
法式に遵ひ調製したるときは假令商人でなきものに對しても毫も證據なしと  
は云はれませぬ商人賣買を爲すに當りては其相手方の商人なるに否に關らず  
只之を帳簿に記載し之が爲めに別に証書を取らぬと一般商家の慣習でありま  
す此点より考へまするも此帳簿を以て證據の一端とするに敢て不當と云へま  
せん

不利益の證據とは何人と雖も自己に不利益なる證據を擧ぐるの義務なきと普  
通の原則あるにも拘はらず商人の帳簿と其敵手の商人たると否を問はざるに  
其帳簿所有者に對して不利の證據となすまどが過ぎます然れども其敵手に  
於てハ其帳簿中記載の事項が自分に利益ある者は之を取り其不利益ある者は  
之を取らぬと云ふ譯には參らざる必らず其全部の取るべきハ取り捨つべきは全  
部を捨てねばなりません故に本條よ其相手方於てハ亦其記入を引き用ひ  
たるるとき又は相手方の商人あして自己の帳簿に於ける反對の記入を以て之を  
對抗にすることができぬと云ふ又は相手方於て其不正なることを少しあても

條  
使用人番頭  
手代職工其  
他ノ雇傭人  
ハ年月又ハ  
日ヲ以テ定  
メタル給料  
又ハ賃銀ヲ  
受ケテ勞務  
ニ服スルヲ  
テ得「雇傭ハ  
地方ノ習慣  
ニ因リ定マ  
リタル時期  
ニ於テ又ハ  
確定ノ慣習  
ナキハハ何  
時ニテモ一  
方ヨリ豫メ  
解約申入ヲ

信をさせぬと云ふ記入を以て十分の證據とすを得べきものと規定してあり  
ます

第四十條 原告被告雙方ノ商業帳簿ノ記入相抵觸シテ解明シ能ハサルトキニ於  
テモ亦裁判所ハ事情ヲ斟酌シテ其證據物ヲ全ク擲棄スルト否ト又ハ一方ノ帳  
簿ニ一層ノ信用ヲ置クト否トヲ判決ス

問 相抵觸して解明して能はざるときとは如何なる場合を申しますか

答 相抵觸するとは原告被告双方の商業帳簿の記入がくひらがふて例へば一  
方には百圓で賣却したりと記載しあるも一方には八十圓まで買ひたりと記入  
し同左一個の物に付き賣買が其帳簿上に記入の符合ぬ事ありて何れが眞ある  
る分明にすることができませぬ場合を云ひます右の場合あると裁判所は事情を  
斟酌て双方とを擲棄して取らぬか又は一方にのみ信用を置くかに判定します  
第四十一條 商業帳簿カ十分ノ證ト爲ラサル總テノ場合ニ於テハ裁判所カ事情  
ヲ斟酌シテ定ム可キ他ノ證據ヲ以テ之ヲ補充スルコトヲ得  
問 商事裁判所は商業帳簿を以て證據と爲すべきを商業帳簿が十分の証と爲  
りませぬ場合は如何致しますか

爲スニ由リテ終了ス但其解約申入ハ不利ノ時期ニ於テ之ヲ爲サヌ又惡惡ニ出テサルヲ必要ス

第二百六十一條 雇傭ノ期間ハ使用人番頭手代ニ付テハ五ヶ年職工其他ノ雇傭人ニ付テハ一ヶ年ヲ超ユルヲ得ス但習

答 商業帳簿が十分の証拠とならぬ總ての場合に於て之裁判所は双方の事情を斟酌して定むべき他の証拠に依て曲直を決せねばならず其不足の所を補ひ充てることが出来ます

第五章 代務人及び商業使用人

第四十二條 何人ニテモ商業ヲ營ム者ハ本店又ハ支店ニ明示ノ委任ヲ以テ一人又數人ノ代務人ヲ置クコトヲ得但其委任ハ別ニ定式ヲ要セス 代務ノ委任及ヒ其解任ハ商業登記簿ニ其登記ヲ受ク可シ

問 代務人及び商業使用人とは如何なる者を申しますか

答 代務人とは從來商業家に云ふ支配人の事として商業使用人とは即ち手代等を稱するまでと云ります何人にも商業を手廣く營む者ハ本店又は支店に契約の証明を以て委任し一人又は數人の代務人を置くことが出来ます代務人は商人に代り總ての商取引及權利行為を爲すことのできる權力を有するものにして其代務人の爲したる事は何處までも主人の負擔となり得ます 代務人に委任するに別定りたる法式を爲すには及びませぬ而して代務の委任及び其解任は商業登記簿に其登記を受けねばなりません

合意ハ未來ニ係リ且成立ノ不確定ナルモノヲ目的トスルヲ得此場合ニ於テ諾約者ハ其諾約ノ實施ヲ妨碍シ若シハ減縮スル何等ノ事ヲモ爲サヌ又其實施ニ便スヘキ何等ノ事ヲモ放却シ若クハ怠ラサルヲ必要ス然レハ相續ニテ

第四十三條

代務ハ何時ニテモ之ヲ解任シ又ハ代務人ヨリ之ヲ辭スルコトヲ得又其委任時期ノ滿了ニ因リ又ハ代務人ト取結ヒタル雇傭契約ノ絶止ニ因リ又ハ其委任ヲ爲シタル營業ノ讓渡若クハ廢止ニ因リテ自ラ消滅ス然レトモ商業主人ノ死亡ニ因リテハ消滅セス

代務人其委任ノ終リタル後ニ爲シタル取引ハ代務人其終リタルコトヲ知ラサルトキニ限り有効タリ

問 代務の委任解任は如何なる定めで云いますか

答 代務は何時にて之を解任し又ハ代務人より之を辭することをも得ます 代務人の雇傭契約は期限の滿了又ハ營業の廢止に依りて消滅するは勿論なれども其主人の死亡の爲めに其契約を決して消滅あり是れ民法と異なる所であります扱代務人自己の委任の終りたるも終りたることを知らずして後に爲したる取引は其効力を有するものとします

第四十四條

數人共同ニ委任ヲ受ケタル代務ハ總員共同ニ非サルハ之ヲ行フコトヲ得ス此代務ハ其一人ニ付テ消滅シタルトキハ他ノ各人ニ付テモ亦消滅ス 問 數人共同にて委任を受けたる代務を如何して之を行ひますか

受クヘキ財  
産ヲ讓渡ス  
合意ハ其相  
續ヲ遺スヘ  
キ人ノ承諾  
アリト雖モ  
之ヲ爲スコ  
ト得ス

第三百二十  
二條

合意ハ不法  
又ハ不能ノ  
作爲又ハ不  
作爲ヲ目的  
トスル件ハ  
無効ナリ  
第三百二十  
三條

要約者カ合  
意ニ付キ金

答 數人共同にて一個の事件の委任を受けたる代務は総員の共同でなければ之を行ふまじが出来ませぬ故に共同して受けたる代務は其中の一人に付て消滅たるとは他の各人も共ニ其委任之消滅します

第四十五條 代務ノ委任ニハ商業主人ノ商號ヲ用井且之ニ代リ裁判上ト裁判外トヲ問ハス其商業ニ關スル總テノ商取引及ヒ權利行爲ヲ爲シ得ル權力ノ授與ヲ包含ス

代務權ニ制限ヲ立ツルモ其制限ハ第三者ニ對シテ無効ナリ但第三者其制限アルコトヲ知リタルトキハ此限ニ在ラス

問 代務の委任は如何なる權利行爲を包含し得るに依りてありませうか

答 代務の委任には商業主人の商號を用る且商主人に代り裁判上と裁判外とに論なく其商業に關する總ての商取引と權利行爲を爲すまじとの得る權力も授與へたりと見做します

主人と代務人との間には如何なる權限の定めあるとも其制限は第三者即ち他人に對しては無効であります

第四十六條 代務ハ無期ニテモ又或ル時期ニ達シ若クハ或ル事件ノ生スルヲ限

業契約ニ關  
スル下ノ規  
定ヲ妨ケス

此ヨリ長キ  
時期ヲ約シ  
タルニ於テ  
ハ當事者ノ  
一方ノ隨意  
ニテ右ノ時  
間ニ之ヲ短  
縮ス但更新  
ヲ爲ス權能  
ヲ妨ケス  
第二百六十  
二條

雇傭ハ時期  
ヲ定メタル  
件ト雖モ當  
事者ノ一方  
義務不履行

トシテモ又有期ニテモ之ヲ委任スルコトヲ得但解任及ヒ辭任ノ權利ハ此カ爲メニ妨ケラルルコト無シ

問 代務の期間は如何なる規定でありますか

答 代務の方主人に於て何時にても解雇し又支配人よりも何時にても辭退を申込むことのできます故に無期にて之又或る時期に達し若くは或る事件の生ずるを限りとしても又有期にて之を委任したる場合にても差支へなし

第四十七條 代務人ハ代務權ノ全部若クハ一分ヲ他人ニ轉付スルコトヲ得ス但商業使用人ヲ置ク權アリ

問 代務人との代務權を他人に轉付することが出来ますか

答 代務人との使用人即ち手代を使ひて商事を辨せしむるの外には代務權の全部若くは一部なりとも他人に轉付すること出来ませぬ

第四十八條 商業主人ハ代務人カ其主人ノ營業上ニ於テ爲シタル取引及ヒ行爲ニ因リテ特リ直接ニ權利ヲ得義務ヲ負フ但主人ノ之ヲ承諾シタルト否ト又ハ主人ノ名ヲ以テ爲シタルト否トヲ問フコト無シ又代務人カ其主人ノ營業上ニ於テ爲シタル不法ノ行爲又ハ代務人カ自己ノ名ヲ以テ取結ヒタル取引ト雖モ



ニ因ル解除  
ノ爲メ又ハ  
一方ヨリ出  
デタル正當  
ニシテ且已  
ムヲ得サル  
原因ノ爲メ  
其定期前ニ  
於テ終了ス  
如何ナル場  
合ニ於テモ  
主人ノ一身  
ニ關スル雇  
傭ハ其死亡  
ノ爲メ當然  
終了ス  
第二百六十  
三條  
雇傭ヲ終了  
セシムル正

其時ノ情況及ヒ相手方ノ意思ニ因リ主人ノ計算ヲ以テ爲シタリトス可キモノ  
ニ付テハ亦同シ  
問 商業主人は代務人の爲したる取引及び行為に依りて如何なる關係を有  
しますか

答 商業主人と代務人が其主人の營業上於て爲したる取引及び行為に因り  
ては直接に權利を得義務を負ひまともので主人の之を承諾したるとせざる  
又は主人の名を以て爲したると否とを問ふことはありません又代務人が爲し  
たることは善き事も悪きことも又は代務人が自己の名を以て取結びたる取  
結びても其取結方と相手方の意思に因り皆な主人の頭よ被ふるものであり升  
第四十九條 何人ニテモ代務委任ヲ僞稱シ又ハ代務委任ヲ踰越シテ取引ヲ取結  
ビタル者ハ相手方ニ對シテ其擇ニ從ヒ取引履行又ハ損害賠償ノ責任ヲ自己ニ  
負フ其代務委任踰越ノ場合ニ於テ第四十五條第二項ニ從ヒテ商業主人其義務  
ヲ負フ可キトキハ主人モ亦之カ責ニ任セサルコトヲ得ス然レトモ此場合ニ於  
テハ主人又ハ代務人ノ中一方ノミニ對シテ其取引ノ効用ヲ致サシムルコトヲ  
得

當ニシテ且  
ツ止ヲ得サ  
ル原因ノ爲  
メ其定期前  
ニ於テ終了  
ス如何ナル  
場合ニ於テ  
モ主人ノ一  
身ニ關スル  
雇傭ハ其死  
亡ノ爲メ當  
然終了ス  
第二百六十  
四條  
如何ナル場  
合ニ於テモ  
雇傭人ノ死  
亡ハ契約ヲ  
終了セシム  
且其相續人

相手方ニ於テ代務委任ノ欠缺ヲ知テ爲シタル取引ハ雙方ニ在テ無効タリ  
問 代務委任を僞稱し又ハ代務委任を踰越しと如何なる事を申しますか  
答 僞稱と委任を受けぬ者が委任を受けたりと僞り稱するなり委任を踰越  
しとは委任を受ける事件には權限のありませぬ其權限外の事項を行爲するとき  
は其權限を越越たるものにして其行ふたる事件と相手方の意に任せ取引を履  
行するとも又ハ損害賠償の責任を自己に負ふとも勝手に從ひます  
其代務責任踰越の場合に於て第四十五條第二項に從ひて商業主人其義務を負  
ひまするとも主人も亦之が責に任せねばありませぬ然れども此場合ニ於て  
主人又は代務人の中何れか一方を對して其取引の効用あるやうな致  
します而もして相手方に於て代務委任が正當ならぬ所あるを知て取引を爲し  
たる者も雙方に於て無効となり得ます  
第五十條 代務人ハ自己ノ計算ニテモ又第三者ノ計算ニテモ商ヲ爲スコトヲ得  
ス若シ此成規ニ背キタルトキハ第六十三條ニ定メタル結果ノ外商業主人ノ求  
ニ從ヒ其商取引ヲ主人ノ計算ニ移シ且損害アラハ之ヲ賠償スルコトヲ要ス  
問 代務人が自己の計算よても又第三者の計算よても商を爲すことは出來ま

ハ給料又ハ  
賃銀ノ取越  
過額ヲ返還  
ス  
第二百六十  
五條  
上ノ規定ハ  
角力俳優音  
曲師其他ノ  
藝人ト座元  
興行者トノ  
間ニ取結ヒ  
タル雇傭契  
約ニ之ヲ適  
用ス

第二百六十  
六條  
醫士辨護士  
及ヒ學藝教  
師ハ雇傭人

せぬか若し之を爲したる時如何なりますか  
答 代務人ノ自己ノ名目計算又は他人ノ名目計算にても商取引を爲すこと  
出来ませぬ若し之に背きて爲したるときは第六十三條ニ規定したる解任と爲  
い其上に主人ノ注文通りを従ひ其代務人の爲したる商取引を主人ノ計算の方  
へ廻し且損害あらむ之を賠償ふこととします

第五十一條 何人ニテモ商業上商業主人ノ業務ヲ辨セシカ爲メニ商業使用人ト  
シテ置カレタル者ハ特別ノ委任ヲ受ケスト雖モ通常其擔當職分ノ範圍内ニ屬  
ス可キ總テノ取引及ヒ行爲ヲ主人ノ爲メニ十分ノ効力ヲ以テ爲スコトヲ得使  
用人カ營業ノ全部若クハ一分ノ爲メニ置カレタルト否ト又ハ或種ノ取引若ク  
ハ一箇ノ取引ノ爲メニ置カレタルト否トヲ問ハス其取引及ヒ行爲ニ因リテ主  
人獨リ權利ヲ得義務ヲ負フ  
使用人カ主人ノ爲メニ訴訟ヲ爲シ又ハ裁判所ニ出テ或ル行爲ヲ爲スハ特別ノ  
委任ヲ受ケタルトキニ限ル  
使用人署名スルトキハ主人ノ代理タル旨ヲ書添フルコトヲ要ス  
問 使用人即ち手代ノ業務と又其權限ハ如何なるものでムリますか

ト爲ラス此  
等ノ者ハ其  
患者訴訟人  
又ハ生徒ニ  
諾約シタル  
世話ヲ與ヘ  
又ハ與ヘ始  
メタル世話  
ヲ繼續スル  
トニ付キ法  
定ノ義務ヲ  
シ又患者訴  
訟權又ハ生  
徒ハ此等ノ  
者ノ世話ヲ  
求メテ諾約  
ヲ得タル後  
其世話ヲ受  
クル責ニ任  
セス然レモ

答 使用人は商業主人の業務の辨用に使ふ爲めに商業使用人として置くもの  
で別段の委任を受けませぬとも通常の事であつて自己の職分内に在る總ての  
取引及び其仕事を主人の爲め十分の効力ある様爲すことを得ます而もし  
て使用人が正當な爲りたる事件一切主人が獨り權利と義務を負ひます然れ  
ども訴訟を爲し又と裁判所に出で或る行爲を爲すは假令主人の爲めにして  
委任を受けたる時と限りませぬ  
使用人の名目を書きたる書面には主人の代理たる旨を書添へね使用人の資  
格で爲したる事とは見做しませぬ  
第五十二條 商業使用人カ商業主人ノ爲メニ店舗、倉庫及ヒ其他ノ營業場ニ於  
テ或ル業務ヲ辨スルトキ又ハ他所ニ送遣セラルルトキ又ハ帳場ニ於テ第三者  
ト取引ヲ爲スニ際シ主人ヨリ制止セラレヌ若クハ第三者ノ問ヲ受ケテ已レ之  
ヲ爲ス權アリト答ヘタルトキハ殊ニ其職分ノ範圍ニ付キ置カレタルモノト看  
做サル  
問 本條の主意如何なる事でムリますか  
答 本條ハ商業使用人が爲す事に付き其職分の範圍を付き置かれたるものと

實際世話チ  
與ヘタル  
ハ相互ノ分  
限ト慣習及  
ヒ合意トナ  
酌量シテ其  
謝金又ハ報  
酬ヲ裁判上  
ニテ要求ス  
ルヲ得ル  
此等ノ者ノ  
世話ヲ受ク  
ルヲ諾約  
シタル後正  
當ノ原因ナ  
クシテ之ヲ  
受クルヲ拒  
絶シタル  
者ハ其拒絕  
ヨリ此等ノ

見做すものと掲げたるものであります即ち主人の爲めに店舗倉庫及び其他の  
營業場於て或る仕事を辨するときは又は他所へ送遣はさるゝ時又帳場於  
て他人と取引を爲すと既に主人も之を黙許して制止す若くは他人より權利内  
にて行ふものと問を受けたるに然りと答へたるときは別段夫のみの職分を置か  
れたるものと見做すこと云ふ意義であります

第五十三條 商業使用人ヲ商業主人ノ代人トシテ之ト取引ヲ爲シタル第三者カ  
善意ナルニ於テハ使用人其受ケタル委任ニ依ラサルモ又指定セラレタル方法  
ニ依ラサルモ其取引ハ第三者ニ對シテ有効ナリ

問 商業使用人を商業主人の代人として之と取引を爲したる第三者が善意な  
るときは其取引の効力は如何でムりますか

答 商業使用人を商業主人の代人として之と取引を爲したる他人が正當者な  
れを使用者が勝手氣儘に行ふたる取引と雖も他人に對して効力あるものでム  
り升

第五十四條 商業主人カ商業使用人ヲシテ商慣習ニ定マレル職分ノ範圍ヲ擴メ  
テ其代理ヲ爲サシメントスルトキハ此カ爲メ特別ノ委任ヲ爲シ且相當ノ方法

ヲ以テ之ヲ第三者ニ告知スルコトヲ要ス殊ニ商業通信書又ハ手形及ヒ其他ノ  
債務證書ニ於ケル使用人ノ署名カ主人ヲ羈束ス可キトキハ右ノ規定ヲ遵守ス  
ルコトヲ要ス

問 商業使用人をして商慣習に定まれる職分の範圍とは如何なる事でムり升  
か

答 御尋の義は商業主人が商業使用人をして法律上の規定のみを因らず從來  
の慣習を定りてある職分の範圍を擴めて其代理を爲さしめんとするときは特  
別の委任を爲し其上相當の方法即ち新聞紙に廣告して之を他人に知らすこと  
トします取分商業上の通信を爲す書面又は取引上の爲替手形約束手形及び其  
他の借方証書に記入したる使用人の名前が主人に引掛を主と免れさせぬ時は  
右の規定を遵守することと致します

第五十五條 營業場ニ於テ第三者カ善意ヲ以テ商業使用人ニ對シテ金錢ノ受渡  
ヲ爲シタルトキハ何レノ場合ナ問ハス商業主人之ヲ承認スル義務アリ商品、  
證券及ヒ其他ノ有價物ニ付テモ亦同シ  
受取ノ證アル勘定書及ヒ其他ノ受取證書ヲ持參スル者ハ拂金及ヒ其他書中記

モノニ金錢  
上ノ損害ヲ  
生セシメタ  
ルハ其賠償  
償ノ責ニ任  
ス之ニ反  
シテ世話ヲ  
與フルコト  
ヲ諾約シタ  
ルノ正當  
ノ原因ナク  
シテ之ヲ拒  
絶シタル者  
ハ因リテ加  
ヘタル損害  
ヲ賠償スル  
責ニ任ス  
第二節 習業  
契約  
第二百六十

七條

工業人工匠  
又ハ商業ハ  
習業契約ヲ  
以テ習業者  
ニ自己ノ職  
業上ノ知識  
ト實驗トヲ  
傳授シ習業  
生ハ其人ノ  
勞務ニ助力  
スルコトヲ  
約スルコトヲ  
得未成年者ハ  
其父後見人  
其他自己ニ  
對シテ權力  
ヲ有スル人  
ノ保佐又ハ  
名代ニ依ル

載ノ物ヲ受取ル權アルモノト看做サル但情況ニ因リテ右ニ異ナル推定ヲ爲  
ス可キトキハ此限ニ在ラス

問 營業場とは何れの場所を指して申すか

答 營業場とは主人の辨用を爲す場所即ち主人の命に依て營業を爲す場所を  
云ひます此營業場は於て他人の正當に商業使用人に對して金錢の受渡を爲し  
たるに於ては何れの場所を問はず又商品証券と其他の有價物も付ても商業主人  
之を承認する義務があります

使用人の受取の証ある勘定書及び其他の受取証書を持參する者は拂金及び其  
他書中記載の物を受取る權あると看做さるゝなりされども使用人の爲すべき  
ことでない金錢其他の受渡証書は格別であります

第五十六條 商業使用人ハ其職分上ノ權ヲ他人ニ轉付スルコトヲ得ス又商業主  
人ノ承諾ヲ得ルニ非サレハ他人ヲ代理トシテ其權ノ全部若シハ一分ヲ行ハ  
ムルコトヲ得ス但商慣習ニ於テ代理ヲ許スモノハ此限ニ在ラス

問 商業上の使用人は其職分上の權を他人に轉付することは出来ませぬか

答 商業使用人は自分の職分上の權を他人に轉付し又主人の承諾なきに他人

ニ非サレハ  
習業契約ヲ  
取結フコト  
得ス

第二百六十  
八條

合式ニ保佐  
ヲ受クル未  
成年者又ハ  
代人ノ取結  
ビタル習業  
契約ハ其未  
成年ノ時期  
ヲ超ユルコ  
トヲ得但習業  
者ガ我年ニ  
達シタル後  
其契約ヲ更  
新シ又ハ之  
ヲ伸長スル

を代理として其權の全部若しくは一分を行つしむるまじとせざせん但商慣習  
に於て代理を許すものゝ本條の定めたる限でありませぬ

第五十七條 第四十五條第二項、第四十八條、第四十九條及ヒ第五十條ノ規定ハ  
商業使用人ニモ亦之ヲ適用ス

本條ハ其餘々に就て見らるゝとき自から了解し得らるべし

第五十八條 商業主人ト商業使用人トノ間ノ權利關係ニシテ其雇傭ニ關スルモ  
ノハ本法ニ規定シタルモノヲ除ク外雇傭契約ノ原則ニ從ヒ之ヲ定ム

問 雇傭契約の原則とは如何なる者でありますか

答 雇傭契約とは民法上に在ることにて即ち民法の財産取得編第十二章に規  
定する所の原則を云ひます雇傭とは年月又ハ日を以て定めたる給料又ハ賃銀  
を受けて勞務に服する者にて今申す所の商業上の使用人といふ大に異なるもの  
であります

第五十九條 期限ヲ定メスニテ取結ヒタル雇傭契約ハ雙方何時ニテモ之ヲ解ク  
豫告ヲ爲スコトヲ得但其豫告ハ一个月前ニ之ヲ爲スコトヲ要ス

商業主人若シハ商業使用人ノ終身ヲ期シ又ハ之ト同視ス可キ長キ期限ヲ定メ

コトヲ妨ケ  
ス  
第二百六十  
九條  
習業契約ハ  
當事者相互  
ノ義務ノ性  
質及ヒ廣狹  
ヲ定ムル習  
業契約ノ不  
備ハ師匠又  
ハ親方ノ其  
職業ヲ行フ  
地方ノ慣習  
ニ從ヒテ之  
ヲ補充スル  
ヲ得  
第二百七十  
條  
師匠又ハ親

テ取結ヒタル雇傭契約ハ期限ヲ定メサルモノト看做ス

問 雇傭契約の方法を承り度存じます

答 雇傭契約ハ大抵期限を定めて使用ムものなれども期限を定めずして取結ビたる雇傭契約あり此契約と双方より何時にても之を解くことができず之を解くに前以て告ぐることであります之を豫告と申します此豫告ハ一ヶ月前に必ずこと、します扱又商業主人若くは商業使用人の一生を期限として契約を爲すか又ハ終身と同じき程の長き期限を定めて取結ビたる雇傭契約ハ期限を定めぬものと見做します

第六十條 期限ヲ定メテ取結ヒタル雇傭契約ハ雙方ノ承諾アルニ非サレハ其期間満了ノ前ニ之ヲ解クコトヲ得ス但法律ニ依リ其期限前ニ辭任又ハ解任ヲ爲シ得ヘキ場合ハ此限ニ在ラス

雇傭期限内ハ商業主人ニ於テ商業使用人ヲ全ク使役セス又ハ僅カニ使役スト雖モ使用人ハ契約上ノ給料又ハ各地慣習ノ給料ヲ受クル權利アリ

問 期限を定めて取結ビたる契約は如何でありますか

答 期限を定めて取結たるものは双方の承諾がなければ其期限の満つる前

方ハ習業者  
ニ衣食及ビ  
職業ノ器具  
ヲ與ヘ且日  
常ノ使用ヲ  
足ラシムル  
コトヲ要ス  
但反對ノ合  
意ナク且地  
方ノ慣習ノ  
之ニ異ナラ  
サルキニ限  
リ師匠又ハ  
親方ハ習業  
者ニ其習業  
契約ノ目的  
タル職業ヲ  
學ブコトヲ得  
セシムル爲  
メ必要ナル

之を解くことは出来ません併し商業慣習上にて定むる者と法律に依りて定むるものとがありません慣習上にて定めたる者は法律に依り其期限前に辭退し又主人より任を解くことができぬものであります法律の期間は使用人番取手代に付ては五ヶ年職工其他の雇傭人に於ては一ヶ年を超へるとはできません又民法に依りますれば雇傭を終了せしむる正當の原因が主人より出で且地方の慣習に従ひ雇傭の新契約を爲すことができません此新更契約と長き時期には之を爲すことを得ます

問 雇傭期限内商業主人に於て全ク使用せざる場合の給料と如何になりますか

答 商業主人に於て全ク使役せざれば又ハ僅かに使役するも主人の勝手都合に依りて爲すことあれば使用人は矢張契約上の給料又は各地慣習の給料を受くる權利があります

第六十一條 商業使用人カ雇傭期限内疾病ニ罹リ又ハ其他ノ事故ニ因リテ二个月以上業務ニ就クニ耐ヘサルトキハ之ヲ解任スルコトヲ得

本條は別段御申す事項がありませぬ故次條に就て質問致します

第六十二條 商業使用人カ就業中疾病ニ罹リ又ハ傷痕ヲ被フルモ商業主人ノ過

時間ヲ與ヘ  
世話ヲナシ  
及ヒ諸般ノ  
便利ヲ圖ル  
一ヲ要ス  
未成年者ノ  
習業者が未  
ダ算筆ヲ知  
ラサルハ  
師匠又ハ親  
方ハ何等ノ  
反對アルモ  
習業者ニ算  
筆修習ノ爲  
メ休憩時間  
外ニ於テ毎  
日少ナク  
モ一時間ヲ  
與フルヲ  
要ス

失ニ因ラサルトキハ主人ヨリ治療費ヲ給シ又ハ償金ヲ與フル義務ナシ  
問 商業使用人が仕事を爲すとき疾病に罹り又は傷痕を被ふるときは主人は之に對する義務之如何

答 就業中疾病に罹り又は傷痕を被ふるも商業主人が過失より爲さしめたることでなければ之に對し治療費を給ひ又ハ償金を與へる義務を申して之ありません其治療費を給することあるを皆ホ徳義上恩惠より出づるものでムリマ

第六十三條 商業使用人ナ何時ニテモ解任シ得ヘキ場合左ノ如シ

第一 不實ノ行爲ヲ爲シ又ハ己レニ受ケタル信任ニ背キタルトキ

第二 自己ノ計算又ハ第三者ノ計算ニテ取引ヲ爲シタルトキ但些少ノ取引ハ此限ニ在ラス

第三 正當ノ理由ナクシテ其命セラレタル仕事ヲ爲スコト及ヒ總テ己レノ負擔シタル義務ヲ履行スルコトヲ拒ミ又ハ之ヲ怠リタルトキ

第四 不當ノ舉動又ハ不品行ノ爲メニ指斥ヲ受ケタルトキ

問 商業使用人を何時にても解任することが出来る場合は如何なる場合であ

第二百七十

一條 習業者ハ其習ハント欲スル職業ニ關シ日日ノ時間及ヒ勞務ヲ師匠又ハ親方ニ供スル一ヲ要ス  
第二百七十  
二條 習業者  
カ自己又ハ  
其親屬ノ疾  
病其他不可  
抗ノ原因ニ  
ヨリテ一ケ  
月以上引續  
キ勞務ヲ供

りますか

答 何時にても解任し得べき場合は四箇あります今之を一々述べます

第一と主人に對して不實の行爲を爲し又ハ横着して己れニ命令られたる仕事を怠りたる時第二は自分の名目計算又は他人の名目計算にて取引を爲したるとき尤も些少の取引は此限にあらざれば第三は自分に爲すべき正當の理由なき事は命せられても之を爲すことはできぬものなるに之を爲したる場合と總て己れの負擔即ち爲すべきほどの義務を履行することを拒み又は之を打捨て爲さるるとき第四と横着を極め又は不品行を働きて世間の評判宜しからざる等の場合あり

第六十四條

商業主人カ商業使用人ニ相當ノ給料ヲ與ヘス又ハ之ニ違法若クハ不善ノ業務ヲ命シ又ハ其身體ノ安全、健康若クハ名譽ヲ害シ若クハ害セントスル取扱ヲ爲ストキハ使用人ハ何時ニテモ解任スルコトヲ得  
若シ使用人獨立シテ營業ヲ始メントスルトキハ期限前ト雖モ第五十九條ニ掲ケタル豫告期間ニ從フニ於テハ亦解任スルコトヲ得

問 前には使用人の解任せらるゝ場合を承りましたが商業主人の方でも雇

スルコト能ハサルハ其成年ニ達シタル後ト雖習業契約ノ期限満了後ニ於テ前契約ニ同シキ相互ノ條件ヲ以テ休業シタル時間ヲ補足スルコトヲ要ス

第二百七十  
三條  
習業契約ハ左ノ諸件ニ因リ當然終了ス第一師

備人に對して不都合の仕向けが有らば其時如何

答 商業主人が商業使用人に相當の給料を與へず又は規則に違ふこと若しくは惡業務を命ぜり又は其身軀の安全健康若しくは名譽を害し若くは害しようとする取扱ひを爲すときは使用人は何時にても辭任することが出来ます

商業主人の不都合なる取扱に依るでなく使用人の都合にて獨立して營業を始めんとするときは期限前といへども第五十九條ノ規定してある豫告期間即ち一个月前此事を主人に前以て告ぐるときは亦辭任することが出来ます

第六十五條 雇傭契約ハ商業主人ノ死亡ニ因リテ終ラズ然レトモ商業使用人ノ雇入レラレタル其營業ノ廢止ニ因リテ終ル但シ其營業ヲ他人ニ移サントスルトキハ第五十九條ニ從ヒ雙方豫告ノ權利ヲ有ス

問 商業主人の死亡に因りて雇傭契約は終らぬものでムリですか

答 然り雇傭契約と商業主人の死亡に因りて終るものではムリです然れども主人の一身に關する雇傭と其雇入れられたる營業の廢止に因りて終るものでありませぬ主人たる者が其營業を他人に轉付さんとするときは第五十九條の規定に從ひ双方より豫告を爲すの權利があります

第六章 商事會社及ヒ共算商業組合

商事會社總則

第六十六條 商事會社ハ共同シテ商業ヲ營ム爲メノミ之ヲ設立スルコトヲ得

問 會社と申すものは如何なる組成なるものでムリですか

答 會社は商事に於て最も能く心得居らねばならぬとてムリです會社には商事會社と民事會社との別があります商事會社は商業家に必要なるものでありませぬが商事會社の事を申すに先ち一般の會社契約に關する法則と民事會社に關する法則の概畧を知るを必要とします何故すれば商事會社に尤も普通の法則を適用することになります

會社と申すは二人若しくは數人或物件より生じまする利益を分配するの目的を以て或物件を共通として其々の物とするの契約を云ひます此義に依るときは會社の物たるや一人の力に於てなす能くざる所あるを以て數人の力を結合するに在り即ち協力進取するを要す又會社に必らず契約に基かねばなりません又社員互に其物件を提出さねばなりません得べき利益がなければなりません其同の利益がなければなりません先づ此等が一般會社の主意でムリです而し

匠親方又ハ習業者ノ死亡ニ第二師匠親方又ハ習業者ノ陸海軍ノ現役第三師匠親方又ハ習業者ノ重罪又ハ三ヶ月ヲ超ユル禁錮ノ處刑「第一四合意又ハ法律ヲ以テ定メタル期間ノ満了」第二百七十  
四條  
左ノ原因アルハ解除

ノ利益ヲ得ル一方ノ當事者ノ請求ニ因リ裁判所ハ契約ノ解除ヲ宣告スルコトヲ得第一相互ノ義務ノ不履行但不可抗ノ原因ニ由ルトキモ亦同シ」第二習業上ニ對スル師匠又ハ親方ノ苛酷ナル取扱第三習業者ノ平常ノ不品行」第四

て一般會社と商事會社との異なる所は數多ありまどが之を區別するにこゝ々會社の目的とする所の事業の性質商事なるや否やに依るは最も見易の理あり又民事會社は無形人にあらざ商事會社は法人にして且無形人なり然れども民事會社も當事者即ち會社々員の意思に依りて之を法人と爲すまどを得ます將又商事會社の責任たる社員は會社の負債に付き帶連の義務を負ふと雖も民事會社の社員は連帶の義務を負ふことなし但し第三者が對して連帶の明約あるときは此限をあらざとします

第六十七條 法律ニ背キ又ハ禁止セラレタル事業ヲ目的トスル會社ハ初ヨリ無効タリ

若シ會社ノ營業カ公安又ハ風俗ヲ害ス可キトキハ裁判所ハ檢察官ノ申立ニ因リ又ハ職權ニ依リ其命令ヲ以テ之ヲ解散セシムルコトヲ得但し其命令ニ對シ即時抗告ヲ爲スコトヲ得

問 如何なる會社の設立と無効となりませぬの

答 會社の設立を有効ならしむるには法律に従ひ官廳の許可を受けねばなりません又第三者が對して有効ならしめんとするには規則通に商業登記簿に

前條ニ掲ケタル場合ノ外師匠親方又ハ習業者ノ犯罪」第五契約ヲ履行スヘキ土地外ニ師匠又ハ親方ノ轉居」本條ニ依リテ解除ノ宣告ヲ受ケタル當事者ノ一方ハ自己ニ過失アル片ハ他ノ一方ニ對シテ尙ホ其損害ヲ賠償スヘキノ

登記を受け又公告したる上ならでは其効力はありませぬ  
 そのたはありつそむ 禁止せられたる事業を目的とする會社は初めより無効でありませぬ若し會社の營業が公安として世の中の治安又ハ風俗を害すべきと死官より之を解散されます併し其命令に對して不服があるときは抗告を爲すことのできませぬ

第六十八條 法律、命令ニ依リ官廳ノ許可ヲ受ク可キ營業ヲ爲サントスル會社ハ其許可ヲ得ルニ非サレハ之ヲ設立スルコトヲ得ス  
 株式會社ニ關シテハ第三節ノ規定ヲ遵守スルコトヲ要ス

問 會社は法律命令に依り官廳の許可を受くるものと受けざるものとがありませぬか

答 然り官廳の許可を受けせして設立するものあり此事業に官廳の許可を受く可き營業であるを以てあり若し法律命令に依り官廳の許可を受く可き營業をせやうと思ふときは其許可を得せねば之を設立することはできませぬ

第六十九條 會社ノ設立ハ適當ナル登記及ヒ公告ヲ受クルニ非サレハ第三者ニ對シテ會社タル効ナシ



言渡ヲ受ノ  
前條ノ處刑  
言渡ノ場合  
ニ於テモ亦  
同シ

民法

財産取得篇

第六章

會社

第一節會社

ノ性質及

ニ設立

第百十五條

會社ハ數人

カ各自ニ配

問 適當なる登記とは如何なる事を申しますか

答 適當とて其會社の種類に従ひ組織の異なるものでありますから其組織に

合致登記をせぬやう適當したる所の登記を受くることを申します

第七十條 會社ハ商號ヲ設ケ社印ヲ製シ定マリタル營業所ヲ設クルコトヲ要ス

問 會社の商號とは如何様に設くるものでありますか

答 會社の商號といふ其會社の種類に従ひて設け方も異なりして或は社員の名

を用ゆる者と用ひぬものとがありますなれども總て何々會社と名くるものな

り

第七十一條 社印ニハ商號ヲ刻シ其印鑑ヲ商號登記簿ニ添ヘテ保存スル爲メ之

ヲ第十八條ニ掲ケタル裁判所ニ差出スコトヲ要ス社印ヲ變更シ又ハ改刻スル

トキモ亦此手續ヲ爲ス

問 社印の印鑑を裁判所に差出すものとしますは如何なる理由でありますか

答 印云とよ者は大切なるものでありまして之れを押捺して權利義務の契約

を確にする位のものなれば一己人の印ふても之を届出で其印鑑と官廳の認む

る所なり況して會社の如きハ之を濫用することはできません依て其印には商

號を刻て其印鑑を商業登記簿に添へて保存する爲め差出さねばなりません而

して社員を變更し又ハ改刻したる時も同様の手續を爲すものと知るべし

第七十二條 商號及ヒ社印ハ官廳ニ宛テタル文書又ハ報告書、株券、手形及ヒ會

社ニ於テ權利ヲ得義務ヲ負フ可キ一切ノ書類ニ之ヲ用ユ

問 商號及社印と如何なる場合ハ之を用ひますか

答 商號及社印は濫に之を使用することはできません官廳に宛てたる文書又

は社の業務を報告する書面會社より發行する株券手形及び會社に於て權利を

得義務を負ふべき即ち契約其他取引等の一切の書類ハ之を用ひます

第七十三條 會社ハ特立ノ財産ヲ所有シ又獨立シテ權利ヲ得義務ヲ負フ殊ニ其

名ヲ以テ債權ヲ得債務ヲ負ヒ動産不動産ヲ取得シ又訴訟ニ付キ原告又ハ被告

ト爲ルコトヲ得

問 會社の特立の財産とは如何なるものを申しますか

答 會社の資本に種々の財産があります而して社員は協力して之を利用し

其利益を見んことにはなりません此會社の資本と云ふものは各社員的身代と

別個の一身代を組織するものであります語を換へて之を言へば各社員的身代

以テ之ヲ定

特別ナル規

商事會社ニ

第百十六條

約ナリ

爲メ各社員

カ定マリタ

ル出費ヲ爲

シ又ハ之ヲ

諸約スル契

第百十七條  
社員ノ出資  
ハ或ハ動産  
又ハ不動産  
ノ所有權若  
クハ收益權  
或ハ金錢又  
ハ技術勞力  
ヲ以テスル  
「ヲ得」出  
資ハ不均一  
ナル「ヲ得  
第百十八條  
民事會社ハ  
當事者ノ意  
思ニ因リテ  
之ヲ法人ト  
爲スコトヲ  
得」此場合

の一部を以て一個獨立の一身代を組織します之を以て會社の資本と致します  
斯様會社の身代と各社員の身代より獨立するものであります故に各社員と  
會社と對して權利者となり又債務者となることとありませす

問 獨立して權利を得義務を負ひ殊に其名を以て債權を得債務を負ひ動産不  
動産を取得ると如何なる事でムりますか

答 御尋の義は會社は前に申す如く一の法人即ち無形人として一已と同じく  
權利を有し義務を負ひ會社の名を以て貸方となり借方となり動産不動産を取  
得ることができると一已人と同じことであります只だ自ら之を處理するこ  
とが出来ませぬ故に社員が代表して管理するものとして又會社に對して訴  
訟をなす時と會社の代表者たる支配人を相手取呼出しを會社に送達すべきも  
のとす

第一節 合名會社

第一款 會社ノ設立

第七十四條 二人以上七人以下其通ノ計算ヲ以テ商業ヲ營ム爲メ金錢又ハ有價  
物又ハ勞力ヲ出資ト爲シテ共有資本ヲ組成シ責任其出資ニ止マラサルモノヲ

ニ於テハ會  
社ニ社名ヲ  
付シ且其契  
約ハ商事會  
社ノ公示ノ  
爲メ法律ニ  
規定シタル  
方式ニ從ヒ  
テ之ヲ公示  
ス但社名ヲ  
付シ又ハ公  
示ヲナシタ  
ルハ其會  
社ヲ法人ト  
爲ス意思ア  
リト推定ス  
第百十九條  
合意ノ一般  
ノ規則殊ニ

合名會社ト爲ス

問 合名會社とは如何なる組織のものでムりますか

答 合名會社と申すは二人以上七人以下の共同にて金錢あり物品なり又は勞  
力を出資して共有資本として商業を營むもので其責任は無限なり

合名會社は特有の性質を以て他の會社と異なる所のもの二ヶあります第一合  
名會社員と皆會社の約諾に付連帶の義務を負ふものとす故に會社と契約を  
す者唯會社を以て債務者とするのみならず仍は社員を以て皆な其義務者と  
なすの利益がありませす是無限責任なり加之ら會社の債權と社員の債權と會  
社の財産を分配するの憂くあるものであります第二合名會社は社名を有する  
ものであります社名とは會社を指定する爲め社員總体の名義或は社員中  
者の名義を記し之に及會社の三字を附記したるものであります

第七十五條 商號ニハ總社員又ハ其一人若シハ數人ノ氏ヲ用井之ニ會社ナル文  
字ヲ附ス可シ

會社若シ現存セル他人ノ營業ヲ引受クルトキハ其舊商號ヲ續用スルコトヲ得  
ス

當事者ノ承諾能力合意ノ目的原因及ヒ證據ニ關スルモノハ會社ニ之ヲ適用ス

第二百十條 會社ハ其目的ノ商事ニ非ルモ資本ヲ株式ニ分ツトモハ商法ノ規定ニ從フ

第二節 社員ノ權利及ヒ義務

第二百一十一條

問 只今御説の會社の社名の附記しがの例を掲げて示して下され度し

答 例へば甲乙丙の三人合名會社を設立せんが其社名を甲乙丙及會社或は甲及會社ありとす而して該社名中に決して社員外の者を記載することはできません社名は一個人の氏名と同じく會社即ち無形人の署名即ち社印とあるべきものであります故に社員の名目を記入したると全く區別ありませぬ社員若し自己の爲めに取引するときは自己の氏名を以てま會社の爲めふるとは社名を記載するものとします然れども社名は彼の會社の事業の目的を示し又其事業の種類を指定し其他事業に關係なき社名と混同せぬやうにせねばなりません例へば生糸製絲會社と云ふが如きと社名であくして社名であります

第七十六條 社員ノ退社シタル後ト雖モ從前ノ商號ヲ續用スルコトヲ得但退社員ノ氏ヲ商號中ニ續用セントストキハ本人ノ承諾ヲ受クルコトヲ要ス

問 本條の社員の退社せたるは一名の社員か又ハ數名の社員の退せたるを申しますか

答 一名又ハ數名の社員の退社したる時を申しませと此場合に從前の商號を引

會社ハ契約ノ日ヨリ開始ス但明示又ハ默示ニテ他ノ期限ヲ定メ又ハ條件ヲ附シタル所ハ此限ニ在ラス各社員ハ會社ノ開始スル時ニ於テ其諾約シタル出費ヲ差入ル、一ヲ要ス之ヲ差入レサル片ハ其社員ハ出資ニ生スル果實及ヒ

續用ぬんと思ふときは用ゆることを得ます尤も退社員の氏を商號中に續用せんとするときは本人の承諾を受くるものと致します

第七十七條 會社ハ書面契約ニ因リテノミ之ヲ設立スルコトヲ得其契約書ハ總社員之ニ連署シ各自一通ヲ所持ス

右ノ規定ハ會社契約ノ變更ニ於テモ亦之ヲ遵守ス

問 本條の意義理由を承り度し

答 會社の書面契約は因りてのみ之を設立することを得ると申すは合名會社と社員全体の承諾を以て創立する者としす而して其社員の承諾と証書と明記せねばなりません然れども其證書と必ず公正証書でなくとも私成証書にてても可と致します又其証書と總社員之に連署し各自一通を所持するものとし升此契約証書を認むる所以の者と主として會社は多くの關係上契約者并に証人の記憶ばかりに放任することができぬばかりでなく又其會社契約は之を公示して公衆に知らしめねばならぬあるものとします

第七十八條 會社ハ設立後十四日內ニ本店及ヒ支店ノ地ニ於テ其登記ヲ受ク可

利息ヲ當然負擔ス且延ノ爲メ損害ヲ生シタルハ出資ノ金銭ヲ以テスルホト雖比其賠償ヲ負擔ス

第七十九條 登記及ヒ公告ス可キ事項左ノ如シ

- 第一 合名會社ナルコト
- 第二 會社ノ目的
- 第三 會社ノ商號及ヒ營業所
- 第四 各社員ノ氏名、住所
- 第五 設立ノ年月日
- 第六 存立時期ヲ定メタルトキハ其時期
- 第七 業務擔當社員ヲ特ニ定メタルトキハ其氏名

問 會社の登記を受くべき事項を逐一承り度し

答 第一合名會社ある事第二會社の目的即ち何々の事業を起して公益を謀らんとする等の事を云ふ第三會社の商號及び營業と何處にて爲すこと第四各社員ノ氏名住所は明細に現住所を記載し第五設立は何年月日第六存立即ち營業の繼續期間を何年月々り何年月迄廢止せざる時期第七或業務を擔當す

ニ對シテ或ハ其義務ノ履行ヲ缺キタル當時ヨリ會社ノ受ケタル損害ヲ賠償シ或ハ其勞力ヲ會社外ニ用ヰテ得タル利益ヲ分與スル責ニ任ズ

第二百二十三條

動産ト不動産トヲ問ハス特定物ノ所有權ヲ出資ト爲ス

ニ對シテ或ハ其義務ノ履行ヲ缺キタル當時ヨリ會社ノ受ケタル損害ヲ賠償シ或ハ其勞力ヲ會社外ニ用ヰテ得タル利益ヲ分與スル責ニ任ズ

第八十條 前條ニ掲ケタル一箇又ハ數箇ノ事項ニ變更ヲ生シ又ハ合意ヲ以テ變更シタルトキハ七日内ニ其登記ヲ受リ可シ

問 合意を以て變更を爲したるときとは如何の事で与りますか

答 合意とは一同承諾の上と申すことあり會社の登記を受けたる事項は一箇又は數箇の事項に拘らず變更を生じたるとき例へば會社の商號又は各社員ノ氏名住所の如き聊の事項にても又は一同承諾して契約上に係る會社の目的存立時期等の變更が生じたるときは七日内に其登記を受く可しとす

第八十一條 會社ハ登記前ニ開業スルコトヲ得ス之ニ違フトキハ裁判所ノ命令ヲ以テ其營業ヲ差止ム但其命令ニ對シテ即時抗告ヲ爲スコトヲ得

問 會社は登記前に開業したるとき如何ありませうか

答 會社之登記前に開業するまゝとてささせぬ之に違ふたるとき裁判所より直に差止めます尤其命令に従ふべからぬと云ふ譯ではありませぬ不服なるとは即時抗告を爲すまゝとてさす

第八十二條 會社其登記ノ日ヨリ六个月内ニ開業セサルトキハ其登記及ヒ公告

ヲ諾約シタル社員ハ會社ニ對シ賣主ト同シシ其物ノ妨碍追奪又ハ面積數量ノ不足及ヒ隠レタル瑕疵ニ付キ擔保ノ責ニ任ス又社員カ物ノ收益權ノミヲ出資ト爲スコトヲ諾約シタルハ貸貸金ト同シシ擔保ノ責ニ任ス  
 第二百二十四

ハ無効ナリ

本條は會社が登記を受けたりとも六ヶ月内に開業せざるときは其登記及び公告は無効となることを規定たるものにて別段尋ねる事項はありませぬ

第二款 會社契約ノ變更

第八十三條 會社契約ハ總社員ノ承諾アルニ非サレハ之ヲ變更スルコトヲ得ス其承諾ナキトキハ契約ノ從前ノ規定ニ從フ

問 會社契約を變更するときは如何致しますか

答 會社契約は法律に於て定むる所の方法に依りて之を公示するそのなれを之を變更するときは總社員ノ承諾がなければ一事項あても之を變更することと出來ませぬ其承諾ありとて從前の契約にて規定したる通りに從はねとなりませぬ

第八十四條 會社契約ノ規定ニシテ會社ノ施行セザリシモノハ社員又ハ第三者ニ對シテ其効用ヲ致サシムルコトヲ得ス

問 會社の契約に規定したる事項にして之を施行せざりし事は如何致しますか

條 會社契約ヲ以テ社員中ヨリ一人又ハ數人ノ業務擔當人ヲ撰任シタルハ其各員ハ受任ノ權限ヲ除コルヲ得ス權限ノ定マラサル業務擔當人ハ共同又ハ各別ニテ通常ノ管理行爲ヲ爲スニ止マル又業務擔當人ハ會

答 會社契約の規定したる事項にして會社に必要の事であくして施行せぬもの社員又他人に對して之を役に立てることは可ません

第三款 社員間ノ權利義務

第八十五條 社員間ノ權利義務ハ本法及ヒ會社契約ニ因リテ定マルモノトス

問 社員と社員との間に行ひまする權利義務は如何して定めますか

答 社員間の權利義務は本法の規定と會社の契約に因りて定まるものであり

升

第八十六條 會社ノ目的ニ反セサルモノニ異ナル業務及ヒ事項ニ付テハ業務擔當ノ任アル總社員ノ承諾ヲ要ス

問 會社の目的に異なる業務及び事項と雖も會社の利益と認むる事之之を行ひますか如何

答 會社の目的に異なるのみにて之を反對せんものと業務擔當の任ある總社員ノ承諾あるときは之を行ふことを得ます否らざることは會社の事業を擴張せることはできませんと思ひます

第八十七條 會社契約ノ規定ノ施行ニ關スル事項ハ業務擔當ノ任アル社員ノ多

社ノ目的中ノ重要ナル行為ニ付テハ共同ニテノミ之ヲ爲スコトヲ得但異議アル場合ニ於テハ其行為ヲ中止シ總社員ノ過半數ヲ以テ之ヲ決ス

第二百二十五條 會社契約ヲ以テ業務擔當人ヲ選任セサル場合ニ於テ總社員ノ一致

數ヲ以テ之ヲ決ス

問 會社契約中に規定して施行に關する事項を如何して之を決定致しよとかな

答 會社契約に規定して施行せんとする事項は業務擔當の任ある社員多數決を以て之を定めす

第八十八條 會社ノ業務ヲ行ヒ及ヒ其利益ヲ保衛スルニ付テハ各社員同等ノ權利ヲ有シ義務ヲ負フ但會社契約ニ別段ノ定アルトキハ此限ニ在ラス

問 會社ノ業務を行ハ及び其利益を保衛に付て各社員ノ權利と如何ん

答 會社ノ社員ノ業務を行ハ及び其利益を保衛に付ては同等ノ權利を有して決して等差を立つるものではありません且大抵會社ノ社員ノ同等ノ權利を以て一切ノ事を擔當するものとします此等ノ事は次條に付て漸次述べませう

第八十九條 社員ノ議決權ハ其出資ノ額ニ應シテ等差ヲ立ツルコトヲ得ス

問 社員ノ議決權は何に依て等差を立つるものでムリますか

答 合名會社に於ては社員ノ議決權を誰れも彼れも同等にして其出金の多寡と依て決して等差を立つるものと許しませぬ

第九十條 業務擔當ノ任ナキ社員ハ何時ニテモ業務ノ實況ヲ監視シ會社ノ帳簿

ニテ之ヲ選任セサル間ハ社員ノ各自ハ前條ニ規定シタル行為ヲ其條件ニ從テ爲ス權ヲ有ス

第二百二十六條

會社契約ヲ以テ業務擔當人ニ選任セラレタル社員ハ正當ノ原因アルハ又ハ其承諾及ヒ總社員ノ同意ヲ得タルハ

及ヒ書類ヲ検査シ且此事ニ關シ意見ヲ述フルコトヲ得

問 會社ノ業務ノ實況を監視したり會社ノ帳簿及び書類を検査する等と社員の中めて誰の任でありませぬ

答 御尋の義と業務擔當の任ある社員ノ自己ノ業務を自分が監視し自分の管掌する所の帳簿及び書類を検査する様な都合ある事と出来ませんから業務擔當の任ある社員が之を監視し之を検査し且此事に關して意見を述べらるの權利がありませぬ

第九十一條 業務擔當ノ任アル各社員ハ代務ノ委任又ハ解任ヲ爲ス權利アリ

問 代務の委任又は解任を爲す者は社員の中に誰の任でありますか

答 業務擔當の任ある各社員が代務の委任又は解任を爲す權利があります

第九十二條 各社員ハ會社ニ對シ正整ナル商人ノ自己ノ事務ニ於テ爲スト同シキ勉勵注意ヲ爲ス責務アリ其責務ニ背キ會社ニ損害ヲ生セシメタルトキハ之ヲ賠償スルコトヲ要ス

問 各社員は會社に對しての責務と如何様のものでムリますか

答 各社員は會社に對して正整な商人が自分の事務に於てすると同様に勉

非レハ委任ノ期限内ニ之ヲ解任スルコトヲ得ス  
 會社設立以後ノ契約ヲ以テ選任シタル業務擔當人ハ之ヲ撰任シタルト同一ノ方法ヲ以テ其承諾ヲ要セスシテ之ヲ解任スルコトヲ得  
 第二百二十七條  
 業務擔當人ヲ撰定シタル

勵注意を爲すの責務がありませぬ此等の責務と當然のことでありませぬ何となれば社員ハ會社に於て利益を得會社と損益を共にし會社を盛大ならしめ會社と自分の一家と同じく其利益を保護せねばなりません若し社員が其責務を背き會社に損害を被ふらしめたるときは之を賠償ふこととします  
 第九十三條 社員ノ差入レタル金銭又ハ有價物ノ出資ハ契約ニ定メタル評價額ヲ附シテ會社ノ財産目錄ニ記入シ會社ノ所有ニ歸ス  
 問 有價物とは如何なるものを申しますか  
 答 有價物と動産物にて相當の價值のある物を云ひます而して社員出資の物品は必ずしも其所有權を以てするに及ばせ只其使用權實權又其享用の物を以てすることができます若し社員に於て其所有權を出仕することを承諾し而して其物權特定物なるときは會社に直に之の所有者となり其損失を負担せべし之の特殊有價物の出資と契約に定めたる鑑定人の價值を入れたる額を附けて會社財産目錄に記入するものとします  
 第九十四條 社員其負擔シタル出資ヲ差入ルルコト能ハサルトキハ除名セラレタルモノト看做ス但總社員ノ承諾ヲ得テ他ノ出資ヲ差入ルルトキハ此限ニ在

ル方法ノ如何ヲ問ハス  
 其中ノ一人又ハ數人ノ死亡辭任又ハ解任アリテ此等ノ事件ノ爲メニ會社ノ解散セサルハ總社員ノ過半數ヲ以テ其補缺者ヲ選任ス  
 第二百二十八條  
 右ノ外會社定款ノ行爲ニ付テハ總テノ處分ハ

ラス  
 問 本條は如何なる事項を規定たるものでありませぬか  
 答 本條は社員中自分其負擔したる出資を出すことので死ぬものは會社は都合に依り之を除名するものと尤出すべき物であく他の物の出資を差入れて之を宜しきとの社員ノ承諾を得て差入るるときは除名はせられませぬ  
 第九十五條 社員其負擔シタル出資ヲ差入レサルトキハ會社ハ之ヲ除名スルト年百分ノ七ノ利息ヲ拂ハシムルトキハ其就レノ場合ニ於テモ損害賠償ヲ求ムルコトヲ得  
 問 本條は如何なる事項でムりますか  
 答 前條に依り社員が到底其出すべき出資を差入れることができませんときは會社は之を除名するとも其出資物即ち未納金に對して年七分の利息を添へて拂込ましむとドナリありとを勝手に任せて處分することができざるのみならず夫れが爲め會社に損失ありしとき其賠償をも求むることができませぬ  
 第九十六條 社員ハ契約上ノ額外ニ出資ヲ増シ又ハ損失ニ因リテ減シタル出資ヲ補充スル義務ナシ

亦社員ノ過半數ヲ以テ之ヲ定ム定款ニ反スル行為又ハ定款外ノ行為ニ付テハ總社員ノ一致ヲ得ルヲ必要トス本條ハ定款又ハ法律ノ之ニ反スル規定ヲ妨ケス

第二百二十九條

第三者が會社ト業務擔當社員ノ一人トニ對シテ同性質

**問** 如何なる場合に於ても契約上の外に出資を増す義務はありませぬか

**答** 社員と契約上にて定めたる額外に出資を増し又は會社が損失に因りて減らるる出資を補足すの義務はありませぬ何故なれば會社は初め契約上にて出資を定め之を以て會社の目的を遂げ得られぬとして出資を増したりすれば限のあたるとして社員は出資の爲めに身代限をせずばあらぬ様にありませぬに最初契約にて定めたる額と如何なる場合よても増すの義務とてはありませぬ義務と申すときとに何處までも之を尽さねばならぬ様になりませぬ故でムりませぬ

第九十七條 社員ハ總社員ノ承諾ヲ得ルニ非サレハ其出資又ハ會社財産中ノ持分ヲ減スルコトヲ得ス

**問** 出資を増すの義務となくとも之を減するまじはでませぬか

**答** 場合に因りて總社員の出資又は會社財産の持分を減することの規定ありませぬが社員中或一名の者が都合に依り其自分の出資と會社財産の持分を減じ度と思ひますときは總社員の承諾を得るときは出來ませぬ

第九十八條 社員ハ總社員ノ承諾ヲ得ルニ非サレハ第三者ヲ入社セシメ又ハ第

ノ債務ヲ負擔シタル其第三者が二個ノ責務ヲ消滅セシムルニ足ラサル金錢又ハ有價物ヲ此社員ニ辨濟スルニ於テハ其社員ハ會社ノ債權額ト自己ノ債權額トノ割合ニ應ズルニ非レハ自己ノ債權ノ辨償ニ之ヲ充當スルコトヲ得ス

三者ヲシテ己レノ地位ニ代ハラシムルコトヲ得ス

社員ノ相續人又ハ承繼人ハ契約ニ於テ反對ヲ明示セサルトキハ其社員ノ地位ニ代ハラコトヲ得但總社員ノ承諾ヲ得ルニ非サレハ業務ヲ擔當スル權利ナシ

**問** 社員は第三者を入社せしめ又は第三者をして自分の地位に代らしむるに如何の手續を致しますか

**答** 他人を入社せしめ又は自分の地位に代らしむるおは六ヶ敷事はありませぬ只總社員ノ承諾を得ればでませぬ他人のみならず社員ノ相續人又ハ承繼人契約に於て前者の意見と違ふときは別段社員ノ承諾を得ませすとも其儘前社員ノ地位に代るまじがでませぬ尤も業務を擔當するには總社員ノ承諾を得ることとしてありませぬ

第九十九條 社員ヨリ他人ニ爲シタル持分ノ讓渡ハ會社及ヒ第三者ニ對シテ其効ナシ

**問** 本條の旨趣は如何の事でありませぬか

**答** 本條は或社員が勝手に會社財産の持分を他人に讓渡したる者と會社や三者即ち他人に對して其効がなきことを規定するものでありませぬ



然レハ債務者カ正當ノ利益ナクソ社員ノ債權額ノ全部ニ充當シタルハ其社員ハ其辨濟ノ額内ヨリ右ノ割合ニ應スル部合ヲ會社ニ分與スル責ニ任ヌ債務者又ハ社員カ有効ナル充當ヲ爲サ、ルハ財產篇第四百七十二條ニ從ヒテ

第七十二 第百條 社員其持分ニ他人ヲ加入セシムルトキハ其關係ハ共算商業組合ノ規定ニ依リテ之ヲ定ム

問 社員其持分に他人を加入せしむるとき何が故か其關係は共算商業組合の規定に依りて之を定めませう

答 御尋の義共算商業組合の規定を能く御承知あそばさば自から了解致します共算商業組合は商事會社に似て全く之と別種なるもので此組合に三種あります二人以上の商人が共通計算にて一時の商取引又は作業の爲め結ぶものを當座組合と云ひます此組合おては組合總體と組合外の人に對して連帶の權利義務を有します又他人の商業に資金を差入れ自分の名義をも顯はさず又業務も關係せぬ者を匿名組合と云ひ其資金差入人その他に對しては其自己の出資の責任を負ふものであります又二人以上別々に一時の商取引若くは作業をなし又は商業を營ひとは雖も其損益を共み分つの契約あるものを共分組合と云ひます先づ概畧は斯様な性質の者であります其詳細に至ては本法組合の條々を讀んで知り賜へ

第百一條 社員カ會社ニ消費貸ヲ爲シ又ハ會社ノ爲メニ立替金ヲ爲シタルトキ

法律上ノ充當ノ規則ヲ適用ス 第三百十條 業務擔當人タルト否トナ問ハス社員ニシテ會社ノ債務者ヨリ會社ニ對スル債務ノ一分ヲ受取リタル者ハ場合ノ如何ニ拘ハラズ會社ニ對スル其利益ヲ得セシムルコトヲ要ス但自己ノ持

第七十三 八年百分ノ七ノ年利息ヲ求ムルコトヲ得又社員カ業務施行ノ爲メ直接ニ受ケタル損失ニ付テハ其補償ヲ求ムルコトヲ得

問 本條如何なる規定でありますか

答 消費貸と同種同量の物即ち金錢又は五穀等の所有權を他の一方に移轉し他の一方が或期限後に同數量及び同品質の物を返還する義務を負担するものと商品又は公債證書株券の消費貸に付ては債務者は別段の契約なきとき又は特定物即ち同種同量目方の物なるるときは其領收たる時と場所とに於ける價額を償還すものと致しませうものであります其他の會社爲めに金錢を立替たる場合には年百分の七の年利息を求むることがありますと同く會社の金錢を自分の用ゐた場合には矢張年七分の利息にて會社へ辨償とせねばなりません又社員が會社の業務を行ふ爲め自分に直接に受けたる損失お付ては會社に對して其補償を求むることを得らるべきです

第百二條 會社契約ニ於テ明示ノ合意ナキトキハ社員ハ業務施行ノ勤勞ニ付キ其報酬ヲ求ムルコトヲ得然レトモ勞力ヲ出資ト爲シタル社員其負擔シタル出資外ニ爲シタル勞力ニ付テハ相當ノ報酬ヲ求ムルコトヲ得

分トシテ受  
取証書ヲ與  
ヘタルト  
雖亦同シ  
第百三十一  
條  
業務擔當人  
タルト否ト  
ヲ問ハス各  
社員ハ其過  
失又ハ懈怠  
ニ因リテ會  
社ニ加ヘタ  
ル損害ヲ賠  
償スル責ニ  
任ス此損害  
ハ社員カ會  
社營業ノ他  
ノ事件ニ付  
キテ會社ニ

問 明示の合意として如何なる事でムリますか社員と勤勞に付報酬を求むることを得ずとて其理由は如何でありますか

答 明示とは証書を認めることにて合意として双方承諾を爲すことを云ひます社員に報酬を與へませぬ理由は合名會社の如き社員の出資を以て其資本として人をして設立する所の會社あるが故に勤勞は素より自己の爲めなれば業務施行に付如何程勤勞あるも會社契約に明示の証書なきときは其報酬を求むることはできません然れども勞力を出資と爲したる社員其負擔したる出資の外に爲したる勞力に付ては相當の報酬を求むることが出来ます

第百三條 社員カ會社ノ爲メニ受取リタル金銭ヲ相當ノ時日内ニ會社ニ引渡サス又ハ會社ノ金銭ヲ自己ノ用ニ供シタルトキハ會社ニ對シテ年百分ノ七ノ利息ヲ拂ヒ且如何ナル損害ヲモ賠償スル義務アリ

問 本條は如何なる場合を規定したるものでムリますか

答 本條は社員が會社に對して金銭の渡方を怠りたる場合を規定したるものでムリます社員たる者は會社の爲めに受取りたる金銭を會社に渡さず自分が留置く權利は亦たなく故なく相當の時日内に會社に引渡さば又會社の金銭を

得セシメタ  
ル利益ト相  
殺スルヲ得  
得ス但其事  
件ノ互ニ連  
絡シタルト  
ハ此限ニ在  
ラス  
第百三十二  
條  
會社契約ヲ  
以テ業務擔  
當人ヲ選任  
セサルカ爲  
メニ業務ヲ  
取扱フ社員  
ハ自己ノ業  
務ニ於ケル  
ト同一ノ注  
意ヲ加ヘサ  
ルトニ非サ

自己の用に供したる時は年七分の利息を加へて償還し其上に如何なる損害をも賠償ひます義務があります

第百四條 社員ハ總社員ノ承諾ヲ得ルニ非サレハ自己ノ計算ニテモ又第三者ノ計算ニテモ會社ノ商部類ニ屬スル取引ヲ爲シ又ハ之ニ與カルコトヲ得ス之ニ背キタルトキハ會社ハ其擇ニ從ヒ其社員ヲ除名シ又ハ其取引ヲ會社ニ引受け  
尙ホ其孰レノ場合ニ於テモ損害賠償ヲ求ムルコトヲ得

問 本條は如何なる場合を規定したるものでムリますか

答 社員は總社員の承諾を得んば自己の計算でも又他人の計算でも會社の商業部類に屬する取引を爲し又之に立入ることとできません之に背きたるときは會社は其社員を除名するか又は社員があしたる取引を會社に引受けらるるかトテにても便宜に従ひ其上トテにして損害賠償を求むることが出来ます

第百五條 各社員ノ會社ノ損益ヲ共分スル割合ハ契約ニ於テ他ノ標準ヲ定メサルトキハ其出資ノ價額ニ準ス  
出資ト爲シタル勞力ノ價額ヲ契約ニ於テ定メサルトキハ各般ノ事情ヲ斟酌シ

レハ其過ノ責ニ任セス  
第三百三十三條  
各社員ハ會社資本中ニ於テ使用スル一ナ得ル金額ナキトキハ會社ノ所屬物ニ關スル必要及ヒ保持ノ費用ヲ自己ノ權利ノ割合ニ應シテ分擔スル責ニ任ス  
第三百三十四條

テ之ヲ定ム

問 本條ノ如何なる場合を規定したるものでムリヤトカ

答 會社の損益を共分するとは損失又ハ利益を共に分配するを云ひます而して其割合ハ契約に於て他の準率を定めませぬときは社員ノ各々出資の物價又は金額に割當ます

金錢を投資とせし勞力を出資と爲したる價額を契約に於て定めませぬときは勞力のみを依らず各般の事情を斟酌して之を定むるものとします

第三百六條 社員カ業務擔當ノ任ナクシテ業務擔當ノ所爲ヲ爲シ又ハ會社ニ對シテ詐欺ヲ行ヒ又ハ其他會社ニ對シテ主幹ノ責務ヲ甚シク缺キタルトキハ會社ハ之ヲ除名シ且損害賠償ヲ求ムルコトヲ得

問 本條の意義理由は如何あることでありまどか承り度し

答 社員ノ夫々業務の擔當が定つてあります故業務擔當の任なき社員が業務擔當の所爲を爲し又は會社ニ對して詐欺を行ひ又は其他會社ニ對して主要の責務を甚しく缺きたるときは會社は之を除名し且損害賠償を求むることができます

業務擔當人タルト否トテ問ハス各社員ハ會社ヲシテ自己ノ出資外ニ會社ノ爲メ有益ニ立替ヘタル金額ヲ返還セシメ又ハ會社ノ利益ノ爲メ善意ニテ負擔シタル義務ヲ認諾セシメ又ハ會社ノ營業ノ爲メ自己ノ財産ニ受

第三百七條

社員カ會社契約ニ依リ又ハ本法ノ規定ニ依リテ會社ノ爲メニ爲シタル總テノ行爲及ヒ取引ハ各社員互ニ之ヲ承諾スル義務アリ

問 本條ノ社員が會社に對して其爲したる行爲に付て之を承認する義務あることを定めたる様に思考ますが如何

答 然り社員が會社契約の定むる所に依り又ハ本法の規定に依りて會社の爲めを謀りて爲したる行爲と取引は各社員に於て相互に之を承認する義務があり升

第四款 第三者ニ對スル社員ノ權利義務

第三百八條 會社ハ業務擔當ノ任アル社員ノ明示シテ會社ノ爲メニ爲シ又ハ事實會社ノ爲メニ爲シタル總テノ行爲ニ因リテ直接ニ權利ヲ得義務ヲ負フ

問 他人ニ對する社員の權利義務は如何なるものでムリヤトカ

答 會社の社員ノ第三者に對する約諾に付て二個の條件を要するものであります第一には會社をして義務を負はしむるの權利を有する者第三者ニ對して義務を約諾するものとします故に管理者であり社員の爲したる約諾又は管理あるを其權限外に出でたる約定は會社に對して其効なれものとします然

ケタル避ク  
ルヲ得サル  
損害ヲ賠償  
セシムルヲ  
得  
第百三十五  
條  
會社營業ノ  
爲メ社員ノ  
立替ヘタル  
金額ハ其使  
用ノ日ヨリ  
當然利息ヲ  
生ス之ニ反  
シテ各社員  
ハ自己ノ營  
業ノ爲メ會  
社資本中ヨ  
リ引出シタ  
ル金額ニ付

れども會社に於て其約定を認めたる場合は勿論之を認めさせぬも其利益となりたる場合に於ては其利益とありたる部分に付會社と義務を負ふものとしま  
す第二は社名を以て約諾するを要します故に社員自己の名義を以て爲したる  
約諾ハ會社に對して効なきものとす然れども疑義の場合に在ては債權者たる  
第三者に於て其約諾は會社の名義に依り會社の爲めに爲したるものであるこ  
とを証明すれば會社に對して有効なりとします而して會社は業務擔當の任  
る社員が契約証書を以て會社の爲め爲し又は事實會社の爲めに爲したる總  
ての行爲に因りては直接に權利を得義務を負ふものとします

第百九條 會社ノ權利ハ業務擔當ノ任アル社員裁判上ト裁判外トヲ問ハス之ヲ  
主張シ又ハ有効ニ之ヲ處分スルコトヲ得

問 社員と會社の權利を以て内外の事を有効に處分するまどが出来ますか  
前にも述べたる如く會社は法人にして權利を有し義務を負担します然るに自  
ら權利を行ひ事務を處理することのできませぬ故に社員之に代て行ひます而  
して其行ひます事項は裁判上と裁判外とを問はず會社の權利を主張し又と  
處分しました事は皆な効力があひます

テハ當然會  
社ニ對シテ  
其利息ヲ負  
擔シ尙ホ損  
害アルトキ  
ハ賠償ノ責  
ニ任ス  
第百三十六  
條  
社員ハ會社  
解散ノ際ニ  
現在スル資  
本ニ於ケル  
各自ノ持分  
ヲ會社契約  
又ハ其後ノ  
契約ヲ以テ  
隨意定ムル  
ヲ得但第  
百三十八條

第百十條第 三者ニ對スル會社ノ義務ハ第三者ヨリ業務擔當ノ任アル各社員ニ  
對シテ其履行ヲ求ムルコトヲ得

問 第三者より會社に對して義務の履行を求めますと誰に對して求めます  
か會社より第三者に對する義務も矢張前に述べました權利の行爲と同様で會  
社が自ら之を履行することができませぬ故に業務擔當の任ある即ち掛の者に  
對して其履行を求めることが出来ます

第百十一條 業務擔當ノ任アル社員ノ代理權ニ加ヘタル制限ハ第三者ニ對シテ  
其効ナシ

問 代理權を加へたる制限とは如何なる事でありませぬか  
答 社員が會社の代理と爲り行ひます事には其權利に制限がありまして其  
權利外の事柄を行ひました時には効の無きことがありませぬ而して御尋の加へ  
たる制限とは社員の權利を一段増したることを言ひます然れども其加へたる  
制限とて第三者に對しては其効をなしと規定してあります  
第百十二條 會社ノ義務ニ付テハ先ツ會社財産之ヲ負擔シ次ニ各社員其全財産  
ヲ以テ不分ニテ之ヲ負擔ス

ニ掲ケタル  
 二個ノ場合  
 ハ此限ニ在  
 ラス  
 第百三十七  
 條  
 社員ハ其一  
 人又ハ數人  
 ノ持分ガ利  
 益及ヒ損失  
 ニ於テ同一  
 ナラサルヲ  
 合意スルヲ  
 ナ得然レモ  
 利益ノミチ  
 豫定シテ右  
 ノ持分ヲ定  
 メタルハ  
 損失ニ付テ  
 モ同一ノ定

**問** 會社の第三者に對する義務の負擔の順序と如何でムリませるか  
**答** 會社の義務に付ては先づ會社財産を以て之を負擔し猶ほ其不足するときは各社員其全財産を以て共同にて之を負擔するものであります是れか會社一般の規定と申す譯でござりませぬ。合名會社の如きは社員の出資を以て組織であります故若し會社に對して義務の執行を求めました時は會社の資本も付ては社員の出資者も對してドナラに執行を爲すの選擇權を有する者としてます何となれば社員は其財産を會社に出資して以て無形人の所有と致しましたる故に會社の繼續限は各自の所有物でありませぬ。而して社員の出資が會社に對して行ふものでござり權利は只社員の有します債權を以てありませぬ。故に其債權を以て會社の債權者と相對峙することはできません。是を以て社員の出資は會社の債務を拂ひ尽したる後でなければ會社の財産に對して其間接の訴權を行ふことはできぬ者と致します。

第百十三條 社員ニ非スシテ商號ニ其ノ氏ヲ表スルコトヲ承諾シ若クハ之ヲ表スルニ任セ又ハ會社ノ業務ノ施行ニ與カリ又ハ事實社員タルノ權利義務ヲ有スル者ハ社員ト同シク連帶無限ノ責任ヲ負フ

方ヲ合意シ  
 タリトノ推定  
 ナ受ク如何  
 ナル場合ニ  
 於テモ受ケ  
 タル損失ヲ  
 控除シ會社  
 ノ貸方トシ  
 テ殘ル所ノ  
 モノニ非サ  
 レバ配當ス  
 ベキ利益ト  
 看做サヌ又  
 右貸方ヲ竭  
 シタル後借  
 方トシテ殘  
 ル所ノモノ  
 ニ非レハ損  
 失ト見做サ  
 ス然レモ會

**問** 本條の意義理由と如何でムリませるか  
**答** 社員であり者にして商號に其者の氏を用ゐることを承諾し若くは之を自儘に表させたり又は會社の業務を行はせたり又は何事をも社員たるの權利義務を有しする者は社員と同様に連帶無限の責任を負担するものと致します。

第百十四條 商業使用人又ハ代務人ハ其給料ノ全部又ハ一分ヲ一定又ハ不定ノ利益配當ニ因リテ受クルモノト雖モ前條ノ者ト同視セス

**問** 商業使用人又は代務人は前條の場合ありませるか  
**答** 商業使用人又は代務人は期限を定め給料を與へて雇入るる者なれば利益の配當を受けませるけれども前條に記載する者の如く社員と同様の資格を有せしめませることはムリません。

第百十五條 新ニ入社スル社員ハ契約上他ノ定ナキトキハ其入社前ニ生シタル會社ノ義務ニ付テモ責任ヲ負フ

**問** 新に入社する社員の出資の義務に付ての責任は如何承り度し  
**答** 入社する者其自分の入社の前後を問はず會社の義務に付て之責任を負ふものとし尤も別段の契約ある者は格別でムリません。

社ノ存立中  
ニ詐害ナシ  
シテ既ニ爲  
シタル利益  
又ハ損失ノ  
一分ノ配當  
ハ之レヲ變  
更セス  
第三百十八  
條  
會社資本ノ  
全部又ハ會  
社ノ得タル  
利益ノ全部  
ヲ社員中ノ  
一人ニ歸ス  
ヘキ約款ハ  
無効ナリ  
技術  
又ハ勞力  
ヲ出資ト爲

第百十六條 會社財産ニ属スル物ハ社員ノ債權者其債權ノ爲メ之ヲ請求スルコトヲ得ス但差入前ニ於テ其物ニ付キ第三者ノ爲メ權利ヲ設定セラレタルトキハ此限ニ在ラス

問 本條の旨趣如何でムリヤトカ

答 前にも述べましたる如く會社の財産に付ては社員は其財産を會社に出資して會社の所有となしたるが故に會社の繼續限り社員各自の所有物ではありませぬ而して社員の債權が會社に對して行ふことが得られませぬ權利は只社員の有しませぬ債權ばかりであります故に會社の財産とありたる以上は社員の債權者其債權がわりのまゝとて之を請求することできません尤も出資する前に其金額又は物品付き他人と契約を爲して他人に債權のありませぬものは別段です

第百十七條 社員ノ債權者ハ社員自ラ要求シ得ヘキ利息又ハ配當金ノミヲ會社ニ對シテ要求スルコトヲ得

然レトモ社員ノ持分ハ社員ノ退社又ハ會社解散ノ場合ニ非サレハ之ヲ要求スルコトヲ得ス

シタル社員  
ニ非サル社  
員ニ全ク損  
失ノ負擔ヲ  
免カレシム  
可キ約款モ  
亦同シ會社  
契約ニ右ノ  
約款ヲ附記  
シタル片ハ  
其約款ハ契  
約ヲシテ全  
ク無効ナラ  
シム又後日  
ニ右ノ約款  
ヲ追加シタ  
ル片ハ其約  
款ハ契約ノ  
存立ヲ妨ケ  
スシテ會社

問 社員の債權者が會社に對して要求することが出来るものは何等のものを

答 社員の會社に對して自分が要求めることが出来るものは出資の利息と又利益の配當金のみ會社に對して要求することが出来ます然るに茲に注意すべきは會社の出資は金錢に限らず或は物件或は工藝あるも可ありとす而して物件を出資とするには必ずしも其所有權を以てするに限らず只其使用收買權を以てすることが出来ます此等は利足を附するのでありませぬ利足と只金錢の出資となしたる者に加へます社員其出資を約したる物件に付しては會社の義務者であります社員若し特定物の所有權を出資したれば只契約ありしのみを以て會社は其物件の所有者であります

第百十八條 會社ニ對スル債務ト社員ニ對スル債權ト又會社ニ對スル債權ト社員ニ對スル債務トノ相殺ハ會社財産ノ分割前ニ在テハ之ヲ爲スコトヲ得ス

問 本條は如何なる場合を規定したるものでムリヤトカ

答 本條は社員が會社に借金があり會社は社員に對して債務があり互に債權者とあり債務者となる場合を規定したるものでムリヤトカ之を相殺と申しませ

ノ清算ハ第  
百四十一條  
ニ從ヒテ之  
ヲ爲ス  
第百二十九  
條  
社員へ自己  
ノ選任セシ  
又ハ選任ス  
ヘキ社員又  
ハ外人タル  
一人若クハ  
數人ノ仲裁  
人ヲシテ會  
社解散ノ際  
各自ノ持分  
ヲ定メシム  
ルヲ得會  
社契約又ハ  
其後ノ契約

此相殺と會社財産を分割す以前には之を爲すこととせざせん民法に依り  
ますると社員と自己の割前と雖も自由に之を處置するを得ず只社員に於て爲  
すことが出来る所の者と會社に於ての共通財産に付き自分の割前を其儘他人  
に譲與へることししす又社員會社に於ての割前と是れ一の財産であります  
故に其割前を各債權者共同の抵當擔保物であります然れども其抵保は通常の  
財産と異なるものにて債權者は會社解散の以前に於て其割前を差押へ之を公  
賣に付するの權なきものであります

第百十九條 社員ノ持分ヲ減シタル爲メ會社ノ債權者カ其會社財産ヨリ得ヘキ  
辨償ヲ減損セラレ又ハ支障セラレタルトキハ減少ノ時ヨリ二年内ニ在テハ  
其減少ニ對シテ異議ヲ述フルコトヲ得

問 本條は如何ある事項を規定めたるものでムリますか  
答 本條の旨趣は會社の債權者に利益を與へる事項でムリます即ち社員所持  
分を減したる爲め會社の債權者が其會社財産より受取るべき辨償を減損され  
又と支障せられたるとさへ減らされたる時より二年内に在て其減少たる  
ものに對して苦情を申立ることが出来ます

第五款 社員ノ退社

第百二十條 社員ハ會社契約カ有期ナルトキハ總社員ノ承諾ヲ要シ無期又ハ終  
身ナルトキハ其承諾ヲ要セスシテ任意ニ退社スルコトヲ得

其退社ハ六ヶ月前ニ豫告ヲ爲シタル上事業年度ノ末ニ限ル但急速ニ退社ス可  
キ重要ノ事由アルトキハ此限ニ在ラス

問 社員ノ退社とるときは如何の手續に致しますか  
答 社員ノ退社しますには若し會社契約カ期限のあるときは總社員ノ承諾を  
受くるものとします無期又は終身なるときは其承諾を要せずして任意に退社  
することが出来ます併其退社を急速に退社せねばならぬ事由ある場合には  
格別なれども左もあさるに於ては必ず六ヶ月前に申出で且事業年度の末に限り  
ます

第百二十一條 右ノ外社員ハ左ノ諸件ニ因リテ退社ス

- 第一 除名
- 第二 死亡但亡社員ノ地位ニ代ハル可キ相續人又ハ承繼人ナキ時ニ限ル
- 第三 破産
- 第四 能力ノ喪失但特約ナキトキニ限ル

ヲ以テ合意  
スルヲ得  
仲裁人ノ爲  
シタル定メ  
方ハ仲裁人  
カ適法ノ方  
式又ハ仲裁  
契約ヲ以テ  
授ケラレタ  
ル條件ヲ履  
行セサルカ  
又ハ明カニ  
公平ヲ失シ  
タル非  
サレハ之ヲ  
攻撃スルヲ  
得ス右定  
方ノ無効ノ  
請求ハ此ニ  
因リテ害ヲ

受ケタリト  
主張スル員  
ニ在テハ  
其社員ガ定  
方ノ執行ニ  
加ハリタル  
トキ又ハ其  
定方ヲ知り  
タルヨリ三  
ケ月ヲ経過  
シタルハ  
之ヲ爲ス  
ヲ得ス  
第四百十條  
會社契約ヲ  
以テ持分ノ  
定方ヲ仲裁  
人ニ委任ス  
ヘキコトヲ  
定メタル場

問

社員ノ退社する場合一々明示ありたし

答

社員ノ退社する場合前條の外に四ヶの場合に在りとしませす第一除名とす除名せられたる者は會社に對し不都合の所爲ありたる者あれば必ず退社すべきものとす第二會社は必ず社員ノ現在する者とし故に死亡したる者は退社するなり併ながら死亡したる社員ノ跡に代るべき相續人又は承繼人あるときは退者するに及むす第三破産者社員ノ相當の身代ある者であければ社員と爲ることは出來ませぬ破産者の如きは無能力者なれば會社の社員は勿論何者にもなることとせませぬ第四能力の喪失とて社員となりて業務擔當し其他何等の事にも任用に堪へる才能を喪失したる者所謂老耄又は精神錯亂れたる者尤も特約なきとに限り能力を喪失したるときにも或る事情を以て退社致させずとの別段の約束のなきとを云ひます

問

本條之別段御尋申す事項をありませぬゆへ次の條に就き質問致します

第四百二十二條 社員退社スル毎ニ會社ハ七日内ニ其理由ヲ附シタル登記ヲ受ク可シ

第四百二十三條 會社ハ退社員ノ爲メ特ニ作リタル貸借對照表ニ依リ退社ノ時ノ

合ニ於テ少  
ナシトモ社  
員ノ過半數  
カ仲裁人ヲ  
選任スル  
ニ一致セザ  
ルハ裁判  
所ニ於テ其  
選任ヲ爲ス  
選任セラレ  
タル仲裁人  
カ定方ヲ爲  
スコトヲ欲  
セス又ハ之  
ヲ爲スニ能  
ハサルニ當  
リ社員カ其  
改撰ニ付キ  
一致セサル  
トキモ亦同

問

割合ヲ以テ其持分ヲ退社員又ハ其相續人若クハ承繼人ニ拂渡スコトヲ要ス

問

退社前ノ取引コシテ未ダ結了セサルモノハ其結了ノ後之ヲ計算スルコトヲ得

問

社員ノ退社したる時其持分ノ如何なる方法にて拂渡しますか

答

會社は退社員あると死ハ其都度別に貸借對照表を作り其作りたる對照表

答

依り退社の時の割合を以て其持分を退社員又は死亡したる退社員は其相續

答

人若くは承繼人に拂渡すことと致します

答

貸借對照表を作るにも退社前の取引おして未だ其取引の濟みませぬものと其

答

取引が濟みたる後之を計算して拂渡すことができます

問

第四百二十四條 退社員ノ持分ノ價直ハ特約アルニ非サレハ其出資ノ何種類タル

問

ナ問ハス金錢ノミニテ之ヲ拂渡ス

問

努力ノ出資又ハ其他退社ト共ニ終止スル出資ニ付テハ特約アルニ非サレハ之

問

ニ對スル報償ヲ爲ス義務ナシ

問

退社ノ持分を拂渡すに其出資の種類に依り之を拂渡すものですか

答

退社員ノ持分ノ拂渡しには其出資は物件たりとも別に約束がなければ種

類に拘らず金錢のみを以て之を拂渡しまた其物件ハ出資したる時の評價に



第四百四十一條

社員自身ニテ若クハ仲裁人ヲ以テ持分ノ定方ヲ爲サヌ又ハ仲裁人ノ定方ノ無効トナリタルトキハ會社資本及ヒ利益又ハ損失ハ社員ノ出資額ノ割合ニ應ジテ之ヲ配當ス社員ノ出資ト爲シタル技

依り計算するものとす

問 退社と共に終止する出資と如何なるものを申しますか

答 御尋の義は工藝杯の出資を云ひやす工藝を以て出資とするものは連続の出資でありませ故に常に其工藝に依て得る所の總ての利益を決算せねをなりません而して其出資に付ては別段の約定がなければ之に對する報價を亦す義務なきものとします

第九十八條ノ場合ニ於テ第三者ヲシテ已レノ地位ニ代ハラシメタル者ニ付テモ亦前項ヲ適用ス

問 本條の意義理由を承り度し

答 社員は退社したりとも退社前の會社の義務に就ては猶退社後二ケ年間

之會社に對して全財産即ち無限責任を負ふものとしますと第九十八條の場合即ち自分の地位を代らしめたる者に付ても其責任を負ふものとします

第六款 會社ノ解散

第二百二十六條 會社ハ左ノ諸件ニ因リテ解散ス

- 第一 會社存立時期ノ滿了
- 第二 會社契約ニ定メタル解散事由ノ起發
- 第三 總社員ノ承諾
- 第四 會社ノ破産
- 第五 裁判所ノ命令

問 會社の解散する場合と其理由とを詳細に承り度存じます

答 民法の法則に従ひますときは或數個の原因と當然會社の解散を生ず其他の原因は只會社解散を請求するを許すものとします故に解散の原因を分ち當然解散の原因と請求を依りて解散するの原因とを分ち得ます

會社當然解散すへき原因と左の場合に在り得す  
第一 會社繼續期限の終りたる時  
第二 會社契約に定めたる解散事由の起發たる時  
第三 會社其取引を結了りたる場合又は物件の消滅したる場合等を云ひます  
即ち會社の目的と亦す所の物件の消滅たる時例へば或會社は或製造場の利用を以て目的としたるに該製造場火災の爲め消滅したる時其目的物件消滅

術又ハ勞力ノ評價ナキトキハ裁判所ハ各般ノ事情ヲ斟酌シテ其出資ノ價格ヲ定ムル技術又ハ勞力ト財產トヲ出資ト爲シタル社員ハ前項ニ定メタル價額ノ外尙其財產ノ價額ニ從ヒテ計算シタル持分ノ配當ヲ受ク

第四百四十二

條  
各社員ハ自  
己ノ持分ニ  
第三者ヲ組  
合ハサシム  
ルコトヲ得  
又其持分ヲ  
質入シ又ハ  
之ヲ讓渡ス  
コトヲ得然  
レ此等ノ  
行爲ハ之ヲ  
以テ會社ニ  
對抗スルコ  
ト得ス但會  
社契約ヲ以  
テ社員ニ此  
權利ヲ認許  
シタルトキ  
ハ此限ニ在

るを以て會社は解散すへき者とす第三會社總社員の承諾第四會社の破産したるとき第五裁判所の命令ありたるるとき此場合は會社が法律に從はざる時に在ります

第二百二十七條 第六十七條ニ掲ケタル場合ノ外會社其目的ヲ達スルコト能ハス又ハ會社ノ地位ヲ維持スルコト能ハサルノ理由ヲ以テ一人又ハ數人ノ社員ヨリ會社ノ解散ヲ申立ツルトキハ裁判所ノ命令ヲ以テ之ヲ解散セシムルコトヲ得

會社ノ地位ヲ維持スルコト能ハサル場合ニ於テ會社ノ解散ニ換ヘテ或ル社員ヲ除名ス可キコトヲ他ノ總社員ヨリ相當ノ理由ヲ以テ申立ツルトキハ裁判所ノ命令ヲ以テ之ヲ除名スルコトヲ得

前二項ニ掲ケタル裁判所ノ命令ニ對シテハ即時抗告ヲ爲スコトヲ得  
問 會社ノ解散ハ前條の外に在りまする場合を示して下され度し

答 前條の外には第六十七條の法律に背き又は禁止せられたる事業を目的とする會社若くは會社の營業の公安又は風俗を害すべきとき此等の外會社の目的を達するの見込覺束なしとの理由を以て社員中の一人若くは數人より解散

ラス此場合  
ニ於テ會社  
ガ社員ヲ讓  
渡サント欲  
スル持分ヲ  
消却スル爲  
メ先賣權ヲ  
留保シタル  
キハ自己ノ  
持分ヲ讓渡  
サント欲ス  
ル社員ハ會  
社カ其先買  
權ヲ行フカ  
拋棄スルカ  
ニ付キ之ヲ  
遲滞ニ付ス  
ルコトヲ要  
ス

を申出づるときは裁判所にて事情取調の上解散を命ずることあり又は會社の地位を維持すること能はざるの理由即ち會社の目的を達するまとの出來ぬは畢竟事の原因と社員中の誰某より生じたる譯にて其者が會社に在ること會社の爲めに不利益なりと思ふ時は他の總社員一同より其者を除名せんことを申出づること出來るなり

第二百二十八條 第二百二十六條ノ第一號第二號ニ記載シタル場合ニ於テハ總社員又ハ社員ノ一分ニテ會社ヲ保續スルコトヲ得但社員ノ一分ニテ保續シタルトキハ其離脱シタル社員ハ退社シタルルホノ下看做ス

問 本法に如何なる理由を掲げたるものでムりますか

答 本條ノ第二百二十六條の第一號會社存立時期の満了の場合第二號の會社契約に定めたる解散事由の起發たる場合よて總社員又ハ社員ノ一分にて會社を保續することができず尤も保續したるときは其離脱れたる社員は退社したるものと看做すことを規定したるものでムります

第二百二十九條 會社解散スルトキハ破産ノ場合ヲ除ク外總社員ノ多數決ヲ以テ清算人一人又ハ數人ヲ任シ七日内ニ解散ノ理由、年月日及ヒ清算人ノ氏名住

業務擔當人  
 カ會社ノ名  
 チ以テ又ハ  
 會社ノ營業  
 ノ爲メ有効  
 ニ負擔シタ  
 ル義務ハ會  
 社カ法人チ  
 成セルトキ  
 ハ各社員ノ  
 一身上ノ債  
 權者ニ先タ  
 チ會社資本  
 チ以テ之チ  
 擔保ス會社  
 資本ノ不十  
 分ナル場合  
 又ハ訴追債  
 權者ニ其資

所ノ登記ヲ受ク可シ

問 本法如何なる場合を規定したるものでありませうか  
 答 破産の時を除く外の場合にて會社解散の節に總社員相談の上七日以内に清算人を定め悉皆清算して登記を受くべしとします

第三百三十條 清算人ハ會社ノ現務ヲ終了シ會社ノ義務ヲ履行シ未收ノ債權ヲ行

用シ現存ノ財産ヲ賣却ス又清算人ハ清算ノ目的ヲ超エテ營業ヲ保續シ又ハ新  
 ニ取引ヲ爲スコトヲ得ス又清算人ハ裁判上會社ヲ代理シ且會社ノ爲メ和解契  
 約及ヒ仲裁契約ヲ爲スコトヲ得

問 清算とは如何なる事を申しやすか

答 清算とは決算と云ふことを親規に清算と文字を造りたるものです即ち會  
 社の現ニ所有する財産及其債務の額を知りて以て社員に分配の額を定めま  
 すを目的とする所の所爲と云ひます本條にも即ち清算人は會社の現在の事務  
 を結了り會社の義務債務を弁済し未だ収入れぬ債權を取立現に在る所の財産  
 を賣却又清算人と清算の目的を超えて即ち清算外の事をなし解散すべし會社  
 の營業を保續したり新に取引を爲すとはできません清算人は裁判上會社

本ヲ示サ、  
 ル場合ニ於  
 テハ總社員  
 ハ連帶シテ  
 會社ノ義務  
 チ負擔ス會  
 社カ法人チ  
 成サ、ル時  
 モ亦同シ右  
 ノ場合ニ於  
 テ各社員間  
 ノ決算ハ第  
 百三十六條  
 乃至第四百  
 十一條ニ規  
 定シタル貸  
 方及ヒ借方  
 ニ於ケル各  
 自ノ持分ニ  
 從ヒ之ヲ爲

を代理し且會社の爲め和解契約及び仲裁契約を爲すことのできません語を換  
 て言へば清算人は新なる取引を始むることなく只舊來の取引を繼續し會社を  
 して損失をさせぬ爲め其商品を賣却することができ會社の財産を以て其債務  
 を拂ふことができ會社の債權を回収することができ又此等の事をなす爲め訴  
 訟を爲し又受けることが得る債務者が分散するところの爲め和解契約を  
 爲し仲裁契約を爲すことができること云ふことなり

第三百三十一條 清算人ノ權ハ社員之ヲ制限スルコトヲ得ス且重要ナル事由ニ基  
 ク社員ノ申立ニ因リ裁判所ノ命令ヲ以テスルニ非サレハ之ヲ解任スルコトヲ  
 得ス但其命令ニ對シ即時抗告ヲ爲スコトヲ得

問 社員が清算人に對する權限は如何なるものでありますか

答 社員は清算人の權限を制限することできず且重要なる事由に基く社員  
 の申立ニ因り裁判所の命令を以てせなければ之を解任することもできず尤も  
 其裁判所の命令に對して即時に故障を申立ることができませぬ

第三百三十二條 清算人ハ委任事務ヲ履行シタル後社員ニ計算ヲ報告シ第百五條  
 及ヒ第四百二十四條ノ規定ニ準シ會社財産ヲ社員ニ分配ス又清算中ト雖モ自由

ス  
 第三節 會社ノ解散  
 第四百四十四條  
 會社ハ左ノ諸件ニ因リテ當然解散ス  
 第一會社契約ヲ以テ指定シタル期間ノ満了又ハ解除條件ノ成就第一會社ノ目的タル事業ノ成功又ハ其成功ノ不能  
 第三會社資本ノ全部

ト爲リタル財産ハ之ヲ社員ニ分配スルコトヲ得

問 本條の意義と如何なることとムリますか

答 本條は清算人の事務の整頓したる場合を規定するもので清算人は清算の終りたる後社員に計算を報告し會社の財産が其債務より多記と各社員お割合ひ之を其社員間お分配する者としまた又清算中と雖も自由と爲りたる財産は之を社員に分配し得る権がありす

第三百三十三條 社員ニ分配ス可キ物ハ會社ノ總テノ義務ヲ濟了スルニ要セサル會社財産ニ限ル

問 總ての義務を濟了するに要せざることは如何なる事を申しますか

答 社員と無限責任なるを以て會社の債務を辨濟し尽すことのでたぬ場合は社員の財産を以て之を弁濟すべきの義務ありと云ふことは前も屢申す所なるが本條に於ても此事を規定したるものなり即ち社員に分配すべき物の會社の總ての義務を濟了するに用ひぬ會社の財産を以て社員に分配するものとし

第三百三十四條 解散シタル會社ノ商業帳簿及ヒ其他ノ書類ハ社員第三十四條ノ

又ハ半額以上ノ損失  
 第四社員ノ一人ノ技術勞力又ハ収益ヲ以テスル繼續ノ出資ヲ爲スノ不能  
 第五社員ノ一人ノ死亡禁治產破産又ハ顯然ノ無資力但第百四十七條ノ規定ヲ妨ケヌ  
 第百四十五條  
 會社ハ左ノ諸件ニヨリ

規定ニ從ヒ之ヲ處分ス

問 本條は如何なる事を規定したるものでムリですか

答 解散したる會社の商業帳簿と其他の書類を處分することを規定したるものでムリます其處分の方法と第三十四條の規定に從ひ十個年間之を貯藏へ火災又と其他の意外の事變お因りて喪失ひ又と毀損とぬ様注意すべきものと

第三百三十五條 會社ノ義務ニ對スル社員ノ年限責任ハ其義務ニ付キ五個年未滿ノ時効ノ定ナキトキニ限リ解散後五個年ノ滿了ニ因リテ時効ニ罹ル但債權者カ未タ分配セラレタル會社財産ニ對シテ請求ヲ爲ストキハ此限ニ在ラヌ

問 會社の義務に對する社員の無限責任に時効がムリですか

答 會社の義務に對する社員の無限責任は其義務に付き五個年未滿の時効の定めなきときは解散の後五ヶ年の満了に因りて時効に罹ると規定してあります是は會社の繼續たる中お在ては會社の債權社員に對する訴權は普通の時効法に從ひ三十年であければ消滅しませぬ然れども會社若し解散する時と同社員と各々他の事業に従事するが故に舊會社の義務を久しく繼續かすに於ては其新事業を紛乱すの恐がありす故に立法者と成るべく之を豫防せんが爲

テ之ヲ解散  
スルコトヲ得  
第一如何ナ  
ル場合ヲ問  
ハス社員ノ  
一致ノ意志  
第二會社ニ  
明示又ハ默  
示ノ一定ノ  
期間ナキ場  
合ニ於テ惡  
意ニ非ス又  
不都合ノ時  
期ニ非スノ  
解散ノ請求  
ヲ爲ストキ  
ハ社員一人  
ノ意思「第  
三會社ニ一  
定ノ期間ア

め特別の時効を規定したるものであります但し會社の債權者が未だ分配を受  
けさせぬ會社財産に對して請求を爲すときは此限に在らざとします  
時効とは御承知の如く期満得免れて五ヶ年の期限あるものなれど其五ヶ年を  
經過たれを期限が満ちたりとて訴へらるゝことなきを言ひます

問 五年の時効起算の点は何時より計算へますの

答 此事は會社創立の日契約証書中に繼續期限が規定してありまして其契  
約を公に示すの法則にて公示したるときは其會社の終尾の日を以て起算しま  
す若し會社創立の時証書に規定する期限前に解散し或は前以て繼續期限の  
規定なきときは解散したる時と其解散証書を公示しある日を以て起算します

第二節 合資會社

第三百三十六條 社員ノ一人又ハ數人ニ對シテ契約上別段ノ定ナキトキハ社員ノ  
責任カ金錢又ハ有價物ヲ以テスル出資ノミニ限ルモノヲ合資會社ト爲ス

合資會社ノ社員ノ數ハ之ヲ制限セス

問 合資會社と如何なる組織の會社法でありませと

答 合資會社は本條及合名會社の規定を適用するものにして其の之と異なる

ルトキト雖  
但社員ノ一  
人ノ義務不  
履行ニ基キ  
タル解除ノ  
訴又ハ正當  
ノ理由ニ基  
キタル解散  
ノ請求  
第四百四十六  
條  
社員ハ會社  
ノ期間ノ滿  
了前ニ明示  
又ハ默示ニ  
テ其期間ヲ  
伸長スルコ  
ト得「默示  
ノ伸長ハ一  
定ノ期間ノ

の点と數ヶ條に過ぎません其の異なる点と追々述べます而して社員ノ一人又  
は數人に對して契約上別段の定なきときは社員ノ責任が金錢又は有價物（動  
産不動産）として相當の價値をもつるものを以てする出資に限るものを合資會社と  
します合資會社の社員ノ數は之を制限りません

第三百三十七條 合資會社ハ本節ニ定メタル規定ノ外總テ合名會社ノ規定ニ從フ

本條は御尋申す事項はありませぬから次の條に移ります

第三百三十八條 合資會社ノ登記及ヒ公告ニハ第七十九條ノ第二號乃至第六號ニ

列記シタルモノノ外尙ホ左ノ事項ヲ掲クルコトヲ要ス

第一 合資會社ナルコト

第二 會社資本ノ總額

第三 各社員ノ出資額

第四 無限責任社員アルトキハ其氏名

第五 業務擔當社員又ハ取締役アルトキハ其氏名及ヒ其責任ノ有限又ハ無

限ナルコト

問 合資會社の登記及び公告に掲ぐる事項と如何なることとありませと

満了後ニ於テ社員ノ一人ダモ故障ヲ爲サズシテ會社營業ノ繼續シタル事實ヨリ生スルコトヲ得此場合ニ於テ會社ハ前條第二號ニ從ヒ社員ノ一人ノ意思ヲ以テ之ヲ解散スルコトヲ得第百四十七條

答 合資會社の登記及び公告にも第七十九條の第二號より第六號に列記したるもの、外本條の第一より第五に至る事項を掲ぐるものとします。第一は合資會社の性質第二會社資本の總額初め何程の資本を以て創立すと第三各社員の出資額一名の出資何程第四商號に社員の氏名を用ひたる社員は無責任なりとす第五業務擔當社員取締役の氏名及び其責任の有無又は無限なること

第百三十九條 商號ニハ社員ノ氏ヲ用ユルコトヲ得ス但無限責任社員ノ氏ハ此限ニ在ラス又商號ニハ何レノ場合ニ於テモ合資會社ナル文字ヲ附ス可シ

若シ商號ニ社員ノ氏ヲ用ヤルトキハ其社員ハ此カ爲メ當然會社ノ義務ニ對シテ無限ノ責任ヲ負フ

問 合資會社の商號は如何なるものでありますか

答 其商號には通例社員の姓氏を用ゆることを許さず無限責任社員の姓氏は格別なり又商號には何れの場合あつても之に冠らすに合資會社なる四字を附すべし若し商號に社員の氏を用ふるに於ては無論其人を以て無限責任社員と爲すなり

五號ニ掲ケタル原因ニ由リテ會社ヲ解散セシメ且闕員ノ持分ヲ定メ他ノ社員ニテ之ヲ繼續スルヲ合意スルコトヲ得又社員ハ死亡シタル社員ノ相續人又ハ無能力ト爲リタル社員ト共ニ會社ヲ繼續スルヲ合意スルコトヲ得前項ノ場

第百四十條 無限責任ノ社員、取締役ヲ除ク外社員ハ自己ノ計算又ハ第三者ノ計算ニテ會社ノ商部類ニ屬スル取引ヲ爲シ又ハ之ニ與カルコトヲ得

問 社員は會社の商部類に屬する取引を爲し又は之に與かることを得ますか

答 合資會社は合名會社と異にして無限責任社員取締役を除くの外は社員が自己の計算又は他人の計算にて會社の商部類ニ屬しまする取引を爲し又ハ之に立入ることができません

第百四十一條 各社員ハ契約上他ノ定ナキトキハ同等ニ會社ヲ代理スル權利義務ヲ有ス

問 社員は皆合會社に對し同等の權利義務を有しますか

答 然り契約上他の定めなきときは各社員は同等に會社を代理する權利義務を有するものとします併しあがら社員の權利義務に等差を附けることもできません

第百四十二條 社員七人ヲ超ユル會社ニ在テハ其契約ヲ以テ社員中ヨリ一人又ハ數人ノ取締役ヲ任シ又設立後七人ヲ超ユルトキハ會社ノ決議ヲ以テ之ヲ任ス但其決議ノ効力ハ總社員四分三以上ノ多數決ニ依リテ生ス

合ニ於テハ  
相續人又ハ  
無能力者ノ  
合式ノ代人  
ノ新ナル承  
諾ヲ要ス  
第四節會社  
ノ清算及  
ヒ分割  
第百四十八  
條  
會社ノ解散  
シタル時ハ  
社員ノ各自  
又ハ其承繼  
人ヨリ清算  
ヲ請求スル  
コトヲ得  
清算ハ分割  
前ニ之ヲ爲

取締役ハ何時ニテモ會社ノ決議ニ依リテ生ス  
取締役ハ何時ニテモ會社ノ決議ニ依リテ解任セラルルコト有ル可シ其決議ノ  
効力ハ亦總社員四分三以上ノ多數決ニ依リテ生ス

問 取締役を置きまする方法は如何でムりますか

答 取締役は一人又は數人の取締役を任せることがありますが其任是方は社  
員七人を超ゆる會社に在て其契約を以て社員中より一人又と數人の取締役  
を任じ又設立後に至り社員七人を超ゆるときは會社の決議を以て之を任じま  
す尤も其決議の効力と總社員四分三以上の多數決に依りて有効のものとしま  
す而して取締役は何時にても會社の決議を以て解任することのできます其決  
議も前と同様の決議法を以て決するものとす

第百四十三條 業務擔當ノ任アル社員又ハ取締役ハ裁判上ト裁判外トチ問ハス  
總テ會社ノ事務ニ付キ會社ヲ代理スル專權ヲ有ス然レトモ會社契約又ハ會社  
ノ決議ニ依リテ羈束セラル

數人ノ業務擔當社員又ハ取締役アル場合ニ於テ各別ニ義務ヲ取扱フコトヲ得  
ルモノタリヤ又ハ其總員若クハ數人共同ニ非サレハ之ヲ取扱フコトヲ得サル

ス一ヲ要ス  
但社員ノ多  
數ガ全部又  
ハ一分ノ分  
割ヲ先ニス  
ル一ヲ請求  
シタル時ハ  
此限ニ在テ  
ス一又會社  
ノ各債權者  
ハ清算前ニ  
分割ヲナス  
コトニ付キ  
故障ヲ申立  
ツル一ヲ得  
第百四十九  
條  
清算ハ左ノ  
諸件ヲ包含  
ス一第一著

モノタリヤハ會社契約又ハ會社ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム

問 業務擔當の任ある社員は會社の事務に付代理する權ありませうか

答 業務擔當の任ある社員又と取締役ハ何事にも内外の別なく總て會社の事  
務に付會社を代理する專權を有します然れども會社契約又と會社の決議に依  
りては羈束れて決議通ふせねばならぬ併し乍ら數人の業務擔當社員又と取締  
役ある場合に於て各別に業務を取扱ふことが出来るか又は其總員若くは數人  
共同でなければ之を取扱ふことはできませんのかは會社契約又は會社の決  
議を以て之を定むるものとするなり

第百四十四條 業務擔當ノ任アル社員又ハ取締役ノ代理權ニ加ヘタル制限ハ善  
惡ヲ以テ之ト取引ヲ爲シタル第三者ニ對シテ其効ナシ

問 本條如何なる事を規定したるものでムりますか

答 本條は業務擔當の任ある社員又は取締役の代理權に制限を加へたるも之  
と取引を爲したる第三者を對してと假令へ取引が正當なるも其効なしとしま  
す

第百四十五條 有限責任社員ハ業務擔當ノ任アル社員又ハ取締役ノ認可ヲ得テ

手シタル業務ノ成就ノ第一  
 二會社ノ債務ノ辨濟及其債權ノ取立  
 第三各社員ト會社トノ間ノ特別ナル計算ノ第四分割スヘキ貸方又ハ負擔スヘキ借方ニ於ケル各社員又ハ其代人ノ持分ノ指定  
 第五百十條 會社契約ニ清算人ノ選任及ヒ其權

其持分ヲ他人ニ讓渡スルコトヲ得此場合ニ於テハ取得者ハ讓渡人ノ權利義務ヲ襲承ス

問 本條の意義理由如何なるものでムリヤ

答 合資會社は社員に有限と無限とありまして有限責任社員は業務擔當の任ある社員又は取締役の認可を得まして自分の持分即ち出資を他人に讓渡するどができません此場合に於ては受讓者と讓渡人の權利義務は襲承するものであります

第四百十六條 會社契約ニ於テ又ハ第四百二十二條ニ定メタル會社ノ決議ニ依リテ業務擔當ノ任アル社員又ハ取締役ノ總員、數人若クハ一人カ其業務施行中ニ生シタル會社ノ義務ニ付キ無限ノ責任ヲ負フ可キ旨ヲ豫メ定ムルコトヲ得

問 本條の法理の在る所如何なる点にムリヤ

答 會社契約に於て又ハ第四百二十二條に定めてある會社の決議に依りて業務擔當の任ある社員又は取締役の總員數人若クハ一人が其業務を施行中を生りたる會社の義務に付しては無限の責任を負ひまする旨を前以て定めて置

限ニ關スル

約款ナキト  
 キハ清算ハ  
 或ハ總社員  
 之ヲ爲シ或  
 ハ社員ノ一  
 致ヲ以テ委  
 任シタル一  
 人若クハ數  
 人ノ社員之  
 ナ爲シ或ハ  
 社員ノ一致  
 ナ以テ選任  
 シタル第三  
 者之ヲ爲ス  
 社員ガ清算  
 人ノ選任ニ  
 付キ一致セ  
 サルトキハ  
 裁判所ニ於

くことが出來ますことを規定するものでムリヤ

第四百十七條 前條ニ掲ケタル無限ノ責任ハ業務擔當ノ任アル社員又ハ取締役ノ退任後一ノ年ノ満了ニ因リテ消滅ス

問 前條に掲げたる無限の責任何故に退任後一ケ年にて消滅しますか

答 前條に掲げたる無限の責任は會社創立の際契約に明示したる一般社員の無限責任とは異ふものとして相當の業務を施行ひます中に生りたる無限責任あれは其責任ある社員退任後一ケ年を経過すれば消滅するものとします

第四百十八條 業務擔當ノ任アル社員又ハ取締役ハ毎年少ナクトモ一回通常總會ヲ召集シ其他業務擔當ノ任アル社員又ハ取締役ニ於テ必要ト認ムルトキ又ハ總社員四分一以上ノ申立アルトキハ臨時總會ヲ召集ス可シ

問 總會を召集するは如何なる方法でムリヤ

答 總會は通常と臨時とがありまして通常總會は一年に一回召集し臨時と必要の事件あるとハ社員又ハ取締役に於て必要と認むるとき又は總社員四分一以上の申立あるとハ之を開くものとします而して孰れの場合にも業務擔當の任ある社員又ハ取締役が之を召集しまするなり



テ之ヲ選任ス  
 第百五十一條  
 清算人ハ如何ナル場合ヲ問ハス速ニ毀損又ハ燼滅スヘキ物ヲ讓渡スルヲ要ス  
 滿期ト爲リタル債務ノ辨濟ノ爲メ必要ナルハ此他ノ動産ヲ讓渡スルヲ得  
 動産ニ付テハ清算人ハ

第百四十九條 總會ヲ招集スルニハ會日ヨリ少ナクトモ七日前ニ各社員ニ會議ノ目的ヲ通知シ及ヒ提出ス可キ書類ヲ送付スルコトヲ要ス  
 問 總會を招集するに會日より七日前ニ通知すべしとするは其理由如何又會議の目的如何なる事項を申しますか  
 答 七日前に各社員に通知を爲す理由は社員と雖も平生には夫々業務のある者なれば七日前より之を通知し當日迄と繰合せ必ず出席する様に用意をなさしむる爲めでムリなす會議の目的とは會議しなする事件即ち何々の事項にて其事項を詳細に通知し置き兼て必得居らしむ又會議に差出しなする書類を送付することトします  
 第百五十條 事業年度ノ終リタル後直ニ通常總會ヲ開キ其年度ノ貸借對照表及ヒ事業並ニ其成果ノ報告書ヲ社員ニ提出シテ檢査及ヒ認定ヲ受ク其認定ハ出席社員ノ多數決ニ依ル  
 問 事業年度とて年内何れの時に定めますか  
 答 事業年度とて一年一回都合の時を以て年度とします其事業年度の終りたる後直に通常總會を開き其年度中あしたる貸借對照表と事業並に事業の

社員ノ特別ナル委任ヲ受クルニ非サレハ之ヲ抵當トシ又ハ讓渡スルヲ得ス  
 前項ノ讓渡ハ競賣競落ニ依ルニ非サレバ之ヲ爲スコトヲ得ス但協議上ノ讓渡ヲ許シタル場合ハ此限ニ非ス孰レノ場合ニ於テモ社員ノ過半数ヲ以テ決

成果の報告書を社員に提出して檢査及び認定を受けなす其認定は會議に出席したる社員ノ多數決に依るものでムリなす  
 第百五十一條 臨時總會ニ於テ議ス可キ事項ハ總社員ノ過半数ヲ以テ之ヲ決ス然レトモ合名會社ニ在テ總社員ノ承諾ヲ要ス可キ事項ハ總社員四分三以上ノ多數ヲ以テ之ヲ決ス此場合ニ於テハ不同意ノ社員ハ直チニ退社スル權利アリ  
 問 本條如何なる場合を規定したるものでムリなすか  
 答 臨時總會に於て議しなする事項は何事ハ因らず總社員ノ過半数を以て之を決するものとしなす然れども合名會社に在て總社員ノ承諾を受けねむならぬ事項と總社員四分三以上の多數を以て之を決しなす此場合に於ては意見を異にし賛成せぬ社員ハ直ちニ退社する權利があります  
 第百五十二條 前條ニ掲ケタル決議ニ要スル定數ノ社員出席セサルトキハ其總會ニ於テ假ニ決議ヲ爲スコトヲ得此場合ニ於テハ其決議ヲ總社員ニ通知シテ再ヒ總會ヲ招集ス其通知ニハ若シ第二ノ總會ニ於テ出席社員ノ多數ヲ以テ第一ノ總會ノ決議ヲ認可シタルトキハ之ヲ有効ト爲ス可キ旨ヲ明告スルコトヲ要ス

スルコトヲ要スル清算人ハ社員ノ名ヲ以テ原告トシテ訴訟ヲ爲スコトヲ得清算人カ會社ノ債務又ハ債權ニ付キ承諾ヲタル和解及ヒ仲裁ハ第三者ト通謀シタル詐欺ノ爲メニ非サレハ之ヲ攻撃スルコトヲ得ス

第百五十二

問 定數に満たざる社員出席の時は其決議は如何なりませうか  
答 前條に掲げたる總社員四分三以上の出席員なきときは其出席員のみにて假令決議を爲すことができず此場合於ては其決議を總社員ハ假令決議の事を通知して再び總會を招集します其通知せしめ若し第二の總會に於ても猶ほ出席員定數に満たざるまゝ出席社員多數會の決議を認可したるとき之を有効となすべき旨を通知書に記載して告ぐることを致します

第百五十三條 利息又ハ配當金ハ會社資本額カ損失ニ因リテ減シタル間ハ之ヲ社員ニ拂渡スコトヲ得ス

問 利息配當金を拂渡すことのできぬ場合は如何ある時ありや  
答 利息又ハ配當金を社員ニ分配する時に當り會社資本額が損失に因りて減

少くなりたる間之を社員ニ拂渡すことのできません其理由は社員に利益を與へるの條文あるて可成的多く利息なり配當金を與へるの旨趣に出でたるあり

第三節 株式會社  
第一款 總則

條

清算ニ於ケル總計算ハ社員ノ認可ヲ受クルコトヲ要ス右ノ計算ヲ認可スルニハ社員ノ過半數ノ決議ヲ以テ足レリトス此議決ハ總計算ニ付キ之ヲ爲シ又ハ計算ノ或ル部分ニ付キ各別ニ之ヲ爲スコトヲ得認可ヲ得サル計

第百五十四條 會社ノ資本ヲ株式ニ分チ其義務ニ對シテ會社財產ノミ責任ヲ負フモノヲ株式會社ト爲ス

問 株式會社の性質を承り度し  
答 株式會社之會社の資本を株式に分ち其義務に對して會社財產のみ責任を負ふものを云ひます依て株式會社は純然たる有限責任會社であります社員即ち株主の義務は其株金のみを限るものでありますこれを商會社中最も其規定を嚴重にせねばならぬものであります

第百五十五條 株式會社ハ其目的カ商業ヲ營ムニ在ラサルモノモ亦之ヲ商會社ト看做ス

問 本條は如何ある事を規定したるものでありますや  
答 株式會社は其目的が商業を營むにあらざるも亦之を商會社と看做し總て商法の規定に従はしむるものであります

第百五十六條 株式會社ハ七人以上ヲ以テ且政府ノ免許ヲ得ルニ非サレハ之ヲ設立スルコトヲ得ス

本條の意義は能く了解易きを以て御尋ね申す事なし

第二款 會社ノ發起及ヒ設立

算ニシテ仕直ス。トテ得ヘキモノナルトキハ清算人其費用ヲ以テ之ヲ爲ス。若シ仕直スコトヲ得サルトキハ清算人ハ代理ノ規則ニ從ヒ其過失ニ因リテ加ヘタル損害ノ責ニ任ス。清算人ノ受任シタル權限ニ依リ又ハ前條ニ從ヒテ爲

第百五十七條 株式會社ハ四人以上ニ非サレハ之ヲ發起スルコトヲ得ス。發起人ハ目論見書及ヒ假定款ヲ作り各自之ニ署名捺印ス。定款ハ本法ノ規定ニ抵觸スルコトヲ得ス。

問 本條ニ如何なる事項を規定したるものでありますか

答 株式會社を發起す其發起人は必らぎ四人以上でなければならず發起人は先目論見書及び假定款(社の規則と云ふ如きもの)を作りて各自之に署名捺印し其地方廳を経て主務省即ち農商務省へ差出して認可を請ふものとす且定款を作りますには本法の規定に於て通りにして抵觸することはできません

第百五十八條 目論見書ニ記載ス可キ事項左ノ如シ

- 第一 株式會社ナルコト
- 第二 會社ノ目的
- 第三 會社ノ商號及ヒ營業所
- 第四 資本ノ總額、株式ノ總數及ヒ一株ノ金額
- 第五 資本使用ノ概算

第六 發起人ノ氏名、住所及ヒ發起人各自ノ引受クル株數

第七 存立時期ヲ定メタルトキハ其時期

問 目論見書に記載すべき事項を詳細に承り度し

答 目論見書に記載しまする事項を七ヶ條あります第一株式會社なること第二會社の目的所謂何々を爲さんが爲め此會社を立つると云ふこと第三何々會社と名之ると云ふ商號及び營業書第四會社資本の總額株式の總數及び一株の金額例へて百圓株五十圓株と云ふがごとし第五資本を使用する所の概算の計算第六發起人の氏名住所及び發起人各自の引受ける株數第七存立時期即ち會社の繼續期限を定めたる其期限

第百五十九條 發起人ハ會社ヲ設立ス可キ地ノ地方長官ヲ經由シテ目論見書及ヒ假定款ヲ主務省ニ差出シ發起ノ認可ヲ請フコトヲ要ス

問 本條ニ如何なる事項を規定したるものでありますか

答 發起人ハ前に示したる目論見書を作り會社を設立する地の官廳を經由て目論見書と假定款を主務省即ち其筋に差出して發起の認可を請ふべきものとす

第百六十條 發起人ハ前條ノ認可ヲ得タルトキハ目論見書ヲ公告シテ株主ヲ募

シタル行爲ハ善良ナル第三者ニ對シテ之ヲ取消スコトヲ得ス

第百五十三條

會社ノ清算後ノ不分明ニテ存スル財産ノ分割ハ社員ノ各自又ハ其承繼人ヨリ之ヲ請求スルコトヲ得但當事者カ財産編第三十九條ニ從ヒ不

分ニテ存ス  
ルコトヲ會  
社ノ解散后  
ニ合意シタ  
ルトキハ此  
限ニ在ラス  
第百五十四  
條

集スルコトヲ得其公告中ニハ法律ノ規定シタル發起ノ認可ヲ得タル旨及ヒ其  
認可ノ年月日ト各株式申込人ニ假定款ヲ展閱セシムル旨トヲ附記ス

問 發起人發起の認可を得ました時之如何致しますか

答 發起人前條の手續に依り認可を得ましたときは其目論見書を公告して株  
主を募集することができす而して其公告中には法律に規定である發起の認可  
を得たる旨と其認可のありたる年月日と株式申込人に假定款を展閱する旨と  
トを附記して公告せねばなりません

第百六十一條 株式ノ申込ヲ爲スニハ申込人其引受ノル株數ヲ株式申込簿ニ記  
入シテ之ニ署名捺印ス又其申込ハ署名捺印シタル陳述書ノ送附ヲ以テ之ヲ爲  
スコトヲ得

代人ヲ以テ申込ムトキハ委任者ノ氏名ニ代人其氏名ヲ附記シテ之ニ捺印ス

問 株式の申込を爲すに如何なる手續に致しますか

答 株式の申込を爲すには申込人之自分に引受くる株數を株式申込の帳簿に  
記入して之に名前を記し印捺す而して其申込人會社に到りて申込むことの煩  
しさを厭ふる又と到ることのできぬ者は各株主會社の帳簿を調印するに及ば

會社資本中  
ノ物ニシテ  
分割ニ因リ  
各社員ニ歸  
シタルモノ  
ニ關スル社  
員ノ權利ハ  
會社解散ノ  
日ニ遡リテ  
効力ヲ有シ  
又清算中他  
ノ社員ヨリ  
其物ニ付キ  
第三者ニ授  
與シタル權  
利ハ之ヲ解  
除ス  
第百五十六  
條

其其申込は自分の名前と印を捺したる陳述書を會社に送附するを以て十分と  
す是れ株式の募集たる廣く公衆に募るの故に各株主をして皆申込の帳簿に  
調印することと到底できぬことでありす而して本人が必らず申込まねばな  
らぬと云ふことはありませぬ代人を以て申込むことができませぬ代人を以て申  
込むには委任者即ち本人の氏名に代人其氏名を附記して之を印を捺します

第百六十二條 株式ノ申込ニ因リテ申込人ハ會社設立スルニ至レハ定款ニ從ヒ  
各株式ニ付テノ拂込ヲ爲ス可キ義務ヲ負フ

問 株式申込人は何時より拂込を爲すの義務がありますか

答 株式申込を爲したる申込人は會社が設立を垂れ定款に從ひて各株式に  
付ての拂込を爲すべき義務を負ふものとします

問 株式の申込は双務契約でありますか此契約は如何なる時期を終りますか

答 會社株金募集を爲すに當ては應募申込に日限を定めますと雖も其期限内  
に申込みたる者は悉く承ける者でありません元來會社の資本金額には定  
めのあるが故に應募株金の此額を超へたるべきと其剩餘の分と必し謝絶らね  
ばなりません而して之を謝絶るに或と總申込み金額と會社に入用する金額

割ニ因リテ  
取得スヘキ  
權利ノ上ニ  
受クルコト  
有ルヘキ妨  
碍及ヒ追奪  
ノ付キ其各  
自ノ部分ニ  
應シテ相互  
ニ擔保ヲ爲  
ス一分割者  
ノ一人カ無  
資力ナルハ  
ハ其一人ノ  
負擔シタル  
賠償ノ部分  
ハ被擔保人  
ヲ併セテ他  
ノ共同分割  
者ノ間ニ之

どの比例に應答各應募者の金額を減少すか又と期限内と雖も定額もこや満ち  
たる後の申込を謝絶るか其方法に至ては前以て公告して置かねばなりませぬ  
故に各株主は其申込を會社に於て承諾たりとの通知を受けたる後でなければ  
確に定まりたるものでありませぬ

第百六十三條

總株式ノ申込アリタル後ハ發起人ハ創業總會ヲ開ク可シ其總會  
ニ於テハ少ナクトモ總申込人ノ半數ニシテ總株金ノ半額以上ニ當ル申込人ノ  
承認ヲ經テ定款ヲ確定ス

問 株式申込の終りたる後如何致しますか

答 總株式の申込ありたる後と發起人は創業總會を開きまする創業總會と申  
すは會社を始めて立つるに付きての總會と云ひます其總會に於て何事を決  
定するかと申せば先づ第一着に假定款を確定するものであります定款と發起  
人が最初會社の發起の認可を受くる願書を差出ると時より設けてあれども總會  
に於て總申込人の半數あして總株金の半額以上に當る申込人の承認を経て始  
めて確定するものであります

第百六十四條

創業總會ニ於テハ創業ノ爲メ發起人ノ爲シタル契約及出ヒ費ノ

ヲ分ツ

認否ヲ議定シ又有價物ノ出資ヲ差入レテ株式ヲ受ク可キ者アルトキハ其價格  
ヲ議定ス

前項ノ議定ハ少ナクトモ總申込人ノ半數ニシテ總株金ノ半額以上ニ當ル申込  
人出席シ其議決權ノ過半數ニ依リテ之ヲ爲ス

問 創業總會に於て議定すべし事項は定款の他に何等の事項でありますか

答 創業總會に於ては創業の爲め發起人の爲一たる契約と是迄創業に付き出  
費を爲したるものが正當か否やを認定する爲めの議決又有價物の出資を差入  
れて株式を受けまする者あると其價格を議定します

第百六十五條

其他創業總會ニ於テハ取締役及ヒ監査役ヲ選定ス

問 前條の外總會に於て議すべき事がありませぬか

答 前條の他創業總會に於ては取締役及び監査役を選定みます株式會社に於  
ては必らず此取締役と監査役を置きませぬと多くの株主がありて出入混雜し  
事務も繁劇なるのみならず収入支拂等の事も繁雜であります

第百六十六條 創業總會ノ終リシ後發起人ハ地方長官ヲ經由シテ主務省ニ會社  
設立ノ免許ヲ請フ其申請書ニハ左ノ書類ヲ添フ可シ

第一 目論見書及ヒ定款

第二 株式申込簿

第三 發起ノ認可證

問 總會の終りし後發起人ト如何致しますか

答 總會の終りたる後は發起人と主務省ハ會社設立の免許を請ふべきものとしまし其手續と申請書を認め地方長官を経由て主務省に指出するものとす而して其設立許可の申請書ハは目論見書及び定款株式申込簿即ち申込人の金額株數人名を記入たる帳簿發起の認可證を添へて出します

第六十七條 會社設立ノ免許ヲ得タルトキハ發起人其事務ヲ取締役ニ引渡ス可シ

取締役ハ速ニ株主ヲシテ各株式ニ付キ少ナクモ四分一ノ金額ヲ會社ニ拂込マシム

問 會社設立の免許を得たると況ト如何致しますか

答 會社設立の免許を得ましたときは發起人の其事務を取締役ニ引渡すものとす又取締役と事務を發起人より引渡しを受けたるときは速に株主をして

各株式に付キ少なくとも四分一の金額を直に會社に拂込ましむるものとす

第六十八條 會社ハ前條ニ掲ケタル金額拂込ノ後十四日內ニ目論見書、定款、株式申込簿及ヒ設立免許書ヲ添ヘテ登記ヲ受ク可シ

第一 株式會社ナルコト

第二 會社ノ目的

第三 會社ノ商號及ヒ營業所

第四 資本ノ總額、株式ノ總數及ヒ一株ノ金額

第五 各株式ニ付キ拂込ミタル金額

第六 取締役ノ氏名、住所

第七 存立時期ヲ定メタルトキハ其時期

第八 設立免許ノ年月日

第九 開業ノ年月日

裁判所ハ會社ヨリ差出シタル書類ヲ登記簿ニ添ヘテ保存ス  
問 會社の登記を受くへきは如何なる事項でムりますか

**答** 會社は前條に掲げたる金額拂込の後十四日以内に登記を受くべきものとす  
 其登記を受くべし事項は本條第一より第九に至る事項を受けます其事項に付  
 ては一々述べませずとも了解易故に之を畧します

第百六十九條 會社支店ヲ設ケタルトキハ其所在地ニ於テ亦登記ヲ受ク可シ  
 本條も亦別段御尋申と程の事項でムリませぬ故に次條に移ります

第百七十條 設立ノ免許ヲ得タル後遅クとも一今年内ニ登記ヲ受ケカルトキハ  
 其免許ハ効力ヲ失フ第八十一條及ヒ第八十二條ノ規定ハ株式會社ニモ亦之ヲ  
 適用ス

**問** 登記を受けまするものは其時期のあるものでムリですか

**答** 設立の免許を得たる後は遅くとも一ケ年内に登記を受けざるは其設  
 立の免許は無効とあります規定でムリます何故あれば會社は其登記を受け  
 ねを公示することもでき公示をせねば第三者に對して未だ公のものでなき  
 のみならず其免許の効をなさものとあります

第百七十一條 登記前ニ在テハ創業總會ノ承認ヲ經タル義務及ヒ出費ニ付キ發  
 起人、取締役及ヒ株主ニ於テ連帶無限ノ責任ヲ負フ

**問** 登記を受けませぬ前の會社の權利義務は如何のものでムリですか

**答** 登記前に在ては未だ權利義務の關係は餘りなきものにて只創業總會の承  
 認を経ませぬ義務と出費に付ては發起人連帶して無限責任を負ひます其承認  
 を經たる義務及び出費が登記前に係るものは發起人取締役及び株主連帶して  
 無限責任を負ふことと定めてあります

第百七十二條 創業總會ノ承認ヲ經サル義務及ヒ出費ニ付テハ發起人ニ於テ仍  
 ホ連帶無限ノ責任ヲ負フ

本條は前條みて承りましたら敢て質問と致しませぬ

第三款 會社ノ商號及ヒ株主名簿

第百七十三條 商號ニハ株主ノ氏ヲ用ユルコトヲ得ヌ又商號ニハ株式會社ナル  
 文字ヲ附ス可シ

**問** 株式會社の商號は如何の規定でムリですか

**答** 商號には株主の氏名を用ゐる事と出來ぬ筈にて且其商號には必らず「株  
 式會社」なる文字を附ねばならぬ規定でムリかと

第百七十四條 會社ハ株主名簿ヲ備ヘ之ニ左ノ事項ヲ記載ス

第一 各株主ノ氏名、住所

第二 各株主所有ノ株式ノ數及ヒ株式ノ番號

第三 各株式ニ付キ拂込ミタル金額

第四 各株式ノ取得及ヒ讓渡ノ年月日

問 株主名簿とは如何なるものでムリますか

答 株主名簿とは會社に備へ置きて本條第一より第四に至る事項を記載するものとす此名簿がなければ應募者の詳細を知るよしとできませぬ故に此名簿には株主正實なるよしとを記載すべし若し此名簿を備へ置かず又不正の事を記載したるときは罰則を照します

第四款 株式

第七十五條 各株式ノ金額ハ會社資本ナ一定平等ニ分チタルモノニシテ二十

圓ナ下ルコトヲ得ス又其資本十萬圓以上ナルトキハ五十圓ナ下ルコトヲ得ス

問 株式金額は如何の規定でムリますか

答 株式の金高一定平等にして資本十萬圓以下の會社にては株式の金額二十圓以上とし十萬圓以上の會社にては五十圓以上あることとするなり

問 株式は發行の時より二十圓のものは實際二十圓の價を以て賣買しますか

答 一株二十圓と云ふは名義のみにて株式發行の時と實際百圓の價を以て買受る者はありませぬ必し券面の價より低價なるものとします而して其株式と會社契約中分割つよとのできぬを明言するものとす故に株主死去するに當ては相続人の間に分割の憂ありませぬ只數多の相続人と相談の上一人の株主を定むるより外ありませぬ

第七十六條 株式ハ一株毎ニ株券一通ヲ作り之ニ其金額、發行ノ年月日、番

號、商號、社印、取締役ノ氏名印及ヒ株主ノ氏名ヲ載ス

本條の株式の方式を規定めたるものでムリまして別に意義理由はありませぬ

第七十七條 株式ハ分割又ハ併合スルコトヲ得ス

問 株式を分割つことのできぬは前に承りましたが併合することも出来ませぬ

答 固より一株式を幾枚に分割つよとが出来ませぬ位のものなれば亦た數株を一枚に併することも出来ませぬ

第七十八條 株金全額拂込以前ニ於テハ會社ハ假株式ヲ發行シ全額完納ノ後



ニ至リ始メテ本株券ヲ發行スルコトヲ得

問 株金拂込之全額を拂込む迄は度にて之を拂込みますの

答 株金多き場合には會社は株金拂込の期限を數個に分ち會社の事業漸く進歩し資金を要するに従ひて其一部を拂込ましむるを例とします故に株金全額拂込以前に於ては會社は假株券を發行し全額完納の後ニ至り始めて本株券を發行するものとが出来ます

第七十九條 假株券及ヒ本株券ハ登記前ニ之ヲ發行スルコトヲ得ス

問 株券發行は何れの時めても効力ありますか

答 株券は假株券本株券とも登記前ふと之を發行することはできません

第八十條 株金額少ナントモ四分一ノ拂込前ニ爲シタル株式ノ讓渡ハ無効ヲ

問 本條の意義理由は如何ある事でムりますか

答 株主に於ても株金拂込みを怠りて爲さぬ者又ハ事情ありて拂込むことのできぬ様になる者がなきあしむもむらむらと株金額の四分一の拂込前に爲したる株式の讓渡は無効でムります

第七章 射倂

契約

総則

第五十七條

射倂契約ト

ハ當事者ノ

双方若クハ

一方ノ損益

ニ付キ其効

力カ將來ノ

不確定ナル

事件ニ繫ル

合意ヲ謂フ

第五十八條

射倂契約ニ

ハ其性質ニ

因ルモノ有

リ當事者ノ

第八十一條 株式ノ讓渡ハ取得者ノ氏名ヲ株券及ヒ株主名簿ニ記載スルニ非

サレハ會社ニ對シテ其効ナシ

問 本條の意義理由は如何の規定でムりますか

答 株式之株主名簿に記入してあるものでムりますから其讓渡を爲したる時は取得者即ち讓受者の氏名を株券及び株主名簿に其取得したる事と共に記載するでなければ其讓渡は會社に對して其効はありませぬ

第八十二條 株金半額拂込前ノ株式ノ讓渡人ハ會社ニ對シテ其株金未納額ノ

擔保義務ヲ負フ

問 擔保義務とは如何なることを申しますか

答 担保とは物權めてと質取抵當人權にてと保証連帶等を爲すと云ふ株金半額拂込前の株式の讓渡に對して其株金未だ拂ひ納めに至らぬ額の担保を爲すべしと規定められたるは株式を他に讓渡したる者は殘の額を拂はぬ者があるを以て其場合を豫防したるものでムります而して茲に申す讓渡とは民法の手續を履行したる株式賣買を謂ではありませぬ商法上簡單なる手續方法に依り讓渡を爲すことが出来るを云ひます法律は彼の身代の無き者に株式の約諾

意思ニ因ル  
モノ有リ」

博戯、賭事、  
終身年金權  
其他終身權  
利ノ設定陸  
上海上ノ保  
險及ヒ冒險  
貸借ハ性質  
ニ因ル射倖  
ノモノナリ  
此他成立又  
ハ効力ヲ停  
止又ハ解除  
ノ偶成ノ條  
件ニ繫ラシ  
ムル契約ハ  
當事者ノ意  
思ニ因ル射  
倖ノモノナ

をさしぬ爲め前條に於ても株金額の四分一の拂込前に爲したる讓渡は無効となし本條に於て亦た担保を爲さしむ

第百八十三條

會社ハ株主名簿及ヒ計算ノ閉鎖ノ爲メ公告ヲ爲シテ事業年度毎ニ一个月ヲ踰エサル期間株券ノ讓渡ヲ停止スルコトヲ得

問 株券の讓渡を停止する場合がありますか

答 會社は株主名簿と計算の閉鎖の爲めに公告を爲して事業年度毎一ヶ月以内の期限間株券の讓渡を停止することができま

第百八十四條

拂込ミタル株金額及ヒ會社財産中ノ持分ハ會社解散前ニ於テハ之ヲ取戻サント求ムルコトヲ得ス

問 本條は如何ある事を規定したるものでありまするか

答 拂込みたる株金額及び會社財産中の持分は會社解散前に於ては之を取戻さんことを求むることは出来ませんことを規定したるものであります

第五款 取締役及ヒ監査役

第百八十五條

總會ハ株主中ニ於テ三八ヨリ少ナカラサル取締役ヲ三年内ノ時期ヲ以テ選定ス但其時期滿了ノ後再選スルハ妨ナシ

第百五十九條

陸上海上ノ  
保險及ヒ冒  
險貸借ハ商  
法ヲ以テ之  
ヲ規定ス  
第一節博戯  
及ヒ賭事  
第百六十條  
博戯ハ博戯  
者ノ勇氣力  
量巧技ヲ發  
達スヘキ性  
質ナル體軀  
運動ヲ目的  
トスルニ非  
サレハ其義  
務履行ノ爲

取締役ハ同役中ヨリ主トシテ務業ヲ取扱フ可キ專務取締役ヲ置クコトヲ得然レトモ其責任ハ他ノ取締役ト同一ナリ

問 取締役を置くに如何なる規定に依りますか

答 株式會社には必ず三人より少からざる取締役を株主中より三ヶ年内の時

期を以て選みます尤も其三ヶ年滿了いたる後再び前の取締役選むも妨げな

し取締役の中より主任と爲て業務を取扱ひまする專務取締役を置くことので

きまます然れども其責任は他の取締役と同様で異りたる事はありませ

第百八十六條 取締役ノ代理權及ヒ其權ノ制限ニ付テハ第百四十三條及ヒ第百

四十四條ノ規定ヲ適用ス

問 取締役の權限は如何なるものでありますか

答 取締役の會社を代理する權限と第百四十三條と第百四十四條の規定を適

用して別段の規定はありませんが第百四十三條には裁判上と裁判外との別な

く總て會社の事務に付き會社を代理する專權を有する旨を規定せられたり

然れども會社の契約又は決議と背くまとはできません而して其權限又ハ業務

を取扱ふことに付きては總て會社契約又ハ會社の決議を以て之を定むるもの

メ訴權ヲ許  
 サス賭事ニ  
 基ク訴權ハ  
 右ノ如キ体  
 驅運動ヲ爲  
 ス人ノ爲メ  
 又ハ賭者ノ  
 直接ニ關係  
 スル農工商  
 業ノ進歩ノ  
 爲メニ非サ  
 レハ亦之ヲ  
 許サスレ右  
 ノ博戯又ハ  
 賭事ニ於テ  
 諾約シタル  
 金額又ハ有  
 價物カ事情  
 ニ照シテ過  
 度ナリト見

とします

第百八十七條 取締役ニ選マル爲メ株主ノ所有ス可キ株數ハ會社定款ニ於テ之  
 ナ定ム取締役ノ在任中ハ其株券ニ融通ヲ禁スル印ヲ捺シ之ヲ會社ニ預リ置ク  
 可シ

問 取締役の所有しませる株數の規定は如何になりますか

答 取締役ニ選ばるゝには幾株以上を所有するもので無ければ成らぬと云ふ  
 其適當の額を定め取締役の間は其金額丈の株は融通を禁ぜると云ふ印を押し  
 て會社に預り置くこととします是と取締役の其不都合を生せぬやうに身元保  
 証金として斯様になしたるものでムります

第百八十八條 取締役ハ其職分上ノ責務ヲ盡スコト及ヒ定款並ニ會社ノ決議ヲ  
 遵守スルコトニ付キ會社ニ對シテ自己ニ其責任ヲ負フ

問 取締役の會社に對して責任を負ひまするは如何なるものでありますか

答 取締役は其取締上の勉強と定款並に會社の決議に背かず會社に對して自  
 己に其責任を負ふものとします是等の責務は其職分在る者と當然であります  
 第百八十九條 取締役ハ會社ノ義務ニ付キ各株主ニ異ナラサル責任ヲ負フ然レ

ユルトキハ  
 裁判所ハ之  
 ナ減少スル  
 コトヲ得ス  
 シテ全ク其  
 請求ヲ棄却  
 スルコトヲ  
 要ス  
 第百六十一  
 條  
 前條ノ場合  
 ノ外博戯及  
 ヒ賭事ハ自  
 然義務ヲモ  
 生セス且其  
 債務ノ追認  
 更改又ハ保  
 証ハ總テテ  
 無効ナリ  
 然レモ右博

トモ定款又ハ總會ノ決議ヲ以テ取締役ノ在任中ニ生シタル義務ニ付キ取締役  
 カ連帶無限ノ責任ヲ負フ可キ旨ヲ豫メ定ムルコトヲ得其責任ハ退任後一ヶ年  
 ノ満了ニ因リテ消滅ス

問 取締役の會社の義務に付さての責任は各株主と同様でムりますか

答 然り取締役と雖も會社の義務を付さての責任は異なることはありません  
 が其取締役の在任中に生きたる義務に付さて連帶無限の責任を負ふべき旨  
 を前以て定むることが出来まする之を定めまするは定款又は總會の決議を以  
 て定めます而して其負ふたる責任と退任後一ヶ年に満ちたれを消滅します

第百九十條 取締役ノ更迭ハ其度毎ニ登記ヲ受ク可シ  
 本條は意義自から明了でムります

第百九十一條 總會ハ株主中ニ於テ三人ヨリ少ナカラサル監査役ヲ二年内ノ  
 時期ヲ以テ選定ス但其時期満了ノ後再選スルハ妨ナシ

問 監査役と取締役と如何なる別がありますか

答 監査役の取締役と異なる所は取締役の任期と三ヶ年あることと監査役は二  
 ケ年とし職務と固より其他異なる所は第百九十二條より第百九十條に至り規

定してありまこと詳細は其條に付きて御尋に付き答へます

第百九十二條 監査役ノ職分ハ左ノ如シ

第一 取締役ノ業務施行カ法律、命令、定款及ヒ總會ノ決議ニ適合スルヤ否

ヤヲ監視シ且總テ其業務施行上ノ過愆及ヒ不整ヲ檢出スルコト

第二 計算書、財産目録、貸借對照表、事業報告書、利息又ハ配當金ノ分配案

ヲ檢査シ此事ニ關シ株主總會ニ報告ヲ爲スコト

第三 會社ノ爲メニ必要又ハ有益ト認ムルトキハ總會ヲ招集スルコト

問 監査役の職分と如何なる事項でムりますか

答 監査役の職分と三ヶあります第一は取締役の業務施行が法律、命令、定款

及び總會の決議通行を行ふてあるや否やを監視し且總て其業務施行上の過愆及

び整頓を檢出すること第二計算書、財産目録、貸借對照表、事業報告書、出資の利

息又は利益配當の分配案を檢査て此事に關しては株主總會に報告を爲すこと

第三會社の爲めに必要又ハ有益と認むるときは總會を招集すること等でムり

問 取締役と監査役との輕重は何れが輕之ドナラが重きものでありますか

答 取締役と監査役との業務施行に監視し過愆と不整の事があるやを檢出し其

他會社の業務に就ても取締役の任より重きものでムります

第百九十三條 監査役ハ何時ニテモ會社ノ業務ノ實況ヲ尋問シ會社ノ帳簿及ヒ

其他ノ書類ヲ展閱シ會社ノ金匣及ヒ其全財産ノ現況ヲ檢査スル權利アリ

問 監査役ハ前條の外如何なる權利がありますか

答 監査役は前條の事項の外に會社の業務の實況を尋問し會社の帳簿及び其

他の書類を展閱し會社の金匣及び財産を殘らば現況を檢査するの權利があり

ます

第百九十四條 監査役中ニ於テ意見ノ分ラルトキハ其意見ヲ總會ニ提出ス

問 本條は如何なる事項を規定したるものでムりますか

答 取締役の業務施行上の監視及び會社の業務施行上を監査するに多クノ

事項もへ監査中に於て同役の意見の分れるよとがあるべし此意見が分れたる

ときは各自隨意に決することはできません必其意見を總會に提出すること

します

第百九十五條 監査役ハ第百九十二條ニ掲ケタル責務ヲ缺キタルニ因リテ會社

前二條ノ場

條

第百六十三

シ

トキモ亦同

告ノ証スル

ルコトヲ被

目的トシテ

スルノミテ

合ニ於テ被  
告ヨリ銷除  
ヲ申立テサ  
ルトキハ判  
事ハ職權ヲ  
以テ其消除  
ヲ言渡スコ  
トヲ得但契  
約又ハ請求  
ニ於テ博戲  
富講又ハ相  
場差額ノ賭  
事カ債務ノ  
原因タルコ  
トヲ明言セ  
シトキニ限  
ル

又ハ其債權者ニ加ヘタル損害ニ付キ責任ヲ負フ  
本條之意義自から明了でムリマシト

第百九十六條 取締役又ハ監查役カ給料又ハ其他ノ報酬ヲ受ク可キトキハ定款  
又ハ總會ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム

問 取締役又ハ監查役には給料又は其他の報酬を受けますものか  
答 受けまするに定りたるものでハムリませぬあれども之を與へる場合ある  
ときは之を給與するものとしませぬ此場合に於ては定款又ハ總會の決議を以て  
其給與すべき額を定めるものでムリマシ

第百九十七條 取締役又ハ監查役ハ何時ニテモ總會ノ決議ヲ以テ之ヲ解任スル  
コトヲ得其解任セラレタル者ハ會社ニ對シテ解任後ノ給料若シハ其他ノ報酬  
又ハ償金ヲ請求スルコトヲ得ス

問 取締役又は監查役は隨時よても之を解任することができまするか  
答 御尋の如く何時にても總會の決議を以て之を解任することができます固  
より必要あるに付て設けたるものは其必要の場合なきに至れん之を解任すべ  
きと當然なり而して其解任せられたる者は會社に對して解任後の給料若くは

年金權ノ  
設定

第百六十四  
條  
終身年金權  
ハ動産若ク  
ハ不動産ナ  
ル元本ノ讓  
渡ノ報酬又  
ハ既往若ク  
ハ將來ノ勤  
勞ノ報酬ト  
シテ有償ニ  
テ之ヲ設定  
スルコトヲ  
得一又贈與  
又ハ遺贈ヲ  
以テ無償ニ  
テ讓渡シタ  
ル元本ノ上

其他の報酬や又ハ隨時に解任せられたるを以て其處置に對する償金を請求  
することはできません

第六章 株主總會

第百九十八條 總會ハ取締役、監查役又ハ其他本法ニ依リテ招集ノ權ヲ有スル  
者之ヲ招集ス

問 株主の總會は如何ある方法にて誰が招集しますもの  
答 株式會社に於ては毎年少くとも一回は株主の通常總會を開くまじし

又臨時に總會を開くことがありませぬ其總會は通常も臨時も取締役又は監查役  
其他招集の權を有する者が之を招集するものと規定してあります

第百九十九條 總會ノ招集ハ會日ヨリ少ナクトモ十四日前ニ其會議ノ目的及ヒ  
事項ヲ示シ且定款ニ定メタル方法ニ從ヒテ之ヲ爲ス

此規定ハ創業總會ノ招集ニモ亦之ヲ適用ス

問 總會の招集之通常臨時とも十四日前に招集し又其方法も同じことですか  
答 否會日より十四日前に限ると通常總會のみに用ひて臨時總會は何時に  
ても之を招集することができまする凡て至急を要する場合にあらざれば臨時

ニ存立シテ之ヲ設定スルコトヲ得

第百六十五條

終身年金權ハ對價物ノ供與者ニ非サル人ノ利益ノ爲メ之ヲ要約スルコトヲ得此場合ニ於テハ要約者トノ諾約者トノ間ニ在テハ有償契約ノ規則ニ從ヒ要約者ト得益者トノ間

に開くことばありません也へでムリます其方法に至ても異なるものです其事項は後に至り追々述べてませう尤も通常總會の招集は大抵同一の方法でありまして何れにも之を適用します

第百六十六條

通常總會ハ毎年少ナクトモ一回定款ニ定メタル時ニ於テ之ヲ開キ其總會ニ於テハ前事業年度ノ計算書、財産目錄、貸借對照表、事業報告書、利息又ハ配當金ノ分配案ヲ株主ニ示シテ其決議ヲ爲ス  
取締役ノ提出スル書類ニ付テノ監査役ノ報告書ハ其書類ト共ニ之ヲ提出ス  
問 通常總會に於て決議すべき事件と畧如何なるものでありますか  
答 通常總會に於て決議しまする事項と前事業年度の計算書、財産目錄、貸借對照表事業の成果報告書利息又は配當金の分配案を議決します  
取締役の提出す書類に付ての監査役の報告書とは取締役自身の職務上付て決議を附すべき書類を監査役が監査して報告する書類を申します  
第百六十七條 臨時總會ハ臨時ノ事項ヲ議スル爲メ何時ニテモ之ヲ招集スルコトヲ得又總株金ノ少ナクトモ五分一ニ當ル株主ヨリ會議ノ目的ヲ示シテ申立ツルトキハ亦臨時總會ヲ招集セサルコトヲ得ス

ニ在テハ贈與ノ規則ニ從フト雖

贈與ノ方式ニ從フコトヲ要セヌ  
第百六十六條  
終身年金權ハ債權者若シハ債務者ノ終身ヲ期シテ之ヲ設定スルコトヲ得此末ノ場合ニ於テ契約カ有償ナルト

問

臨時總會を招集する場合は如何なる時に在りますか  
答 臨時總會と臨時の事項を議する爲め之を招集することができ又總株金の五分一以上を當る株主より會議の目的を示して會議を開くことを申立てますと此は亦臨時總會を招集せねばなりません

第百六十七條

總會ハ本法ニ於テ別段ノ規定アルトキノ外定款ノ定ニ從ヒテノミ決議ヲ爲スコトヲ得定款ニ其定ナキトキハ總株金ノ少ナクトモ四分一ニ當ル株主出席シ其議決權ノ過半数ニ依リテ決議ヲ爲ス  
問 總會の決議の方法は何れの規定に從ひますか  
答 總會は此商法中に別段の規定あるときの外は會社の定款に定むる所をかりて從ひて決議を爲すことができ又定款も其定めがなきときは總株金の少くとも四分一に當る株主出席し其議決權の過半数に依りて決議を爲すものとします

問

總會は此商法中に別段の規定あるときの外は會社の定款に定むる所をかりて從ひて決議を爲すことができ又定款も其定めがなきときは總株金の少くとも四分一に當る株主出席し其議決權の過半数に依りて決議を爲すものとします

第百六十八條

定款ノ變更及ヒ任意ノ解散ニ付テノ決議ヲ爲スニハ第百六十四條ニ定メタル決議ノ方法ニ依ル  
第百五十二條ノ規定ハ株式會社ニモ亦之ヲ適用ス

キハ其成立ニ付キ第三者ノ承諾ヲ必要トス然レハ此承諾前ニ辨濟シタル年金ハ之ヲ取戻スヲ得ス

問 本條の規定は如何なる事でムりますか  
答 定款の変更と任意の解散に付ての決議の方法を規定したるものでムります。定款の変更の時に随ひ必要でムりませと固より一旦定めたる定款は變更する事ができぬと云ふ會社の契約はありません故に變更て宜しき場合には之を變更します任意の解散とは是非解散する事情のあるでもなく他に解散の理由もなきに社員一同承諾の上勝手に解散とすることを申します此等の事項は決議をしますには第百六十四條に定めてある決議の方法に依るものとします

終身年金權ハ同時又ハ順次ニ數人ノ債權者ノ終身ヲ期シテ之ヲ設定スルヲ得此場合ニ於テハ財產篇

第百五十二條の規定とは決議を要する定数の社員出席しませぬとさく其總會に於て假に議決を爲すことができることの規定であります  
第百四條 株主ノ議決權ハ一株毎ニ一箇タルヲ通例トス然レトモ十一株以上ヲ有スル株主ノ議決權ハ定款ヲ以テ其制限ヲ立ツルコトヲ得  
問 本條の意義理由ハ如何なるものでムりますか  
答 株主の議決權は一株毎に一箇を有するものとしてします即ち一株を有て一人の議決權とあるない此制を以て總會の時に出席の數を定めませ故に株主總

第百條ノ用益權ニ關スル規定ヲ適用ス

會に於ては四分の一以上と云ひまするも實際人員頭數を云ふにはならず株數に依て之を定むることを云ひます然れども十一株以上を有する株主の議決權を定款を以て其制限を立つることがあります

第百六十八條

第七款 定款ノ變更

第百五條 會社ハ定款ニ定アルトキ又ハ總會ノ決議ニ依リテ定款ヲ變更スルコトヲ得然レトモ法律ノ規定又ハ政府ヨリ免許ニ附シタル條件ニ違背スルコトヲ得ス

有償ノ終身年金權ノ契約ハ其設定ノ爲メ終身ヲ期セシメタル人カ合意ノ當時ニ於テ既ニ死亡シタルト

問 定款を變更するには如何なる事項をも變更することを得ますか  
答 尤も法律の規定又は政府より免許になりたる條件に違背ひて變更することとできませぬけれども會社の定款に定めるとき又は總會の決議に依れん變更することがあります

キハ當事者双方其死亡ヲ知ラスト雖モ無効ナリ一右ノ人

第百六條 會社資本ノ増加ハ株券ノ金額ヲ増シ又ハ新株券若シハ債券ヲ發行シテ之ヲ爲シ又其減少ハ株券ノ金額又ハ株數ヲ減シテ之ヲ爲スコトヲ得但資本ハ其全額ノ四分一未滿ニ減スルコトヲ得ス此債券ハ記名ノモノニシテ其金額ニ付テハ第百七十五條ノ規定ヲ適用ス

カ合意ノ當時ニ於テ既ニ罹レル疾病ノ爲メ六十日以内ニ死亡シタルトキハ其契約ハ當然之ヲ解除ス  
 第六十九條  
 無償ノ終身年金權ハ設定者ニ於テ之ヲ讓渡スコトヲ得ス且差押フルコトヲ得サルモノト定ムルコトヲ

問 會社資本を増減するに如何なる方法に依りますか

答 株券の金額を増して二十圓の株券を二十五圓あると云ふ又若しくは若くは債券を發行して之を増し又其減少するよと株券の金額又は株数を減じて之を爲すことが出来ます尤も減するよとあると會社資本の全額四分一未満に減することでも出来ます茲に注意すべきことは資本を増加するに際し株金を募集するときは利益の分配を受ける者が増加する故に隨て利益分配の割合減少の勢あり利益分配の割合減ときは舊株券の價格自ら低落の傾向あり斯の如く株式價格を減し利益分配も亦減少とすると舊株主は創業の際に在て其資本を擲ち會社に功勞あるにも拘はらず得まする利益を失ふのみならず又已に得たる所の利益をも失ふが故に若し新資本を償却の力あり又世間の信用をも有するときは新株金を募りて債券を發行するを以て可とします

問 債券及記名と無記名の者となり其區別を承り度し

答 無記名券とは株主又債券所有主の氏名を記載せぬものに付し何人とも之を所持する者を以て所有主と見做すべき者であります其用は利子と利益とを受取るの用供へる者とす之を名けて利子札及び利益札といふ記名券と

得」右約款ハ設定証書ニ記入シタルニ非サルハ之ヲ以テ  
 第三者ニ對抗スルコトヲ得ス」養料トシテ無償ニテ設定シタル終身年金權ハ當然讓渡スコトヲ得ス且差押フルコトヲ得サルモノナリ」  
 本條ノ規定ハ贈與者ノ利益ノ爲メ

は株主又債券所有主の氏名を券面に記載したる者にして其大体無記名券と異なることあり只一人にして數個の株を有者あると又は其株数を記載したる一の券を與ふるばかりにして利子及び利益を拂ふことに其拂渡の年月日と拂濟の印を捺すに止まる者としてす

第二百七條 會社資本ヲ減セントスルトキハ會社ハ其減少ノ旨ヲ總テノ債權者ニ通知シ且異議アル者ハ三十日以内ニ申出ツ可キ旨ヲ催告スルコトヲ要ス

問 會社資本を減せんとするときは如何の方法に依りますか

答 會社資本を減せんとするときは其旨を總ての債權者即ち株主其他の會社に對し貸附のある者に通知し且之を異存ある者と三十日以内に申出づ可き旨を催告することとします

第二百八條 前條ニ掲ケタル期間ニ異議ノ申出アラサルトキハ異議ナキモノト看做ス

異議ノ申出アリタルトキハ會社ハ其債務ヲ辨償シ又ハ之ニ擔保ヲ供シテ異議ヲ取除キタル後ニ非サルハ資本ヲ減スルコトヲ得ス

問 前條の通知に由り異議の申出ありたるときは如何致しますか



贈與財産ノ  
上ニ留存シ  
タル終身年  
金權及ヒ支  
拂時期ノ至  
リタル年金  
ニ之ヲ適用  
セス

答 異議を申出づる者がありたるとは會社と其債務を弁償ひ又は之を抵當  
保証を差出して異議を申す者のなきやうにしたる後であければ資本を減する  
ことはできません

第百七十條  
終身年金權  
ノ讓渡及ヒ  
差押ノ禁止  
ハ其一事ノ  
ミヲ要約シ  
タルトキト  
雖也二事共  
ニ存立ス

第百九條 資本ノ減少シタル部分ノ拂戻ヲ受ケタル株主ハ過愆ナキ不知ノ爲  
ノ其減少ニ付キ異議ヲ申出テサル債權者ニ對シテ登記ノ日ヨリ二個年間其受  
ケタル拂戻ノ額ニ至ルマテ自己ニ責任ヲ負フ

第百七十條  
終身年金權  
ノ讓渡及ヒ  
差押ノ禁止  
ハ其一事ノ  
ミヲ要約シ  
タルトキト  
雖也二事共  
ニ存立ス

問 本條に記載する過愆なき不知の爲めと如何なる事でもりますの  
答 過愆なき不知と過愆にて知らざりしにあらざると云ふ意味にて資本を減  
するの通知しを受けたるも過愆なく正當に知らない者の爲め其減少に付テ異  
議を申出でざる債權者に對して登記の日より二ケ年間其受けたる拂戻の額  
に至るまでは其減少の部分と自身に責任を負ひます

第百七十條  
終身年金權  
ノ讓渡及ヒ  
差押ノ禁止  
ハ其一事ノ  
ミヲ要約シ  
タルトキト  
雖也二事共  
ニ存立ス

第百十條 會社ノ定款中既ニ登記ヲ受ケタル事項ヲ變更シタルトキハ直チニ  
其變更ノ登記ヲ受ク可シ登記前ニ在テハ其變更ノ効チ生セス

第百七十條  
終身年金權  
ノ讓渡及ヒ  
差押ノ禁止  
ハ其一事ノ  
ミヲ要約シ  
タルトキト  
雖也二事共  
ニ存立ス

營業所ヲ移轉スルトキハ舊所在地ニ於テ移轉ノ登記ヲ受ケ新所在地ニ於テハ  
新ニ設立スル會社ニ付キ要スル諸件ノ登記ヲ受ク可シ又同一ノ地域内ニ於テ

力

第百七十一  
條

債務者ハ年  
金權ノ設定  
ノ爲メ終身  
ナ期セラレ  
タル人ノ生  
存中ハ其年  
金權ノ年金  
ヲ支拂フコ  
トヲ要シ且  
買戻ヲ爲ス  
コトヲ得ス  
但其買戻ニ  
付キ特別ノ  
合意アルト  
ハ此限ニ  
在ラス

移轉スルトキハ移轉ノミノ登記ヲ受ク可シ  
問 定款中の事項を變更するも登記前在ての變更は効を生ぜざるとは如何  
答 定款は登記を受けぬとと公衆に對して完全なるものにあらざ故に登記  
前には變更を生ずるも爲め登記を受けることも及ばざるを以て變更の効を  
生ぜざると云ひしそのなり

第百七十一  
條

問 會社の營業所を移轉たるとと登記如何なる手續に致しますか  
答 營業所を移轉したるとと舊所在地に於て移轉の登記を受け新所在地に  
於ては新に設立する會社に付キ受けねとならぬ諸件の登記を受く可し又同一  
の地域内に於て移轉したるとと同一の裁判所の支配下なるを以て只移轉の  
登記のみを受くれを可し

第百七十一  
條

第百十一條 會社定款ノ變更ノ登記ヲ受ケタルトキハ地方長官ヲ經由シテ主  
務省ニ其變更ヲ届出ツルコトヲ要ス

第百七十一  
條

本條に説明を要せざるを以て之を略す  
第八款 株金ノ拂込

第百七十二  
條

第百十二條 株金拂込ノ期節及ヒ方法ハ定款ニ於テ之ヲ定ム其拂込ヲ催告ス

條 年金ハ毎月又ハ此ヨリ長キ時期ニ於テ其支拂ヲ爲ス可キトキト雖モ債權者日割ヲ以テ之ヲ取得スル然レモ年金ヲ前拂ヌ可キトキハ債務者ハ既ニ支拂時期ノ始マリタル全一期分ヲ負擔ス

ルニハ拂込ノ日ヨリ少ナクトモ十四日前ニ各株主ニ通知スルコトヲ要ス其通知ニハ拂込ヲ爲ササル爲メ株主ノ被フル可キ損失ヲ併示ス

**問** 株金拂込の方法は如何に之を定むるものでムリますか

**答** 株金拂込は其期節と方法と定款に於て之を定めると其拂込を催促するに於ては拂込の日より十四日前に各株主へ通知せねばなりません其通知は拂込をせぬ者の爲め株主の被ふるべき損失のことも斯々と併せて示し置くものとします

**第二百十三條** 拂込期節ヲ怠リタル株主ハ年百分ノ七ノ遅延利息及ヒ其遅延ノ爲メニ生シタル費用ヲ支拂フ義務アリ

**問** 拂込を怠り遅延したる者は如何致しますの

**答** 拂込の期節を拂込を爲ぬ時は會社に對して費用を生ずるが故に株主は年百分の七の利息と又其遅延ありたる爲めに生じたる費用を支拂ふ義務があります

**第二百十四條** 拂込ヲ怠リタル株主カ更ニ少ナクトモ十四日ノ期間ニ於テ拂込ム可キ催告ヲ會社ヨリ受ケ仍ホ拂込ヲ爲ササルトキハ會社ハ其株主ニ對シテ

債權者ハ解除ノ權利ヲ留保セサルトキハ年金支拂ノ欠飲ノ爲メ契約ノ解除ヲ請求スルコトヲ得ス只其債務者ノ財産中ニ於テ年金ヲ受クルニ足ルヘキ部分ヲ差却セシメ其賣却代金ヨリ生スル利息ヲ以テ年金ノ支拂ニ

株券ノ所有權ヲ失ヒタリト宣言スルコトヲ得然ルトキハ其株券ハ會社ノ所有ト爲ル

**問** 拂込を怠りたる株主が更ふ少なくとも十四日の期間に於て拂込むへは催促を受け仍ほ拂込をせぬときは如何致しますか

**答** 右様のものがあると死入會社は其株主に對して株券の所有權を失ひたりと公衆に告ぐることが出来ます然るときは其株券は會社の所有となります

**第二百十五條** 所有權ヲ失ヒタリト宣言セラレタル株券ノ從前ノ所有者ハ會社ニ於テ其株券ヲ公賣スルモ其代金既ニ催告ヲ受ケタル拂込金額ニ滿タサルトキハ其不足金及ヒ第二百十三條ニ記載シタル利息並ニ費用ノ支拂ニ付キ仍ホ責任ヲ負フ但剩餘アルトキハ會社ハ之ヲ從前ノ所有者ニ選付ス

**會社ハ其定款ヲ以テ別ニ違約金ヲ拂フ可キコトヲ定ムルコトヲ得**

**問** 本條は如何なることを規定したるものでムリますか

**答** 拂込を怠り所有權を失ひたりと宣言せられたる株主の從前の所有者は會社に於て其株券を公賣したるも其代金既ニ催告を受けたる拂込金額に不足なるときは其不足金を拂込期限を怠りたる爲め加へられたる利息並ニ費用の支

充ツル一ヲ得但他ノ債權者ノ競取ヲ拒ムコトヲ得ス終身年金權ヲ無償ニテ設定シ又ハ贈與若クハ遺贈ノ元本ノ上ニ留存シタルトキモ亦右ト同一ニ處弁ス

第百七十四條  
終身年金權ノ債務者ハ年金權ノ設定ノ爲メ終

拂に付テ矢張責任と免れさせん尤公賣たる代金にて剩餘るときは之を従前の株券所有者に還付することを定めたるものであります而して別に違約金を拂ふべきことを其定款を以て定むることができまます

第九款 會社ノ義務

第二百十六條 會社ハ株金ノ全部又ハ一分ヲ株主ニ拂戻スコトヲ得ス  
若シ拂戻シタルトキハ其金額ハ會社又ハ其債權者直接ニ之ヲ取戻セント求ムルコトヲ得

問 會社の義務とは如何なるものを云ひますか

答 會社の義務とは本條以下に規定する所の株金の全部又は一分を株主に拂戻すことは出来ません若し拂戻したるときは其金額は會社又は其債權者株主に對し直接に取戻さんと求むることができまます

第二百十七條 會社ハ自己ノ株券ヲ取得シ又ハ之ヲ質ニ取ルコトヲ得ス所有權ヲ失ヒタリト宣言セラレタル株券又ハ債務ノ辨償ノ爲メ若クハ其他ノ事由ニ因リテ會社ニ交付セラレ若クハ移屬シタル株券ハ一个月内ニ於テ公ニ之ヲ賣リ其代金ヲ會社ニ收ム

身ヲ期セラレタル人カ支拂ノ時期ニ生存セシコトヲ債權者ヨリ生存者認証書ヲ以テ証セサルトキハ其年金ノ支拂ヲ拒ムコトヲ得此認証書ハ其人ノ現住地ノ受持公証人又ハ身分取扱人之ヲ交付ス

第三款終身年金權ノ

問 本條如何なる規定なりや承知致したし

答 會社は自分の株券を所持し若くは之を質と取ことはできません故に前に述べたる如く拂込を怠りたる株主の株券を没收けたる等の場合には一ヶ月以内之を公賣して其代金を會社に納むるものとします

問 公賣に附するとは如何なることを申しますか

答 公賣とは公衆に對して公告して入札拂ふなすと云ふ

第二百十八條 會社ハ毎年少ナク一回計算ヲ閉鎖シ計算書、財産目錄、貸借對照表、事業報告書、利息又ハ配當金ノ分配案ヲ作り監査役ノ検査ヲ受ケ總會ノ認定ヲ得タル後其財産目錄及ヒ貸借對照表ヲ公告ス其公告ニハ取締役及ヒ監査役ノ氏名ヲ載スルコトヲ要ス

問 計算を閉鎖しとは如何なることを云ひますか

答 閉鎖しとは暫く休業することにて會社は毎年少くとも一回商業を休み其年に爲したる事業上の状況を公告します此公告は會社の事業盛否若くは公平なることを示す爲めでありまます

第二百十九條 利息又ハ配當金ハ損失ニ因リテ減シタル資本ヲ填補シ及ヒ規定

消滅

第七十五條

有償ノ終身年金權ノ債務者カ年金支拂ノ爲メ諾約シタル擔保ヲ供セズ又ハ供シタル擔保ヲ減少スルトキハ債權者ハ契約ノ解除ヲ請求スルコトヲ得但既ニ取得シタル年金ヲ返還スル責ナシ贈與

ノ準備金ヲ扣取シタル後ニ非サレハ之ヲ分配スルコトヲ得ス  
準備金カ資本ノ四分之一ニ達スルマテハ毎年ノ利益ノ少ナクトモ二十分一ヲ準備金トシテ積置クコトヲ要ス

問 會社に於て利子及び利益を分配するは會社に利益ありたる場合に限り升

答 會社に於て利子及び利益を分配するは理ふ於ては會社に利益ありたる場合に限りねむらぬをのどすれども會社の利益なきと況にも仍これを分配することがあります此場合に利息又配當金の損失に因りて減たる資本を填補及び準備金を引去たる後であければ之を分配することはできません而して此準備金が資本の四分一に達までは毎年の利益の二十分一を準備金として積置くこととします又株主中利子と利益とを受くるの全權を有するも會社解散のとき會社の資本を分配するの權利を有せざるものありと雖も此等の事は茲に述べざるの必要なを以て會社解散の場合に致します

第二百二十條 前二條ノ成規ニ依ラスシテ拂出シタル利息又ハ配當金ハ會社又ハ其債權者直接ニ之ヲ取戻サント求ムルコトヲ得

又ハ遺贈ノ

元本ノ上ニ留存シタル終身年金權ノ債權者モ又右ト同一ノ權利ヲ有ス右ノ解除ハ年金權ノ設定ノ爲メ終身チ期セラレタル人が確定判決前ニ死亡シタルトキハ之ヲ宣告セズ

第七十六條

普通法ニ於

問 成規に依らざして拂渡したる利息又配當金と如何なりまじか

答 前二條の規定に依らざして拂出したる利息又は配當金は會社又は會社に對する債權者が直接に之を取戻さんことを求むることが出来ます

第二百二十一條 利息又ハ配當金ノ分配ハ各株ニ付キ拂込ミタル金額ニ應シ總

株主ノ間ニ平等ニ之ヲ爲ス

問 利息又配當金の分配と如何なる方法に致しますか

答 一株に付き拂込みたる金額に應じ株主は誰にても同様に平等して之を爲すものとす茲に一言述べ置きますことは債權所有主の其債權額面の金額の償却を受くる迄は株主は先ち會社の資本を分配するの權がありませす株主は債券所有主其他の債權に於て弁済を受けたる後でなければ會社の資本に權利を有せざるものとすの事あり

第二百二十二條 會社ハ其本店及ヒ各支店ニ株主名簿、目論見書、定款、設立免許書、總會ノ決議書、毎事業年度ノ計算書、財産目錄、貸借對照表、事業報告書、利息又ハ配當金ノ分配案及ヒ抵當若クハ不動産質ノ債權者ノ名簿ヲ備置キ通常ノ取引時間中何人ニモ其求ニ應シ展開ヲ許ス義務アリ

テ許シタル  
銷除及ヒ廢  
罷ノ原因ハ  
終身年金權  
ニ之ヲ適用  
ス」終身年  
金權ハ此他  
尙ホ更改合  
意上ノ免除  
混同時効及  
ヒ要約シタ  
ル受戻ニ因  
リテ消滅ス  
然レモ終身  
年金權カ第  
百六十九條  
及ヒ第七十  
十條ニ從ヒ  
法律又ハ人  
爲ニ依リテ

本條は會社は本支店に會社必要の書類を備へ置きて通常の取引の間は何人も展覧を許す義務あることを規定したるものにして意義理由の尋ねべき事項なし

第二百二十三條 諸帳簿檢正ノ爲メ事業年度毎ニ一回一个月ヲ超ニサル期間前條ニ定メタル展覧ヲ停止スルコトヲ得

問 諸帳簿檢正と如何なる方法又誰の爲すべき筈なるや

答 檢正と檢め正すことにて記載してある事項に誤りあるやを檢査し誤りあるときは之を正し置くを云ひます之を檢正する者は監査役が爲すものとす

第十款 會社ノ檢査

第二百二十四條 總株金ノ少ナクとも五分一ニ當ル株主ノ申立ニ因リテ會社營業所ノ裁判所ハ一人又ハ數人ノ官吏ニ會社ノ業務ノ實況及ヒ財産ノ現況ノ檢査ヲ命スルコトヲ得

問 會社の檢査と如何なるよとを致しますか

答 會社は總株金の少くとも五分の一に當る株主の申立あるときは會社營業所の裁判所は會社業務の實況及び財産上の檢査を爲すよとができます又主

讓渡スコト  
ヲ得 又ハ  
差押フルコ  
トヲ得サル  
モノナルト  
モハ其年金  
權ハ時効ニ  
罹ラス如何  
ナル場合ニ  
於テモ年金  
ハ支拂時期  
後五個年ニ  
シテ時効ニ  
罹ル

務省にて何時にても其職權を以て地方長官又は其他の官吏を命じて會社の檢査を爲さしむることが出来る

第二百二十五條 檢査官吏ハ會社ノ金匣、財産現在高、帳簿及ヒ總テノ書類ヲ檢査シ取締役及ヒ其他ノ役員ニ説明ヲ求ムル權利アリ

問 檢査官吏は前條の外に何等の檢査を爲す權利がありますか

答 檢査官吏は會社の金匣、財産現在高、帳簿及び總ての書類を檢査し役員に

向て説明を求むる權利があります

第二百二十六條 檢査官吏ハ檢査ノ顛末及ヒ其面前ニ於テ爲シタル供述ヲ調書ニ記載シ之ヲ授命ノ裁判所ニ差出スコトヲ要ス

調書ノ謄本ハ裁判所ヨリ之ヲ會社ニ付與シ又株主及ヒ其他ノ者ヨリ手数料ヲ納ムルトキハ其求ニ應メテ之ヲ付與ス

問 檢査の顛末又は面前に於て爲しある供述とは如何なる事を申しまどか

答 檢査の顛末と檢査を爲したる委細の事供述とは申し述べたるよとを云

ひます授命の裁判所とは檢査官に命令たる裁判所を云ひます

問 調書の謄本は裁判所より會社に付與るふは手数料を納めをするか

終身年金權  
ハ其設定ノ  
爲メ終身チ  
期セラレタ

第二百七十七條

ルノ死亡ニ因リテ消滅ス但第百六十八條ノ規定ヲ妨ケス然レモ終身ヲ期セラレタル人カ債務者ノ責ニ歸スヘキ不正ノ原因ニヨリテ死亡シタル場合ニ於テ其年金權ヲ有償ニテ又ハ贈與若クハ遺贈ノ負擔トシテ設定シタリシ

答 會社に付與するものは手数料は取立ませぬ株主及び其他の者より付與を求むるときは手数料を納むる成規でありませぬ

第二百二十七條 主務省ハ何時ニテモ其職權ヲ以テ地方長官又ハ其他ノ官吏ニ命シテ第二百二十四條ニ掲ケタル檢査ヲ爲サシムルコトヲ得  
本條の意義は前に承りましたので再び茲に煩はさず

第十一款 取締役及び監査役ニ對スル訴訟

第二百二十八條 總會ハ監査役又ハ特ニ選定シタル代人ヲ以テ取締役又ハ監査役ニ對シテ訴訟ヲ爲スコトヲ得

問 如何なる場合に取締役及び監査役に對する訴訟を起しますか

答 如何なる場合とは其權限を犯し又之不當の處置を爲したる時之を爲すなり而して之を爲すに特別に選定したる代人を以て爲すものとす

第二百二十九條 會社資本ノ少ナクモ二十分一ニ當ル株主ハ亦特ニ選定シタル代人ヲ以テ取締役又ハ監査役ニ對シテ訴訟ヲ爲スコトヲ得但各株主ノ自己ノ名ヲ用キ又ハ參加人ト爲リ裁判所ニ於テ其權利ヲ保衛スル權ヲ妨ケス

問 本條の但書ハ如何なる意義理由でムりますか

片ハ其契約又ハ惠與ハ之ヲ解除ス且債務者ハ既ニ支拂ヒタル年金ヲ取戻サスモテ其取得シタル財産ヲ返還スルコトヲ要ス右ト同一ノ死亡ノ場合ニ於テ其年金權ヲ直接ニ贈與シ又ハ遺贈シタリシトキハ年金ノ支拂ハ裁判所カ

答 本條は代人を以て訴訟を爲すことが出来る場合を規定したるに付て株主の一人が自分の名を用ゐる又は附添人と爲り裁判所於て其權利を保衛する權を代人たる者に妨げらるゝことなしと云ふ意でムります

第十二款 會社ノ解散

第二百三十條 會社ハ左ノ諸件ニ因リテ解散ス

第一 定款ニ定メタル場合

第二 株主ノ任意ノ解散

第三 株主ノ七人未満ニ減シタルコト

第四 資本ノ四分一未満ニ減シタルコト

第五 會社ノ破産

第六 裁判所ノ命令

問 會社は如何なる場合に解散するものなりや

答 會社の解散ハ其會社に從ひ各少しく異なるものなれども大同小異あるものあり株式會社の解散ハ本條第一より第六に至る場合於て解散するものとす

終身ヲ期セ  
ラレタル人  
ノ生命ノ繼  
續期ト推測  
スル期間之  
ヲ繼續セシ  
ム

債權擔保篇

第一條

債務者ノ總  
財產ハ動產  
ト不動產ト  
現在ノモノ  
ト將來ノモ  
ノトヲ問ハ  
ス其債權者  
ノ共同ノ擔  
保ナク但法

第二百三十一條 會社解散ノ場合ニ於テハ既ニ始メタル取引ヲ完結シ又ハ現ニ存在スル會社義務ヲ履行スル外其業務ヲ止ム取締役之ニ拘ハラスシテ營業ヲ續行スルトキハ此カ爲メ其全財產ヲ以テ自己ニ責任ヲ負フ

問 本條は如何なる場合を規定したるものでムリますか

答 解散の場合にはもとや始めたる取引を完結し又は現在の會社義務を履行する外に其業務は止むるものなるに取締役其場合に拘はらず矢張營業を續行るときは其業務の爲め會社の全財產を以て自分に責任を負ひます

第二百三十二條 會社解散ノ場合ニ於テハ取締役ハ總會ヲ召集シ解散ノ決議ヲ取ル但裁判所ノ命令ニ依リテ解散スル場合ハ此限ニ在ラス

其總會ニ於テハ破産ノ場合ヲ除ク外一人又ハ數人ノ清算人ヲ選定ス

問 會社解散の場合と先づ如何致しますか

答 取締役と總會を召集し解散して宜しきや否又會社の方法等の決議を取ります尤も裁判所の命令でない外の場合に限るものと知るべし而して急解散を決したれば其決議に於て清算人を選定す

第二百三十三條 前條ニ掲ケタル解散ノ決議又ハ清算人ノ選定ヲ爲ササルトキ

律ノ規定又  
ハ人ノ處分  
ニテ差押ヘ  
ヲ禁シタル  
物ハ此限ニ  
在ラス一債  
務者ノ財產  
カ總テノ義  
務ヲ辨濟ス  
ルニ足ラサ  
ル場合ニ於  
テハ其價格  
ハ債權ノ目  
的原因體様  
ノ如何ト日  
附ノ前後ト  
ニ拘ハラス  
其債權額ノ  
割合ニ應シ  
テ之ヲ各債

ハ裁判所ハ債權者若クハ株主ノ申立ニ因リ又ハ職權ニ依リ其命令ヲ以テ決議ニ換ヘ又ハ清算人ヲ任スルコトヲ得

問 解散の決議は必ず取らねばなりませぬか

答 然り破産の場合と雖も是非決議を取りて解散せねばならぬものでムリなると又其決議の時に清算人の撰定もせねばなりませぬ若し此等の事を爲ませぬときは裁判所は債權者若クハ株主よりの申立に因リ又は裁判所の職分の權力を以テ其命令を以テ決議に換ヘ又は清算人を任せることができま

第二百三十四條 會社ハ破産ノ場合ヲ除ク外決議後七日内ニ解散ノ理由、年月日及ヒ清算人ノ氏名住所ノ登記ヲ受ケ之ヲ裁判所ニ届出テ又何レノ場合ニ於テモ之ヲ各株主ニ通知シ且地方長官ヲ經由シテ主務省ニ届出ツルコトヲ要ス

問 決議を終りし後は如何致しますか

答 破産の場合は格別決議の後一週間以内に解散の理由即ち期々にて解散を爲す其他年月日及び清算人を選定すれば其氏名住所の登記を受け之を裁判所に届出之を各株主へ通知し其土地地方長官を經由して主務省へ届出でねばなりませぬ

權者ニ分與  
ス但其債權  
者ノ間ニ優  
先ノ正當ナ  
ル原因アル  
トキハ此限  
ニ在ラス  
財産ノ差押  
賣却及ヒ其  
代價ノ順序  
配當又ハ共  
分配當ノ方  
式ハ民事訴  
訟法ヲ以テ  
之ヲ規定ス  
第二條  
義務履行ノ  
特別ノ擔保  
ハ對人ノモ  
ノ有リ物上

第二百三十五條 裁判所ハ解散及ヒ清算ノ實況ヲ監視スル權アリ  
本條は意義理由の尋ね可きなきを以て次條を付して質問致しす

第二百三十六條 登記ヲ受ケルト共ニ取締役ノ代理權ハ清算人ニ移ル然レトモ  
取締役ハ清算人ノ求ニ應ジ清算事務ヲ補助スル義務アリ

問 議決の後登記を経たれを取締役は如何ありませうか  
答 登記を受けると同時に取締役の會社の代理權は最早清算人へ移るもの  
でありませと然れども取締役と清算人の求に應じ清算事務を補助るの義務があ  
り升

第二百三十七條 登記後ニ爲シタル株式ノ讓渡及ヒ清算ノ目的ノ爲メニセサル  
財産ノ處分ハ總テ無効ナリ但特別ノ理由アリテ裁判所ノ許可ヲ得タルトキハ  
此限ニ在ラス

問 株式の讓渡と清算の目的の爲めにせざる財産の處分を登記後ふ爲したる  
ものと無効とある理由を如何  
答 會社解散後と雖も登記前に爲したる株式讓渡と其効あれども登記後は愈  
解散に決したるものなれを其株式と讓渡をすることのできぬものでありませと

又財産の處分とても清算を爲さんとしして之を爲すことではなければ總て無効で  
あり升尤も特別の理由がありて裁判所の許可を得たるときは格別であります  
第二百三十八條 取締役カ總會ノ招集又ハ登記ノ届出ヲ爲サカリシトキハ此カ  
爲メ會社又ハ第三者ニ生ゼシメタル損害ニ付キ其全財産ヲ以テ自己ニ責任ヲ  
負フ

問 其全財産とは取締役の財産を云ひませうか  
答 本條は取締役に於て爲すべきことを爲さる爲め會社又と第三者即ち他  
人に對して損害を加へたるときは其自己の全財産を以て責任を負ひますと  
當然の事でムリませす  
第二百三十九條 解散及ヒ清算ノ費用ハ現在ノ會社財産中ヨリ最モ先ニ之ヲ支  
拂フモノトス

ノモノ有リ  
對人擔保ハ  
之ヲ左ニ掲  
ク第一保  
證第二債務  
者間又ハ債  
權者間ノ連  
帶第三任意  
ノ不可分  
物上擔保ハ  
之ヲ左ニ掲  
ク第一留  
置權第二動  
産質權第三  
不動産質權  
第四先取特  
權第五抵當  
權  
第一部對人  
擔保

問 本條の理由は如何あるものでムリませうか  
答 解散及び清算の費用は恰ど破産の時に裁判所費用等を先に支拂すると同  
じとて現在の財産中より第一に支拂するものとしませす

第十三款 會社ノ清算



第一章

保証

第三條

保証ハ任意ノモノ有リ法律上ノモノ有リ又裁判上ノモノ有リ下ノ第一節乃至第三節ノ規定ハ右三種ノ保証ニ共通ナリ

第一節保証ノ目的及ヒ性質

第四條

保証 或人カ債務者ノ

第二百四十條 清算人ノ職分ニ付テハ第三百三十條及ヒ第三百三十一條ヲ適用ス

問 會社ノ清算とは如何なる事を致しますか

答 清算とは決算と云ふに同義會社の現有財産及び其負債の額を知り以て社員間に分配するの額を定むるを目的とします所のものと云ひまこと此清算に會社現有の商品其他の物件を賣却て金錢に換へ債務を償却し債權を取立るも此中に包含であるものとします  
此清算人を命ずるときと總會を以て之を決すべきものとす若し一社員たりとも之を承諾せぬ者があるときは之を裁判所に請求へて裁判所より之を命ずることに判決するものであります

第二百四十一條 清算人ノ職分ノ履行ニ付テハ總會ヨリ又ハ株主若クハ債權者

ノ申立ニ因リテ裁判所ヨリ清算人ニ訓示ヲ與フルコトヲ得清算人ハ其訓示及ヒ法律ノ規定ヲ遵守スル責任ヲ負フ

問 本條の規定は如何なる事項でムりますか

答 清算人の職分の履行に付ては如何して可なりや疑義の生ずることあります此場合に總會より又は株主若くは債權者の申立に因りて裁判所より

其義務ヲ履行セサルニ於テハ之ヲ履行スルコトヲ諾約スル契約ナリ

此約務ハ債務者ノ過失ニ歸スヘキ不履行ノ場合ニ於テハ債權者ニ賠償スル約務ヲ暗ニ包含ス

第五條

保証ハ主タル義務ノ目的ト異ナルモノヲ目的

其履行方法を断々と訓示とすることが出来ます清算人は其訓示の通にすること勿論法律の規定を遵守しなければなりません

第二百四十二條 會社ノ債權者ノ相當ノ理由ヲ以テ爲シタル申立ニ因リ總會又ハ時宜ニ從ヒテ裁判所ハ債權者ノ利益保護ノ爲メ一人又ハ數人ノ代人ヲシテ

清算ヲ監査シ又ハ清算人ニ參加セシムルコトヲ得

問 債權者の相當の理由とは如何なる事項を云ひますか

答 清算の會社現在の商品其他商業又は工藝の用に供したる物件を賣却て會社の債權を取立以て現有の財産を處置するの職務であるを以て其職務の履行に信難所あらむ利益を保護ため代人をして清算を監査し又は清算人に參加て清算を爲さしむる事ができる是れ清算上は最も他の疑惑の生ず易きを以てなり

第二百四十三條 清算人ハ其選定ノ日ヨリ六十日內ニ會社帳簿ニ依リテ其財産

ノ現況ヲ取調べ少ナクモ三回ノ公告ヲ以テ債務者ニハ其債務ノ辨濟期限ニ至リタル時直チニ之ヲ辨濟ス可ク又債權者ニハ或ル期間ニ其債權ヲ申出ツ可キ旨ヲ催告スルコトヲ要ス但其期間ハ六十日ヲ下ルコトヲ得ス

ト爲ストキ  
ハ保証トシ  
テハ無効ナ  
リ然レモ  
保証人ハ主  
タル債務者  
ノ諾約シタ  
ル物又ハ所  
爲ノ對價ト  
シテ不履行  
ヲ豫見シタ  
ル過怠金額  
ヲ有効ニ約  
諾スルコト  
ヲ得

第六條  
保証人ノ義  
務ハ主タル  
義務ヨリ一  
層大ナルコ  
トヲ得ス

其公告ニハ債權者期間ニ申出ヲ爲ササルトキハ其債權ヲ清算ヨリ除外セラルル旨ヲ附記ス然レトモ清算人ハ期間ニ申出テサル債權者ト雖モ其知レタル者ヲ清算ヨリ除外スルコトヲ得ス

問 六十日以内に三回の公告を以て催告すべしと其理由と如何

答 六十日以内を限りたるは清算人は速に社員に對して債務の辨済を請求せねばなりませぬ若怠慢に依り時日を遷延す内或社員無資力となるときは其損害に付委任の責を任せねばなりませぬ何となれば代理者の資格ある者あるは民法の法則に従ふべきものなれど又債權者は其期限内に申出づることを催告せねば會社は各債權者に支拂をせねばなりませぬ故債權者の勝手に任すと其公告には債權者其期間ニ申出ざるときは清算より除外する旨を公告中に附記す然れども清算人に於て誰某に是丈の債權ありと知れてあるものも期限内に申出ずとも取除くこととせざせん

第二百四十四條 清算人ハ其期間満了前ニ於テハ債權者ニ支拂ヲ爲シ始ムルコトヲ得ス

ヲ得ス又一  
層重キ體様  
ニ服スルコ  
トヲ得ス若  
シ保証人ノ  
義務カ一層  
大ナルトキ  
又ハ一層重  
キトキハ主  
タル義務ノ  
限度及ヒ体  
様ニ之ヲ減  
ス

第七條  
前條ノ禁止  
ノ規定ハ債  
務者ヨリ其  
主タル義務  
ノ爲メ物上  
擔保ヲ供セ

問 本條の理由と如何なるものでムリますか

答 清算人が期間を公告したる支拂と其期間満了る前に債權者に支拂を始むるおとのできぬと會社の財産に餘裕りあるときは差支へなきも不足の場合にと先きに支拂を受けたる者のみに利して後れて至る者は損害を受くるおとがありす故に六十日の期間なれば六十一日目より支拂を爲し始むるものとします

第二百四十五條 期間後ニ申出テタル債權者ハ會社ノ債務ヲ濟了シタル後未ダ株主ニ分配セサル會社財産ノミニ對シテ其辨償ノ請求ヲ爲スコトヲ得

問 期間後申出でたる債權者は如何ありますか

答 期間後即ち六十日間に申出ざる債權者は會社の債務を濟了したる後未だ株主に分配せぬ會社の財産ばかりに對して其弁償の請求を爲すことができず

第二百四十六條 清算人ハ清算ノ爲メ株主ヲシテ其未ダ全額ヲ拂込マサル株券ニ付キ拂込ヲ爲サシムル權利アリ

問 清算前は株主に拂込ざる株券に付拂込を爲さしむる權利ある者は誰か

ナルトキ保  
証人ヨリ其  
從タル義務  
ノ物上擔保  
ヲ供スルコ  
ト妨ケス又  
保証人カ主  
タル債務者  
ヨリ一層嚴  
ナル執行方  
法ニ服スル  
コトヲ妨ケ  
スル保証人  
ハ亦第三者  
ヲ引受人ト  
シテ己レヲ  
保證セシム  
ルコト得此  
引受人ニ對  
シテハ保証

答 清算前即ち未だ解散せぬ間は社員より催促するものとす解散後と總て清  
算人の會社財産上の收支に付きては催促するの權のありませす

第二百四十七條

清算人ハ必要又は有益ト認ムルトキハ何時ニテモ總會ヲ召集  
スルコトヲ得又清算人ハ定款又ハ總會ノ決議ヲ以テ定メタルトキ又ハ總株金  
ノ少ナクモ五分一ニ當ル株主ヨリ申立ツルトキハ總會ヲ召集スル義務アリ

問 清算人に於て總會を召集する權利義務が有りますか

答 清算人は會社に必要又は有益と認むるときは何時にても總會を召集する  
の權利があり又清算人は定款又ハ總會の決議を以て定めたるときは又は總株  
金の少くとも五分一に當る株主より申立つるときは總會を召集すると義務とし  
ます

第二百四十八條

清算人ハ委任事務ヲ履行シタル後總會ニ計算書ヲ差出シテ其  
認定ヲ求ム

問 本條と規定と如何なる理由でありませか

答 清算人の爲したる計算は正確なるものとするか決して正確なるものとし  
ることではだませぬ過誤無しとは云はれませぬ因て清算上の委任事務を終り

人ハ主タル  
債務者ノ地  
位ヲ有ス

第八條

金額又ハ定  
マリタル物  
ニ付キ制限  
シタル保証  
ハ其利息ニ  
モ果實ニモ  
其他ノ附從  
物ニモ及ブ  
コトナシ

第二百四十九條 清算人ハ前條ニ掲ケタル認定ヲ得タルトキハ會社ノ債務ヲ清  
了シタル後ノ財産ヲ各株主ニ其所有株數ニ應ジ金錢ヲ以テ平等ニ分配ス此  
分配ハ總債權者ニ辨償シタル時ヨリ三個月ノ満了ノ後ニ非サレハ之ヲ爲スコ  
トヲ得ス

株主ハ總會ニ於テ金錢ニ非サル物ヲ以テ分配ス可キ決議ヲ爲シタルトキト雖  
モ之ヲ受取ル義務ナシ

問 清算人決算の認定を受けたる後は如何致しますか

答 清算の認定を受けたる後ハ會社の債務を辨償して残りたる財産を以て各  
株主に之を分配します而して此分配ハ總會に辨償したる時より三ヶ月の  
後でなければ之を爲すことを得ざるは債權者に弁償したりとも後如何  
ある事が出來するも計られぬを以て先づ三ヶ月を待てる後債權者より何等  
の事をも申出でずと認むるときは此分配を爲して差支なきものとするなり

然レトモ主  
タル義務ノ  
無限ノ保証  
ハ填補ノ利  
息延延ノ利  
息其他此債  
務ノ天然上

法律上又ハ合意上ノ附從物ニ及ビ又主タル債務者ニ對シテ爲シタル最初ノ訴ノ費用ト其訴ヲ保証人ニ告知シタル以後ノ費用トニモ及フ  
第九條 總テ有效ナル義務ハ之ヲ保証スルコトヲ得無能力者ノ取消スコトヲ得ヘキ義

問 株主は金錢に非ざる物の分配を受くる義務なしと如何なる理由であるか  
答 己むを得ざれば之を受取るも當然受取るべき義務はなき也へに斯く規定したるものなり此共有財産を現物の儘分配することに付き説あり曰く總て分配者は共同の財産に付共有權を有する者なり而して此共有財産を賣却するときは分配者の物上權を變て單純なる對人權をなすが故に強て之を賣却するは分配者の權利を害すべしと此説株式會社に付て論ずると此と精確なるやうに覺ゆます若し強て之を賣却する方を可とせむ困難なる極論に至るべし即ち會社解散已前に在ては自由其株式を賣却することが出来るも解散已後に至て賣却するときは其賣買無効にはあひませぬけれども他の社員は買受代價を買主に償ひ以て其株式を取戻との權あります  
第二百五十條 清算ノ終リタル後清算人ハ總計算書及ヒ一般ノ事務報告書ヲ總會ニ差出シテ卸任ヲ求ム若シ總會ニ於テ卸任ヲ許ササルトキハ裁判所ハ清算人ノ申立ニ因リ其命令ヲ以テ之ヲ許スト否トキ定ム但其命令ニ對シテ即時抗告ヲ爲スコトヲ得  
問 清算を終りたる後清算人如何なる手續にて解任を求むることを得るか

務ト雖モ亦有效ニ之ヲ保証スルコトヲ得其義務力裁判上ニテ取消サレタル後ト雖モ保証ハ其効力ヲ存ス但保証人カ其保証ノ實際債務者ノ無能力ヲ知リタルトキ限ル  
第十條 何人ニテモ將來ノ債務ヲ保証スルコトヲ得又

か  
答 清算の終りたる後は清算人と總計算書及び一般の事務報告書を總會に差出して卸任を求めます若し總會に於て解任せぬときは裁判所の命令を以て之を許すと否とを定めます  
第二百五十一條 清算人ハ其行爲ニ付キ總會ノミニ對シテ責任ヲ負フ然レトモ其行爲ニ因リ或ル株主ノ一己ノ權利ヲ害シタルトキハ其株主ハ清算人ニ對シテ其權利ノ承認及ヒ損害ノ賠償ヲ求ムルコトヲ得  
問 清算人の責任は何れに對して負ふものでありますか  
答 清算人の任命元總會に在るを以て只總會との對して責任を負ひます然れども或株主の一己の權利を害したると此は其株主は清算人に對して其權利の在る所を認め及び損害の賠償を求むることが出来ます  
第二百五十二條 清算人ハ卸任ヲ得タル後商業登記簿ニ清算終了ノ登記ヲ受ケ且之ヲ公告ス其公告ニハ清算ニ付キ生シタル會社ニ對スル請求アレハ之ヲ三個月ノ期間ニ主張ス可キ旨ノ催告ヲ附ス其請求アリタルトキハ清算人ニ於テ之ヲ辨了ス

債務者又ハ  
債務者ノ方  
ニ於テ隨意  
ノ條件ニ係  
ル債務オモ  
保証スル  
ヲ得但保証  
人ニ於テ其  
債務ノ性質  
及ヒ廣狹ヲ  
査定スル  
ヲ得ルトキ  
ニ限ル  
第十一條  
何人ニテモ  
債務者ノ委  
任ヲ受ケ又  
ハ其不知ニ  
テ又ハ其意  
ニ反シテモ

問 清算人卸任を得ました後は如何の事務ありますか  
答 卸任を得たる後は商業登記簿に清算終了たる登記を受け之を公告するも  
のどす其公告には清算を爲したるを付し生じたる會社に對して請求すること  
あれば之を三ヶ月間請求すべき旨の催促の公告を附記へます其請求ありた  
るときは清算人に於て之を辨償して其責を了るものとします

第二百五十三條 清算中ニ現在ノ會社財産ヲ以テ會社ノ總債權者ニ完済シ能ハ  
サルコトノ分明ナルニ至リタルトキハ清算人ハ破産手續ノ開始ヲ爲シテ其旨  
ヲ公告シ且會社ノ取引先ニ通知ス

此場合ニ於テ既ニ債權者又ハ株主ニ支拂ヒタルモノ有ルトキハ之ヲ取戻スコ  
トヲ得清算人カ貸方借方ノ此ノ如キ關係ナルコトヲ知リテ爲シタル支拂ニシ  
テ其受取人ヨリ取戻シ得サルモノニ付テハ債權者ニ對シテ其責任ヲ負フ  
問 本條は如何なる事項を規定したるものでありますか  
答 清算人清算に取懸りたるに現に會社に在る所の會社財産を以て到底會社  
の總債權者に悉く辨償するまでの分明なるに至りたる時は清算人は破産手  
續の手始をして其旨を公告し且會社の取引先に通知するものとします

其保証人ト  
ナルコトヲ得  
辨濟シタル  
保証人ノ其  
債務者ニ對  
スル求償ハ  
第二節第二  
款ニ於テ之  
ヲ規定ス  
第十二條  
有効ニ保証  
人ト爲ルニ  
ハ一般ナル  
ト債務者ニ  
對スルトキ  
問ハス無償  
ニテ義務ヲ  
負擔スル能  
力ヲ有スル  
コトヲ要ス

此場合ニ於て清算人がもはや債權者又ハ株主ニ支拂ひたるものあるときは之  
を過愈とせずして取戻すべしとすべきものと清算人が清算上に到底債  
務を支拂ふことができぬを知りて爲したる支拂にして其受取人より取戻すこ  
とのできぬものよ付ては清算人債權者對して其責任を負ふものとします  
第二百五十四條 總會ノ決議ニ依リテ會社ノ帳簿及ヒ其他ノ書類ノ貯藏ヲ委任  
セラルタル者ノ氏名住所ハ清算人ヨリ之ヲ裁判所ニ届出ツ可シ此届出前ニ在  
テハ清算人其貯藏ノ責任ヲ負フ

問 帳簿は如何なる所に貯藏して置きますか  
答 別段定めたる所なければ至て堅牢なる倉庫を借りて之を貯藏へるものと  
します而して其委任を受けたる者之を保管るものとします

第二百五十五條 清算ノ結果即チ左ノ事項ハ清算人ヨリ裁判所ニ届出テ且之ヲ  
公告ス可シ  
第一 支拂又ハ示談ニ因リテ總債權者ニ辨償ヲ爲シタルコト  
第二 會社ノ殘餘財産ヲ株主ニ分配シタルコト及ヒ其分配ノ金額  
第三 清算費用ヲ辨濟シ及ヒ清算ニ付キ生シタル請求ヲ辨了シタルコト

然レモ主タル契約カ有償ナルモ保証人ノ債務者ニ對スル無能力ハ債權者カ之ヲ知リタルトキニ非サレバ保証人ヨリ債權者ニ其無能力ヲ以テ對抗スルコトヲ得ス

第四 總會ヨリ又ハ裁判所ノ命令ニ因リテ卸任ヲ得タルコト

第五 會社ノ帳簿及ヒ書類ノ貯藏ニ關スル處置ヲ爲シタルコト

第六 會社ノ株券又ハ債券ノ其効力ヲ失ヒタルコト

其清算ノ結果ハ亦清算人ヨリ地方長官ヲ經由シテ主務省ニ届出ツルコトヲ要ス

問 清算の結果とは如何なる事項を申しますか

答 清算の結果とは本條の第一より第六に至る事項にして清算を爲したるに付き生じたる事項なり之を一々左に述べます

第一は正當に支拂をなし又之示談を爲して辨償を爲したること

第二は會社の財産を以て總債權者ハ支拂をなし其殘餘を以て株主に分配したること及び其分配したる金額は何程

第三は清算費用を弁済し及び清算に付き生じたる請求即ち第二百五十二條の規定のものを辨済し了りたること

第四は總會又は裁判所より卸任を得たること

第五は第二百五十四條の規定に従ひ會社の帳簿及び書類の貯藏を係る處置を爲したること

カニ事情ヨリ生スルコトヲ要ス然レモ其意思ハ契約者ノ一方ノ他ノ一方ニ勸メ又ハ其一方ノ現在若クハ將來ノ有資力ヲ確言シタル事實ノミヨリ之ヲ推測スルコトヲ得ス若シ証書ノ署名者中ノ一人カ共同債務者ナルカ又ハ保証人

爲したるものと

第六は會社の株券又は債券は清算の登記を受けたるより始めて其効力を失ふものあれば其効力を失ひたること

右の事項は清算人より裁判所に届出ると共に公告を爲すものとす

第四節 罰則

第二百五十六條 業務擔當ノ任アル社員又ハ取締役ハ左ノ場合ニ於テハ五圓以上五十圓以下ノ過料ニ處セラル

第一 本章ニ定メタル登記ヲ受クルコトヲ怠リタルトキ

第二 登記前ニ開業シタルトキ

問 過料とは如何なる性質を有するものでムります

答 過料といハ社員杯の業務上の過失怠慢に科するものにして不正即ち刑事に屬する事柄に科するものではありません本條に掲げたる二ヶの事項は法律規則に背きたる過料あり

第二百五十七條 株式會社ノ取締役ハ左ノ場合ニ於テハ五圓以上五十圓以下ノ過料ニ處セラル

ナルカニ付  
キ疑アルト  
キハ之ヲ保  
証人ト見做  
ス  
第十四條  
保証人ノ義  
務ハ其相續  
人ノ負擔ニ  
歸シ又債權  
者ノ相續人  
ノ利益ニ歸  
ス但反對ノ  
要約アルキ  
ハ此限ニ在  
ラス  
第十五條  
債務者カ保  
証人ヲ立ツ  
ヘキ合意ヲ

第一 株主名簿ヲ備ヘス又ハ之ニ不正ノ記載ヲ爲シタルトキ  
第二 會社解散ノ場合ニ於テ總會ノ招集又ハ株主ヘノ通知ヲ怠リタルトキ  
問 不正ノ記載を爲したるとき如何ある事柄を申しますか  
答 株式申込の数を減したり又増したり曖昧の記載を爲すを云ひます  
本條第一の事項の如きは其所爲不正に屬するものなれを必ら罰に處すべ  
中に之を重きものとす

第二百五十八條 株式會社ノ取締役ハ左ノ場合ニ於テハ二十圓以上二百圓以下ノ過料ニ處セラル

第一 第二百十六條ノ規定ニ反シ株金ノ全部又ハ一分ヲ拂戻シタルトキ

第二 第二百十七條ノ規定ニ反シ會社ノ爲メ其株券ヲ取得シ又ハ質ニ取リ又ハ公賣セサルトキ

第三 第二百十八條又ハ第二百十九條ノ規定ニ反シ利息又ハ配當金ヲ株主ニ拂渡シタルトキ

第四 第二百二十五條ノ場合ニ於テ會社ノ金匣、財産現在高、帳簿及ヒ總テノ書類ノ檢査ヲ妨ケ又ハ求メラシメタル説明ヲ拒ミタルトキ

合資會社ノ業務擔當ノ任アル社員又ハ取締役カ第百五十三條ノ規定ニ反シ利息又ハ配當金ヲ社員ニ拂渡シタルトキハ亦本條ニ定メタル罰則ヲ之ニ適用ス

問 第二百十六條の規定第二百十七條の規定を明示あり度し  
答 第二百十六條は會社ノ株金の全部又ハ一分を株主ニ拂戻すことを禁じたる規定なり第二百十七條の規定は會社ノ自己の株券を所持し又之を質に取ること禁じたるあり此等の事は皆會社の爲すべき事にあらざるを以て堅く之を禁じたるに之を爲したるものなればあり

第二百五十九條 株式會社ノ清算人ハ左ノ場合ニ於テハ十圓以上百圓以下ノ過料ニ處セラル

第一 第二百四十三條ニ定メタル公告ヲ爲スコトヲ怠リタルトキ

第二 第二百五十三條ノ規定ニ反シ破産手續ノ開始ヲ爲スコトヲ怠リタルトキ

問 第二百四十三條第二百五十三條の規定に反したるときは會社及び株主に對して如何なる損害を被ふらしむるや  
答 第二百四十三條の規定に背きたるときは債權者は會社財産の支拂を受け

以テ義務ヲ  
負ヒタルト  
キハ其債務  
者ハ債務ノ  
性質及ヒ大  
小ニ應シ有  
資力ノ人ニ  
非サレハ保  
証人トシテ  
之ヲ立ツル  
コトヲ得ス  
若シ右ノ保  
証人カ無資  
力ト爲リタ  
ルトキハ債  
務者ハ前項  
ト同一ノ條  
件ヲ具備ス  
ル他ノ者ヲ  
立ツルコト

ヲ要ス」此  
 他保証人ハ  
 義務ヲ履行  
 ス可キ控訴  
 院ノ管轄地  
 内ニ於テ住  
 所ヲ有シ又  
 ハ假住所ヲ  
 定ムルヲ要  
 ス」債權  
 者ヨリ人ヲ  
 指定シテ保  
 証人ヲ要約  
 シタルハ  
 本條ノ條件  
 ヲ要セス

ざるの損害を被り債務者は無資力者となりて會社に對して辨濟する事能  
 はざる者あるに至りて會社に對して損害を加へるの恐あり第二百五十三條の  
 規定ニ背きたる者は會社財産を以て總債權者に弁濟し盡す事のできぬを  
 知りながら債權者又は株主に支拂をなさんとせんと會社破産手續を怠りたる  
 ものとして處罰するなり

第二百六十條 株式會社ノ清算人ハ左ノ場合ニ於テハ二十圓以上二百圓以下ノ  
 過料ニ處セラル

第一 第二百四十四條ノ規定ニ反シ債權者ニ支拂ヲ爲シ始メタルトキ  
 第二 第二百四十九條ノ規定ニ反シ株主ニ分配ヲ爲シタルトキ  
 本條は別段御尋申す事項が有りませぬ故次條に就きて承ります

第二百六十一條 前數條ニ掲ケタル過料ハ裁判所ノ命令ヲ以テ之ヲ科ス但其命  
 令ニ對シテ即時抗告ヲ爲スコトヲ得

過料ノ辨納ニ付テハ業務擔當ノ任アル社員取締役又ハ清算人連帶シテ其責任  
 ヲ負フ

問 過料の弁納に付ては業務担当の任ある社員取締役と連帶して其責任を負

証人ヲ立ツ  
 ルコト能ハ  
 ザルトキハ  
 十分ナル物  
 上擔保ヲ與  
 フルコトヲ  
 得

第十七條  
 商証券ノ保  
 証及ヒ仲買  
 人カ委託者  
 ニ對シテ諾  
 約シタル擔  
 保ノ特例ハ  
 商法ニ於テ  
 之ヲ規定ス  
 第二節保證  
 ノ効力  
 第一款保証  
 人債權者

ふものとするに如何なる理由でムりますか  
 答 御尤の御尋であります其所為と各其擔當する所の者反し又は爲したる  
 まどなれども社員が爲したるときと會社に向つて過料を命令せらるゝを以て  
 連帶して其責任を負ふものとす

第二百六十二條 業務擔當ノ任アル社員取締役、監査役又ハ清算人ハ左ノ場合  
 ニ於テハ五十圓以上五百圓以下ノ罰金ニ處セラレ情重キトキハ罰金ニ併シ一  
 年以下ノ重禁錮ニ處セラル

第一 官廳又ハ總會ニ對シ書面若クハ口頭ヲ以テ會社ノ財産ノ現況若クハ  
 業務ノ實況ニ付キ故意ニ不實ノ申立ヲ爲シ又ハ不正ノ意ヲ以テ其現況若  
 クハ實況ヲ隱蔽シタルトキ

第二 公告ノ中ニ詐偽ノ陳述ヲ爲シ又ハ事實ヲ隱蔽シタルトキ

前ニ掲ケタル者ノ外會社ノ他ノ役員及ヒ使用人カ之ト共ニ犯シタルトキハ亦  
 右ノ罰ニ處セラル

問 本條に掲ぐる事項之何故刑法を以て處罰せらるゝや  
 答 本條に記載する所爲之官廳又は總會を欺き且不正の意を以て會社の財産



問ノ保証ノ効力

第十八條 債權者ハ債務者ニ義務履行ノ催告ヲナシタルモ其効果アラサリシコトノ證據ヲ保証人ニ示サスシテ之ヲ訴追スルコトヲ得ス然レモ債權者カ行方知ラス又ハ破産ノ宣告ヲ受ケ若クハ顯然タル無

の現況若くは業務の實況を隠蔽して正實の申立を爲さず又は公告中に詐偽の事を陳述して會社の事實を隠蔽したる如きは皆な刑事の性質あるを以て刑法を以て處斷せらるゝは當然なり

第二百六十三條 發起人カ株式申込ニ付キ詐偽ノ記載ヲ爲シタルトキハ二十圓以上二百圓以下ノ罰金ニ處セラル

問 株式申込に付詐偽の記載を爲したると刑事の性質ではありませぬか

答 詐偽の所爲を以て他人に損害を加へたる者は矢張刑事の犯罪あして第二百六十四條に刑事裁判上の手續を以てする旨を規定せられたり

第二百六十四條 前二條ニ掲ケタル罰ニ處スルニハ刑事裁判上ノ手續ヲ以テス本條は別段意義理由の尋ねべきなし

第五節 共算商業組合

第二百六十五條 共算商業組合ノ契約ハ會社ニ關スル本法ノ規定ニ從フコトヲ要セス其契約ニ因リテ商事會社及ヒ會社財産ハ成立セス

問 共算商業組合とは如何なるものでありませぬか

答 共算商業組合とは商事會社に似て全く之と別種あるものを云ひます即ち

資力ノ形状

ニ在ルトキハ右ノ催告ヲ必要トセス

第十九條

保証人ハ右ノ外下ノ制限及ヒ條件ニ從ヒ債權者カ豫メ債務者ノ財産ヲ檢索シテ之ヲ賣ラシムルコトヲ債權者ニ要求スルコトヲ得

第二十條 保証人ハ明

其契約に因りて商事會社及び會社財産の成立つものでありませぬ

第二百六十六條 二人以上共通ノ計算ヲ以テ一時ノ商取引又ハ作業ヲ爲スナ當座組合トシ契約實行ノ爲メ其一二ノ組合員若クハ總組合員ニ於テ又ハ共同代理人ヲ以テ爲シタル行爲ニ付テハ第三者ニ對シテ各組合員直接ニ連帶ノ權利義務ヲ有ス

問 本條は如何なる事を規定したるものでありませぬか

答 共算商業組合に三ありませぬ二人以上の商人が共通計算にて一時の商取引又は作業の爲め結ぶものを當座組合法と云ふ此組合にては組合員總体は組合外の人を對して連帶の權利義務を有するあり

第二百六十七條 二人以上各自別箇ニ一時ノ商取引若クハ作業ヲ爲シ又ハ商業ヲ營ムト雖モ此ニ因リテ生スル損益ヲ共分スルコトヲ契約シタルモノヲ共分

組合トシ各組合員亦前條ニ掲ケタルト同シキ連帶ノ權利義務ヲ有ス然レトモ他ノ組合員ノ爲シタル行爲ヨリ生スル請求ニ對シテハ先訴ノ抗辨ヲ爲ス權利アリ

問 本條の意義は如何なるものでありませぬか



ルモノヲモ  
指示スルコ  
トヲ得ス  
債務者ニ属  
スル動産ニ  
付テハ債務  
者之ヲ物上  
擔保トシテ  
既ニ債權者  
ニ供シタル  
トキニ非サ  
レバ保証人  
其檢索ヲ要  
求スルコト  
ヲ得ス  
財産篇  
第二部第  
一節  
第三款合意  
ノ効力

第二百五十一條 匿名組合ノ契約ハ其契約ニ於テ時期ヲ定メサリシトキハ六ヶ月前ノ豫告ヲ以テ之ヲ解除スルコトヲ得又其契約ハ營業者ノ破産若クハ死亡又ハ其營業ノ廢止ヲ以テ終ル

問 匿名組合ノ契約を解除する方法は如何でんか

答 契約に於て時期を定めさせぬときは六ヶ月前の豫の公告を以て之を解除することができ又其契約と營業者ノ破産とるか若くは死亡又は其營業を廢止したる時に終るものとす

第二百五十二條 契約解除ノ場合ニ於テハ匿名員ノ負擔ニ歸ス可キ損失及ヒ債務ヲ引去リタル後其出資額ヲ之ニ拂戻スコトヲ要ス

問 契約解除の場合出資額拂戻すに如何致しすか

答 御尋の議は匿名員ノ負擔とあり又其損失及ヒ債務を引去りたる後其出資を之に拂戻すこととす

第二百五十三條 匿名員ハ契約解除ノ場合及ヒ毎事業年度ノ終ニ於テ計算書ノ差出ヲ求メ及ヒ商業帳簿並ニ書類ヲ展閱調査セント求ムル權利アリ

第一則當事者間及ヒ其承繼人間ノ合意ノ効力

第三百二十七條 適法ニ爲ミタル合意ハ當事者ノ間ニ於テ法律ニ同シキ効力ヲ有ス此合意ハ當事者ノ雙方カ承諾スルニ非サレハ之ヲ廢能スルコトヲ得ス但法律カ

此規定ハ第二百六十六條及ヒ第二百六十七條ニ掲ケタル場合ニモ亦之ヲ適用ス

問 本條之如何なる場合を規定したるものでんか

答 匿名員は契約解除の場合及び毎事業年度の終に於て計算書の差出を求め及び商業帳簿並に書類を展閱調査んと求めまする權利が有ります

第七章 商事契約  
第一節 契約ノ種類

第二百七十四條 商事契約ハ明示又ハ默示ニテ之ヲ取結フコトヲ得

問 契約とは如何なることと云ひますか

答 契約は民法の原則に従ふと勿論を以て商事の契約は又一種別あるものも有るに於ては特に商事契約の目を掲げたり然るに原則たる民法の契約の事を茲に述べます契約とは約束と同じ様なれども約束と廣く契約は狭し而して契約と唯人權即ち義務を設くるを目的とする場合と於て用ふる所の特別の名稱であり又其契約に雙方のものあり一方のもののあり又其契約を雙方又は相互と云ひます一人若方と對して相互に義務を負ふときは其契約を雙方又は相互と云ひます一人若

一方ノ意思ヲ以テ廢罷スルコトヲ許セル場合ハ此限ニ在ラス

第三百廿八條

當事者ハ合意ヲ以テ普通法ノ規定ニ依ラサルコトヲ得又其効力ヲ増減スルコトヲ得但公ノ秩序及ヒ善良ノ風俗ニ觸ルハコトヲ得ス

くは數人の結約者が他の一人又は數人の結約者に對し相互にあらざりて義務を負ふときハ其契約を一方と云ふ雙方契約の數は一方契約より多し賣買、交換、會社の諸契約の如き皆雙方契約なり賣買契約に於ては賣主にハ物件を引渡すの義務あり買主には代價を拂ふの義務あり交換契約、會社の契約に於ても亦雙方契約なり之に反して耗尽物の貸借は一方契約なり何となれハ此契約に於ては借主が貸主へ物件を返還すべき義務を負ふのときこれを贈與の契約も一方契約なり何となれハ贈與人が受贈人に物件を引渡すの義務を有するのみなれとあり

契約にて有償のものあり又無償のものあり結約者が其他方若くは他人の爲めに供與るものを有償又は専利の契約と云ふ結約者の一方が他方の爲めに供與るものと爲さずして之より利益を收むるものを無償又之恩惠の契約と云ふ

問 明示の契約黙示の契約と如何

答 承諾と文書、言詞又は徴候を以て之を爲すを明示と云ひ承諾を表はさず暗黙にて爲すを黙示と云ふ此契約何れにてもできるなり暗黙の契約とは例へて某あり余に或る物品の販賣を委託す余其明示の承諾を爲さずと雖も某に其

第三百二十

九條 合意ハ當事者ノ明示及ヒ黙示ノ効力ノミナラス尙ホ合意ノ性質ニ從ヒテ條理若クハ慣習ヨリ生シ又ハ法律ノ規定ヨリ生スル効力ヲ有ス

物品を送附り又甲あり余と約して余と乙に其債務を弁済するの代理を依頼す余は其返辭をせずして其事を執行へり此場合を黙示の承諾を爲せしものと云ふ

第二百七十五條

商事契約ノ旨趣ハ當事者ノ眞實及ヒ確定ナル共通ノ意思ニ依リテ定マルモノトス其意思ハ商慣習ト商人タル者ノ當然ノ思考トニ從ヒテ解釋ス可シ

問 商事の契約とは民法と如何なる區別がありますか

答 商事契約の旨趣は双方の眞實と確定ある承諾の意思に依りて定まるものとし、ます而して其意思と其地方の商業上の慣例と商人たるもの、當然の思考とを從ひて之を推定するものであります

第二百七十六條

明示ノ契約ハ書面、口頭又ハ容態ニテ之ヲ取結フコトヲ得問 容態を以て契約を取結とは如何致すことを申しますか

第二百七十七條

主ナル目的物カ五十圓ノ價額ヲ超ユル契約ハ其履行ヲ即時ニ